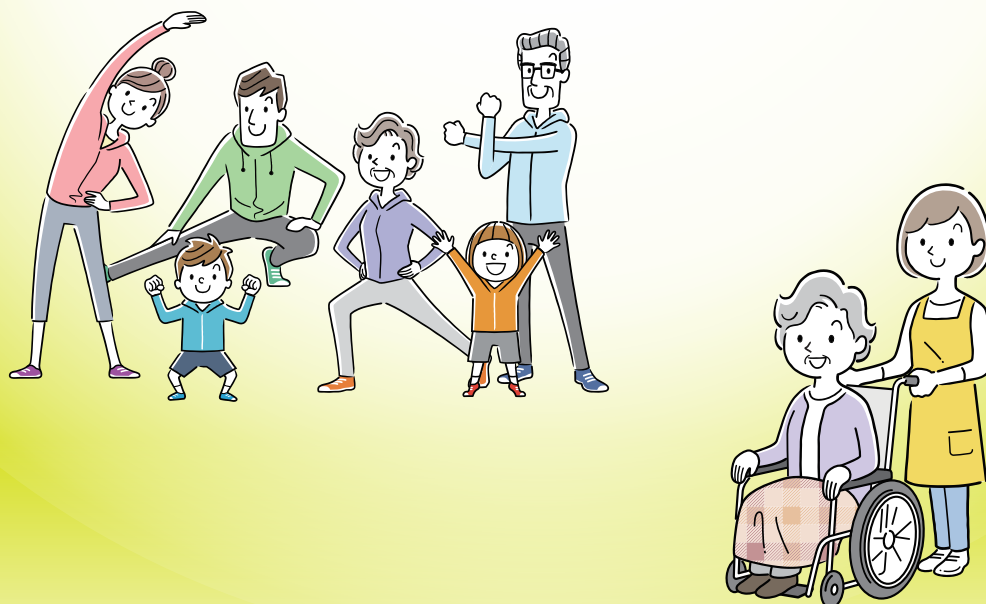


石垣市
高齢者福祉計画
介護保険事業計画
パールプランいしがき

第9期：令和6年度～令和8年度



はじめに

少子化・高齢化が進展するなか、本市におきましても高齢者は増加傾向で推移しており、令和5年9月時点において、高齢化率23.4%と超高齢社会となっています。目前の2025年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳となり、その先の2040年には「団塊ジュニア世代」が65歳以上となって高齢者人口がピークを迎えることから、介護サービスの需要が更に増加・多様化していくことが想定されます。



介護保険制度は、地域の高齢者の方々が安心して快適な生活をおくるため不可欠な取り組みであり、その重要性はますます高まっております。制度創設から23年が経過し本市におきましても、第1期計画（平成12年4月）から第8期計画の間、年次的に介護サービス利用者及びサービス提供事業者数も増え、今日では、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着・発展しております。

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定にあたりましては、「在宅介護実態調査」及び「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、市内介護サービス事業所向けの調査等を踏まえつつ、石垣市の現状分析や将来推計を活用して、令和6年度から令和8年度までの各種介護サービス量を適切に見込むとともに今後の人口動態を見据えた中長期的な視点に立ち、制度の持続可能性を維持しながら高齢者が住み慣れた地域の中で、お互いに支えながら安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指した施策等、介護サービス基盤整備に努めてまいります。

「住み慣れた地域で ともに支え合い 安心して健やかにくらするまち ユイマールいしがき」を基本理念に掲げ、今後とも、市民の皆様と共に地域の高齢者福祉の推進に取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提言を賜りました石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の皆様をはじめ、ご協力いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

石垣市長 中山義隆

***** 目 次 *****

第1章 計画の策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置づけ	7
3 計画の期間	8
4 計画の策定体制	8
(1) 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置	8
(2) パブリックコメントの実施	8
(3) 各種調査の実施	8
5 第9期介護保険事業計画のポイント	9
6 SDGsとの関連	10
第2章 石垣市の現状	11
1 石垣市の高齢者を取り巻く現状について	11
(1) 石垣市の人口推移	11
(2) 高齢者人口および高齢化率の比較と推移	13
(3) 高齢者単身世帯数および高齢者単身世帯割合の比較と推移	15
(4) 要介護等認定者の状況	17
(5) 介護サービス受給者数と給付費の推移	19
(6) 介護サービス別給付費の計画値と実績値	22
(7) 認知症高齢者等の推移	25
(8) 医療・介護ニーズの予測	26
2 高齢者等実態調査からみえる石垣市の現状と課題	27
(1) 調査の目的	27
(2) 調査の概要	27
(3) 調査結果の概要と課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本方針	43
3 施策体系	44
4 日常生活圏域について	45
5 地域包括ケアシステムの目指す姿	46
第4章 個別施策の推進	47
基本施策1 総合的な相談支援体制の強化	47
基本施策2 介護予防事業の推進	55
基本施策3 健康と生きがいづくりの推進	59
基本施策4 地域における支え合い活動の推進	64

基本施策5	認知症施策の推進	67
基本施策6	各種生活支援事業の充実	70
基本施策7	居住環境の充実とバリアフリーのまちづくり	73
基本施策8	防犯・防災対策の充実	75
基本施策9	介護保険サービスの適切な運用と制度の円滑な実施	78
第5章 介護保険事業量の推計		84
1	介護保険料算定の手順	84
2	人口推計	85
	(1) 総人口の推計	85
	(2) 被保険者数の推計	86
	(3) 要支援・要介護認定者数の推計	87
3	サービス事業量の見込み	88
	(1) 居宅サービス事業量の見込み	88
	(2) 地域密着型サービス事業量の見込み	92
	(3) 施設サービス事業量の見込み	94
4	給付費等の見込み	95
	(1) サービス別給付費の見込み	95
	(2) 地域支援事業費の見込み	97
	(3) 標準給付費の見込み	99
5	第9期計画期間中の介護保険料	100
	(1) 費用負担の割合	100
	(2) 第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額（保険料収納必要額）	101
	(3) 第9期保険料について	102
第6章 計画の推進に向けて		104
1	計画の推進体制	104
2	計画の進行管理および評価	104
資料編		105
1	石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	105
2	石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員	107
3	用語解説	108

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

令和5（2023）年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は令和4（2022）年10月1日現在、1億2,495万人、うち、65歳以上人口は、3,624万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。また、令和5（2023）年4月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」によると、我が国の総人口は、長期の減少過程に入っており、令和13（2031）年に人口1億2,000万人を下回ったのちも減少を続け、令和38（2056）年には9,965万人となると推計されています。

総人口が減少する中で65歳以上人口が増加することにより高齢化率は上昇を続け、令和19（2037）年に33.3%となり、人口の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。令和25（2043）年以降は、65歳以上人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、令和52（2070）年には38.7%に達し、人口の2.6人に1人が65歳以上、また、人口の約4人に1人が75歳以上となる社会が到来すると推計されています。

目前の2025年には、我が国ではいわゆる「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となります。そして高齢者の5人に1人が認知症となり、その数は700万人に達すると言われていています。さらに、その先の2040年にはいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進行に加え、一人暮らし高齢者・高齢者のみの世帯の更なる増加や認知症高齢者の増加、介護する家族の負担の増加や高齢者虐待など様々な問題への対応が急務となっています。加えて、労働人口（担い手）が大幅に減少することが予想されており、介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大していくことや、介護の担い手不足の更なる深刻化が考えられます。

本市では、令和3（2021）年3月に「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）」を策定し、「すべての高齢者が健康で生き活きと安心してらせるまち ユイマールいしがき」の実現を目指し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしく充実した暮らしが送れるような体制づくりを推進してきました。

また、国からは、第9期介護保険事業計画の策定に向けて地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくとともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、制度の持続可能性を確保する検討を進めていくことが示されました。

こうした2025年及び2040年の状況を見据えた上で、社会経済情勢の変化、また、感染症等がもたらす新たな課題にも対応しながら、引き続き、総合的、計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

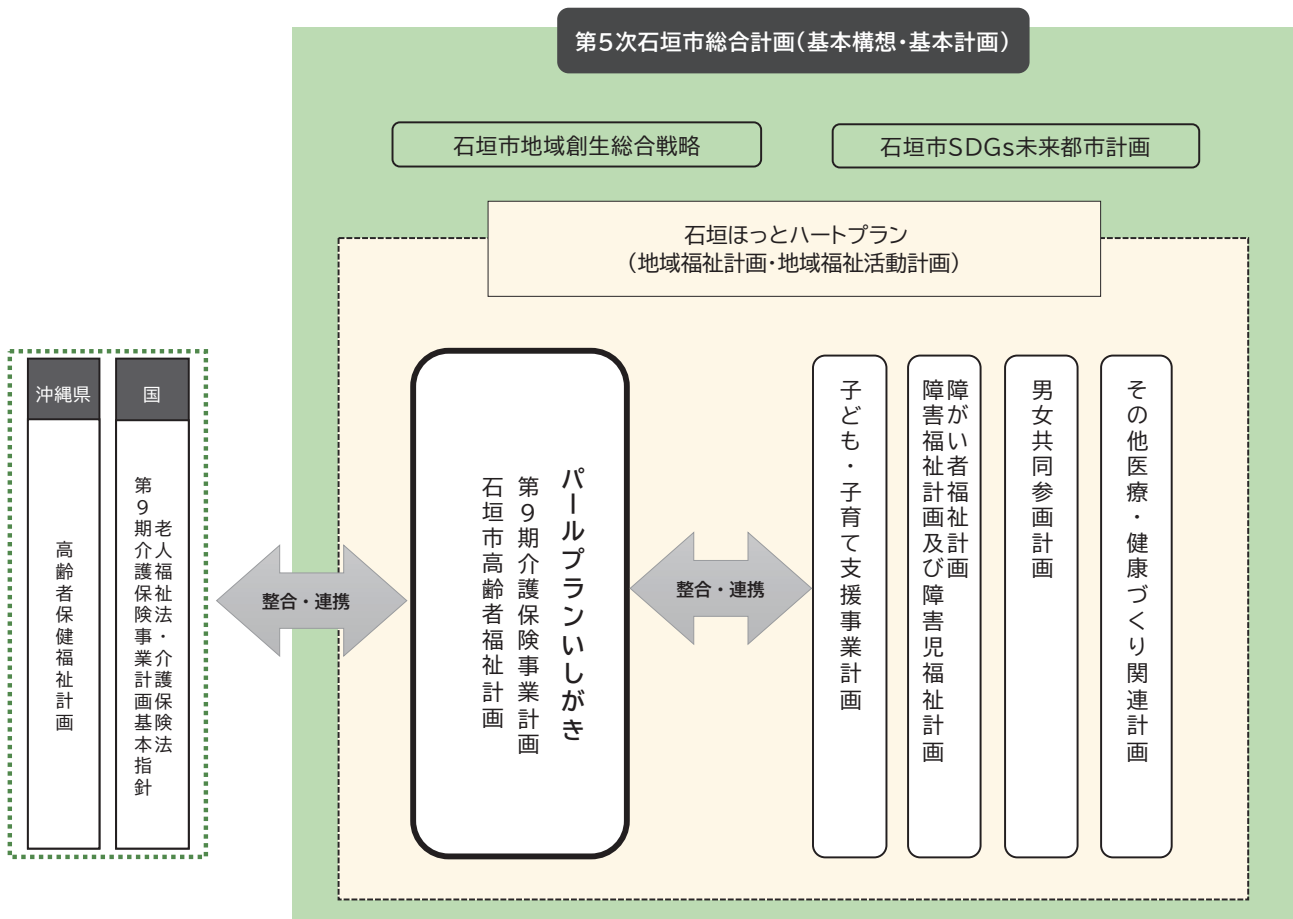
2 計画の位置づけ

本計画は、「市町村老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）」と「市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）」を一体的なものとして策定します。

また、「第5次石垣市総合計画（前期基本計画）」や「第3次石垣市地域福祉計画・地域福祉活動計画」をはじめ、「医療計画」等の他の計画[※]と相互に連携し、その他法律の規定による計画との調和に配慮したものとします。

※ 他の計画等との関係

地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画、賃貸住宅供給促進計画、障害福祉計画、健康増進計画、生涯活躍のまち形成事業計画、その他法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものとする。



3 計画の期間

高齢者福祉計画は、介護保険事業計画との整合性を図るものとして、計画期間を同時期とします。

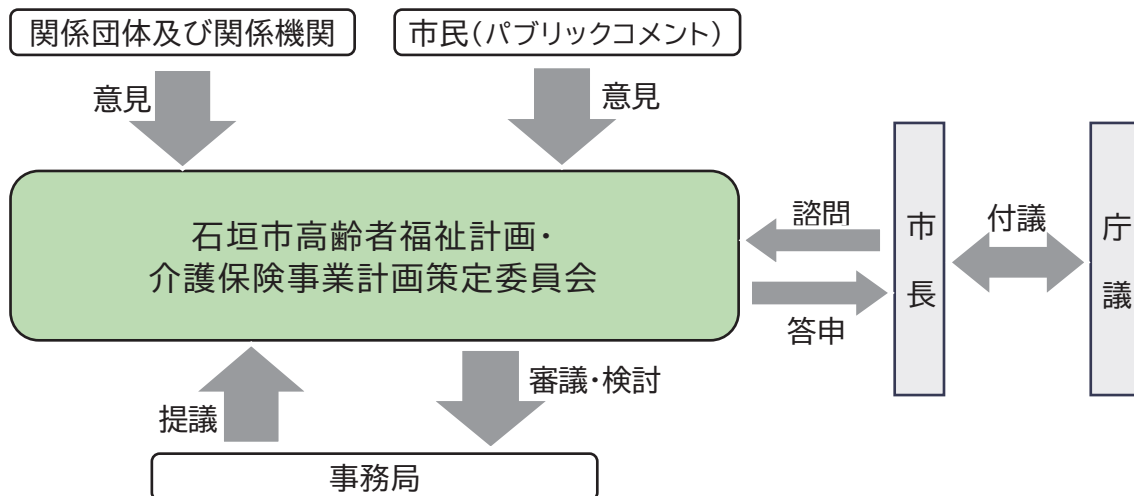
計画の期間は、令和6年度を初年度として令和8年度までの3か年間とします。

令和3年度～令和5年度	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度～令和11年度 (2027年度～2029年度)
パールプランいしがき 高齢者福祉計画・第8期介護保険 事業計画	高齢者福祉計画・第9期介護 保険事業計画 パールプランいしがき			高齢者福祉計画・第10期 介護保険事業計画

4 計画の策定体制

(1) 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の設置

学識経験を有する者、社会福祉関係者、地域福祉関係者、市職員等で構成される「石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容について協議、審議、調整を行います。



(2) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く市民のみなさまからの意見を募るため、計画素案を公表し、意見募集を行う「パブリックコメント」を実施します。

(3) 各種調査の実施

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方を検討するためには、本市の課題や市民のニーズを把握する必要があります。そこで、本市に在住する高齢者の日常生活の状況や健康状態、介護サービスの利用状況等を把握し今後の高齢者福祉施策の推進に係る基礎資料とするため、令和4年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」、また令和5年度に「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」及び「介護人材実態調査」を実施しました。

5 第9期介護保険事業計画のポイント

第9期介護保険事業計画の策定については、第8期介護保険事業計画の基本方針を踏襲し、地域包括ケアシステムの深化・推進並びに介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保について、引き続き取組を進めていくことが国の基本方針として示されています。

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

6 SDGsとの関連

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで、国連加盟国 193 か国すべての国の合意により採択されたもので、2030 年までに持続可能でより良い世界を目指すため、貧困撲滅、自然環境、経済成長、不平等の解消などの 17 の目標 (ゴール) と、169 の具体的な活動 (ターゲット) により構成されています。

SDGs は、先進国・途上国共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という理念の下、すべての国において、行政、企業、教育機関などのあらゆるステークホルダー (関係者) が役割を重視し、経済、社会、環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意された普遍的なものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

本市においても、関連する以下の 10 の開発目標について、本計画の各施策を推進していきます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 石垣市の現状

1 石垣市の高齢者を取り巻く現状について

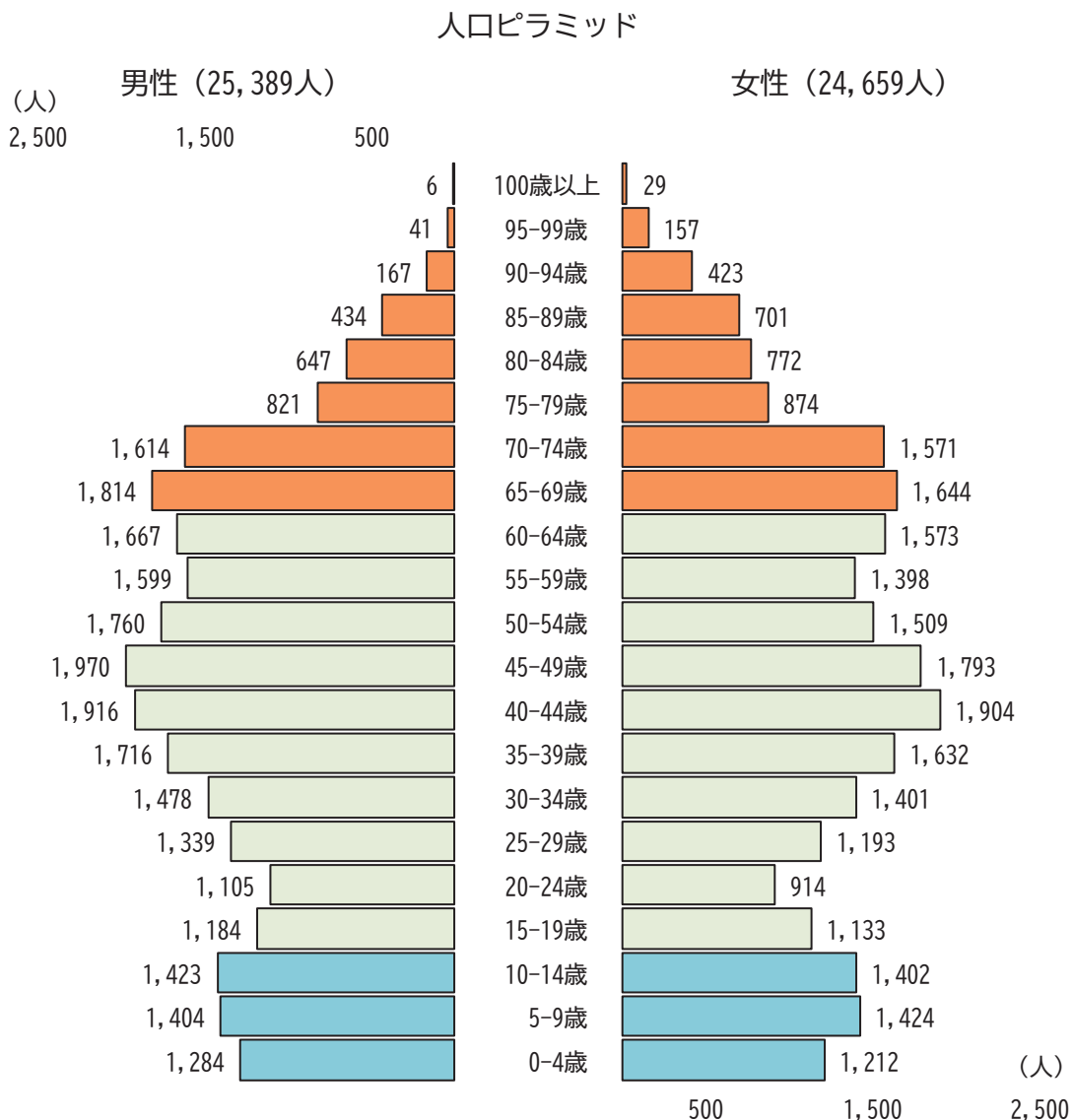
(1) 石垣市の人口推移

1) 石垣市の人口

本市の総人口は令和5年9月末日時点で50,048人であり、そのうち65歳以上の高齢者が11,715人、高齢化率は23.4%となっています。

総人口に占める男性の割合は50.7%、女性の割合は49.3%、若干、男性の割合が高くなっています。

年齢階層別にみると、男女ともに40～49歳人口が最も多く、次いで、65～69歳人口となっています。また、男女ともに15～24歳人口がそれぞれの前後階層と比較し減少、75～79歳人口が前階層の約半数となっています。

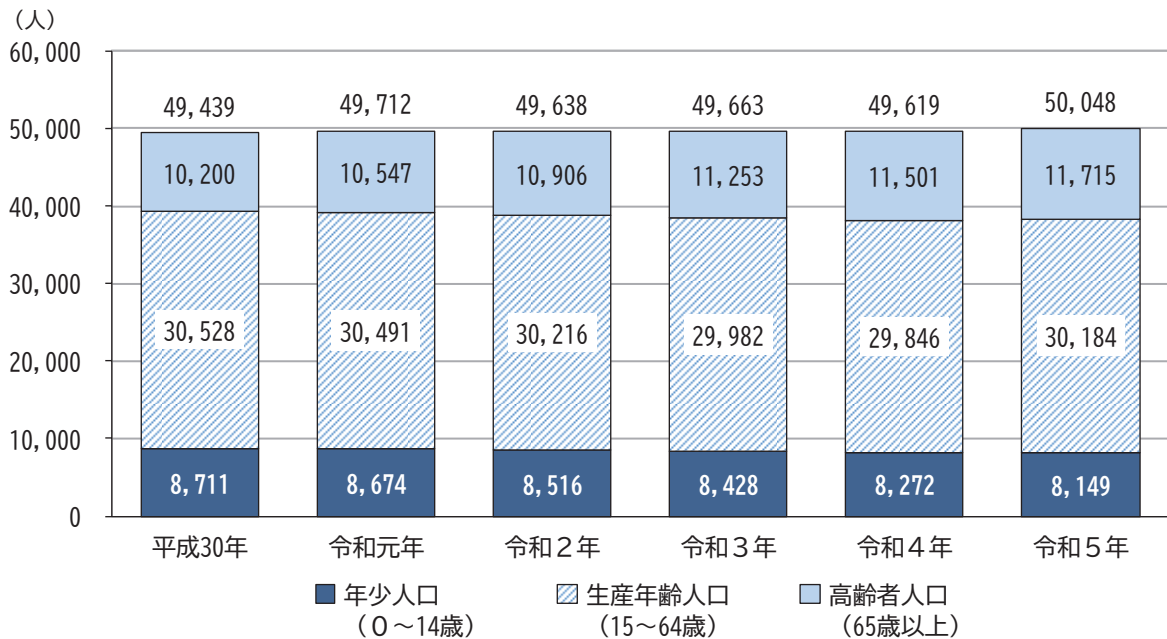


資料:住民基本台帳(令和5年9月末)

2) 総人口の推移

平成30年以降、総人口は5万人弱で増減を繰り返し、令和5年に5万人を超えました。内訳は、年少人口は一貫して減少傾向、生産年齢人口は令和4年まで減少を続けていましたが令和5年に増加に転じ、高齢者人口は一貫して増加傾向で推移しています。

総人口の推移

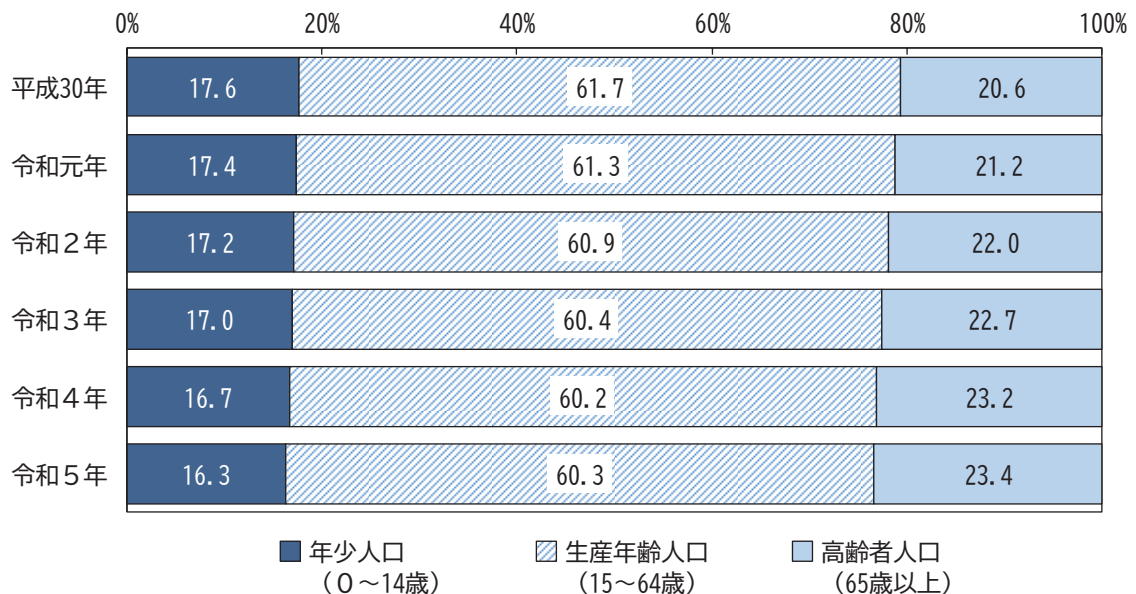


資料:住民基本台帳(各年9月末)

3) 年齢3区分別人口構成比の推移

平成30年以降、生産年齢人口は総人口の約6割、高齢者人口は2割強を占めています。

年齢3区分別人口構成比の推移



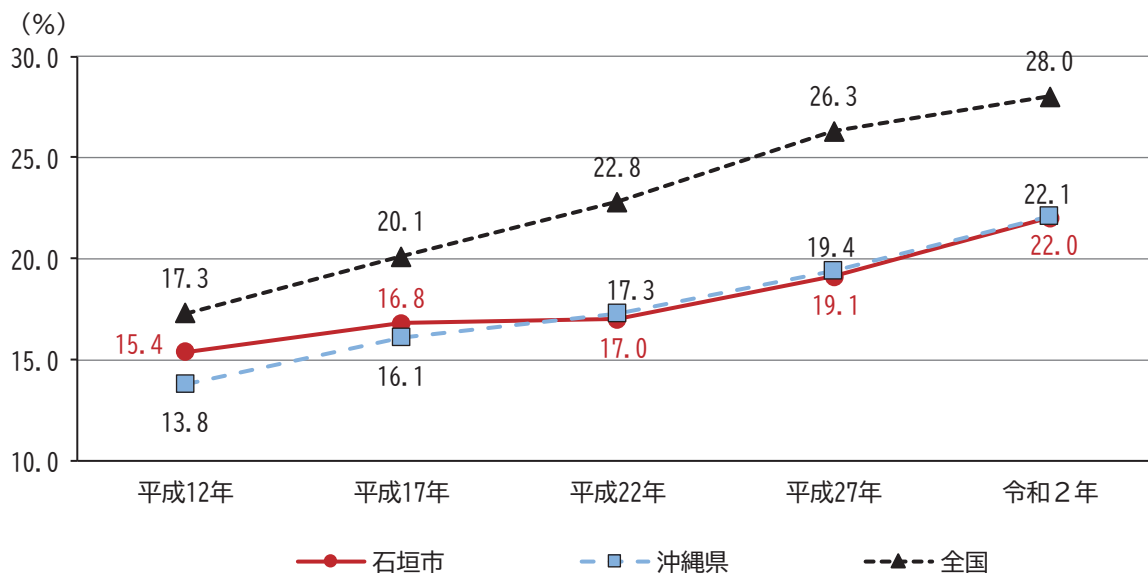
資料:住民基本台帳(各年9月末)

(2) 高齢者人口および高齢化率の比較と推移

1) 高齢化率の比較と推移

本市の高齢化率は、全国より一貫して低く、沖縄県と同水準で推移しています。令和2年は、全国（28.0%）と比較して6.0ポイント低い状況です。

高齢化率の比較と推移

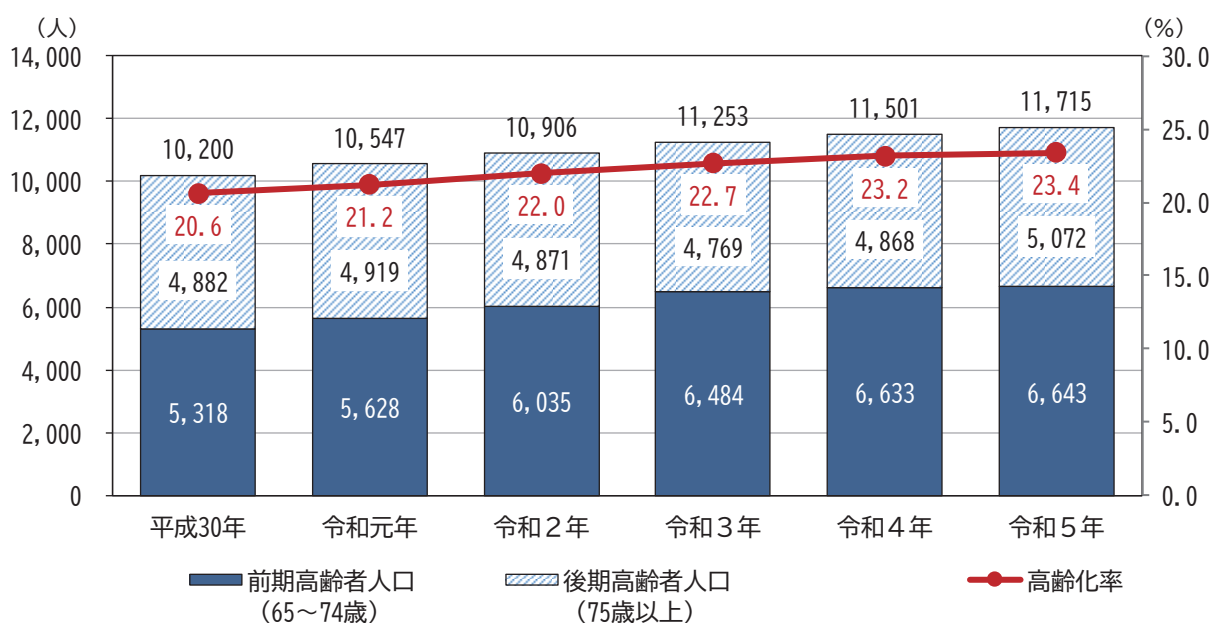


資料：総務省「国勢調査」

2) 前期・後期高齢者人口と高齢化率の推移

平成30年以降、前期・後期高齢者人口および高齢化率は、増加が続いています。

前期・後期高齢者人口及び高齢化率の推移



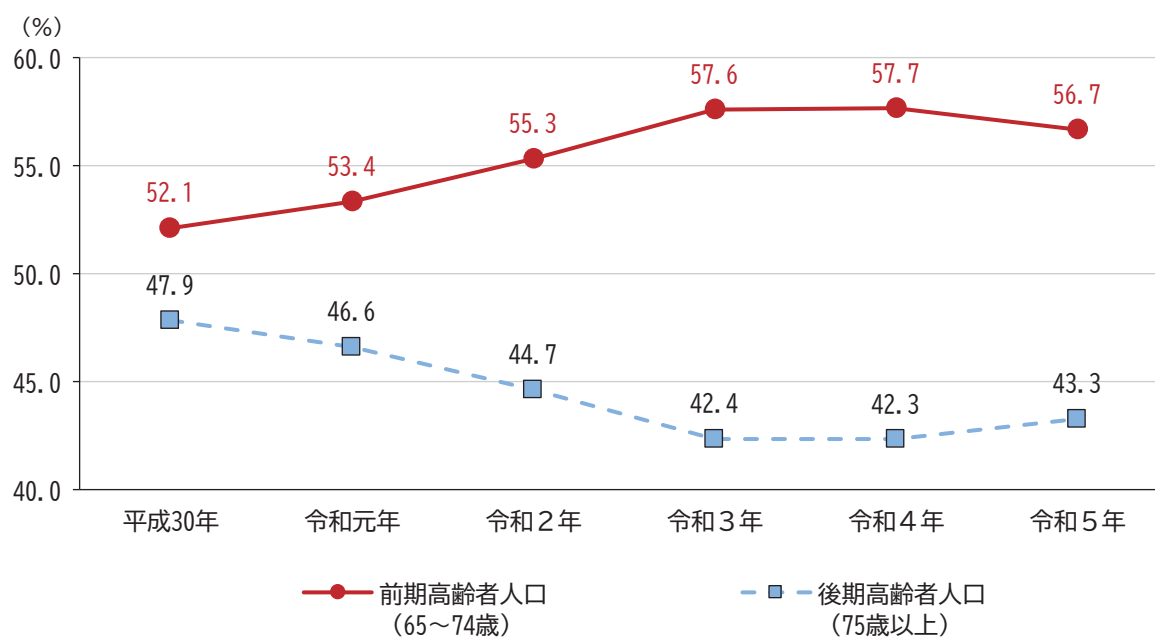
資料：住民基本台帳(各年9月末)

3) 前期・後期高齢者割合の推移

令和5年時点で、前期高齢者割合（高齢者人口に占める前期高齢者人口）は56.7%、後期高齢者割合（高齢者人口に占める後期高齢者人口）は43.3%となっています。

平成30年から令和3年にかけて、前期高齢者割合と後期高齢者割合の差は拡大が続いていましたが、一転し、令和3年以降その差は縮小が続いています。

前期・後期高齢者割合の推移



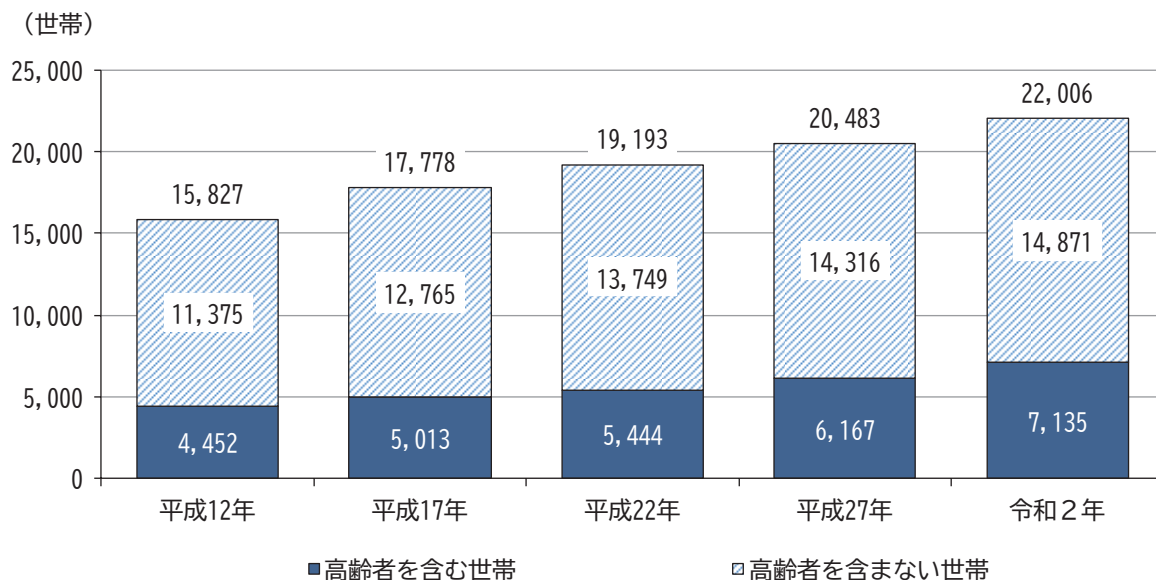
資料:住民基本台帳(各年9月末)

(3) 高齢者単身世帯数および高齢者単身世帯割合の比較と推移

1) 世帯の状況

平成12年以降、総世帯数は増加が続いており、令和2年では22,006世帯、うち、高齢者を含む世帯は7,135世帯、総世帯に占める割合は32.4%となっています。

世帯数の推移

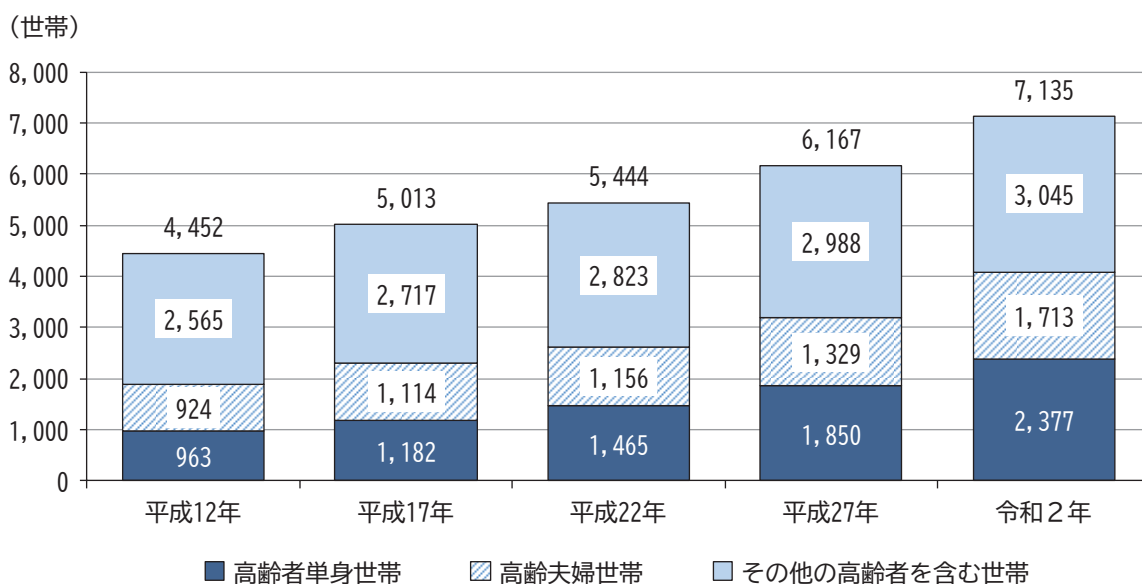


資料:総務省「国勢調査」

2) 高齢者世帯の推移

平成12年から令和2年にかけて、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯、その他の高齢者を含む世帯は増加が続いています。高齢者単身世帯割合は平成12年で21.6%、令和2年で33.3%、約1.5倍に増加しています。

高齢者を含む世帯数の推移

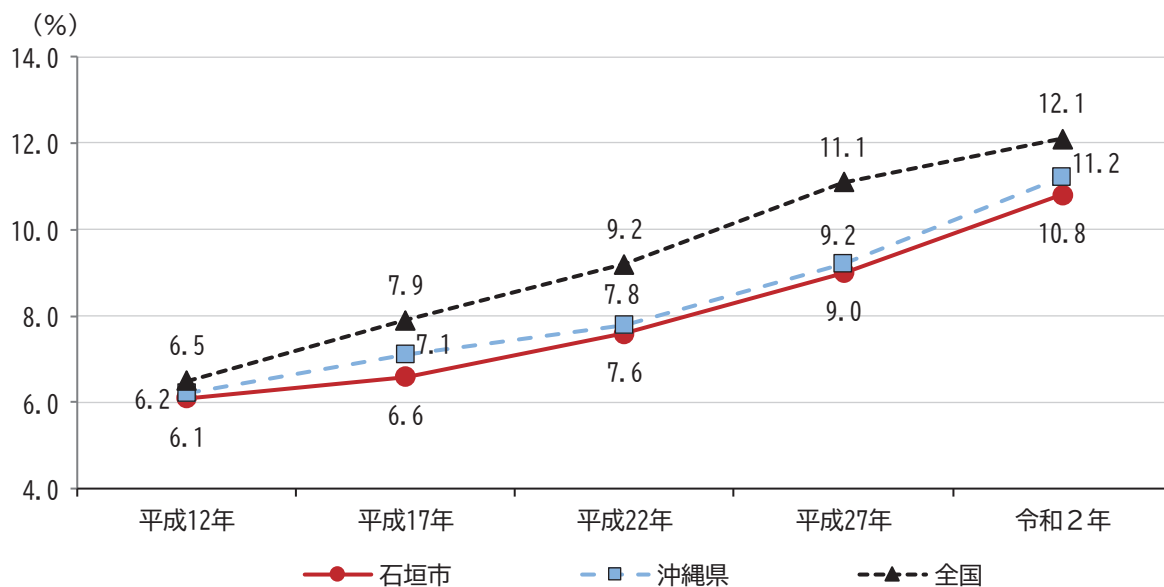


資料:総務省「国勢調査」

3) 高齢者単身世帯割合の比較と推移

本市の高齢者単身世帯割合（総世帯に占める高齢者単身世帯割合）は、全国より一貫して低く、沖縄県と同水準で推移しています。令和2年は、全国（12.1%）と比較して1.3ポイント低い状況です。

高齢者単身世帯割合の比較と推移



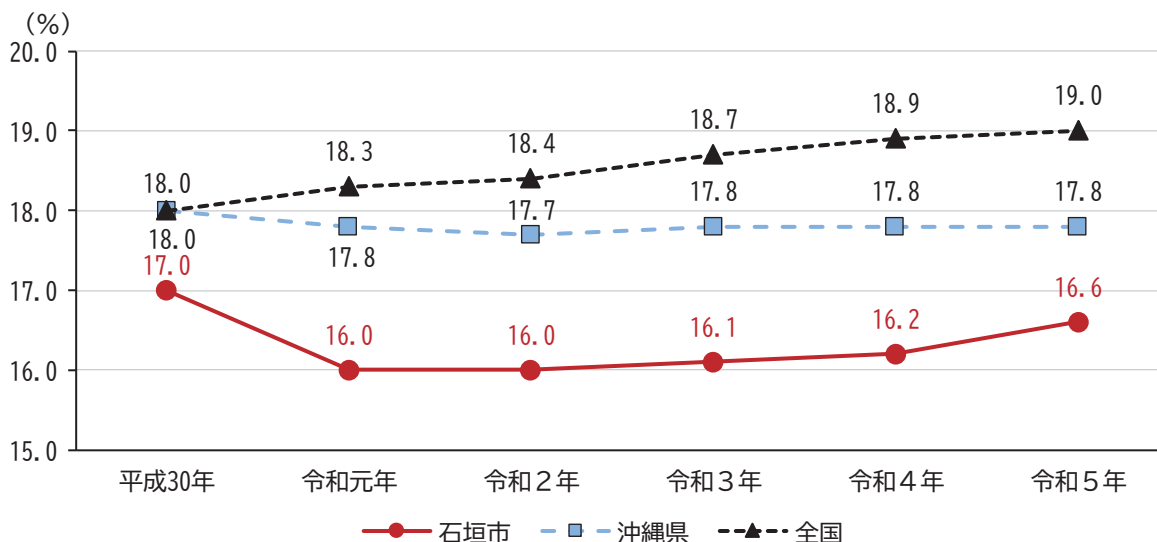
資料：総務省「国勢調査」

(4) 要介護等認定者の状況

1) 第1号被保険者の要介護等認定率の比較と推移

本市の要介護等認定率（第1号被保険者に占める要介護等認定者の割合）は、令和元年以降、上昇に転じています。なお、全国や沖縄県と比較すると一貫して低い水準で推移しています。

要介護等認定率の比較と推移

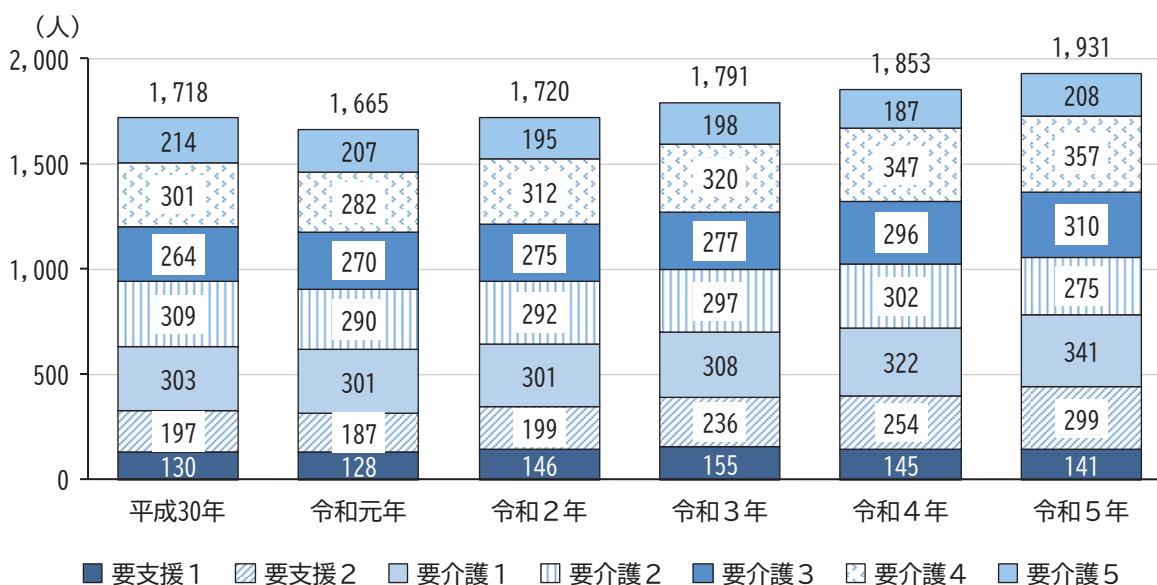


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4年のみ「介護保険事業状況報告」月報)(各年3月末)

2) 要介護等認定者数の推移

令和元年以降、要介護等認定者数は増加が続いており、令和5年は1,931人となっています。平成30年から令和5年にかけて最も認定者数が増加したのは、要支援2です。

第1号被保険者の要介護等認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4・5年のみ「介護保険事業状況報告」月報)(各年3月末)

3) 前期高齢者・後期高齢者別要介護認定者数の推移

平成30年以降、前期高齢者および後期高齢者の要介護認定者数は、増加が続いています。平成30年から令和5年にかけて最も認定者数が増加しているのは、前期・後期高齢者ともに要支援2となっています。

第1号被保険者の要介護等認定者数の推移

前期高齢者

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
前期高齢者人口	5,216	5,493	5,771	5,901	6,032	6,162
要支援1	27	22	22	20	27	20
要支援2	28	38	34	44	51	57
要介護1	27	28	31	43	45	43
要介護2	27	26	43	43	46	45
要介護3	27	25	27	36	43	46
要介護4	24	26	28	32	31	37
要介護5	28	20	18	23	23	28
要介護認定者数合計	188	185	203	241	266	276

後期高齢者

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
後期高齢者人口	4,700	4,706	4,711	4,883	5,055	5,227
要支援1	103	106	124	135	118	121
要支援2	169	149	165	192	203	242
要介護1	276	273	270	265	277	298
要介護2	282	264	249	254	256	230
要介護3	237	245	248	241	253	264
要介護4	277	256	284	288	316	320
要介護5	186	187	177	175	164	180
要介護認定者数合計	1,530	1,480	1,517	1,550	1,587	1,655

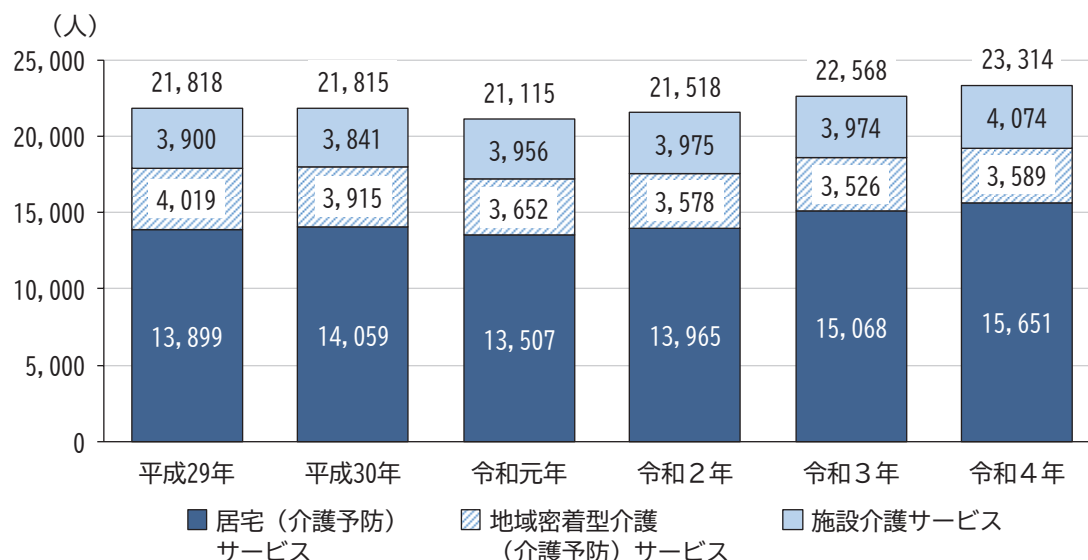
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4・5年のみ「介護保険事業状況報告」3月月報）（各年3月末）

(5) 介護サービス受給者数と給付費の推移

1) 介護保険サービス別受給者数の推移

平成29年以降、介護保険サービスの受給者数は増減が続いており、令和4年は、23,314人となっています。サービス別では、居宅（介護予防）サービス受給者が最も多く、次いで、施設介護サービス受給者と続いています。

介護保険サービス別受給者数の推移

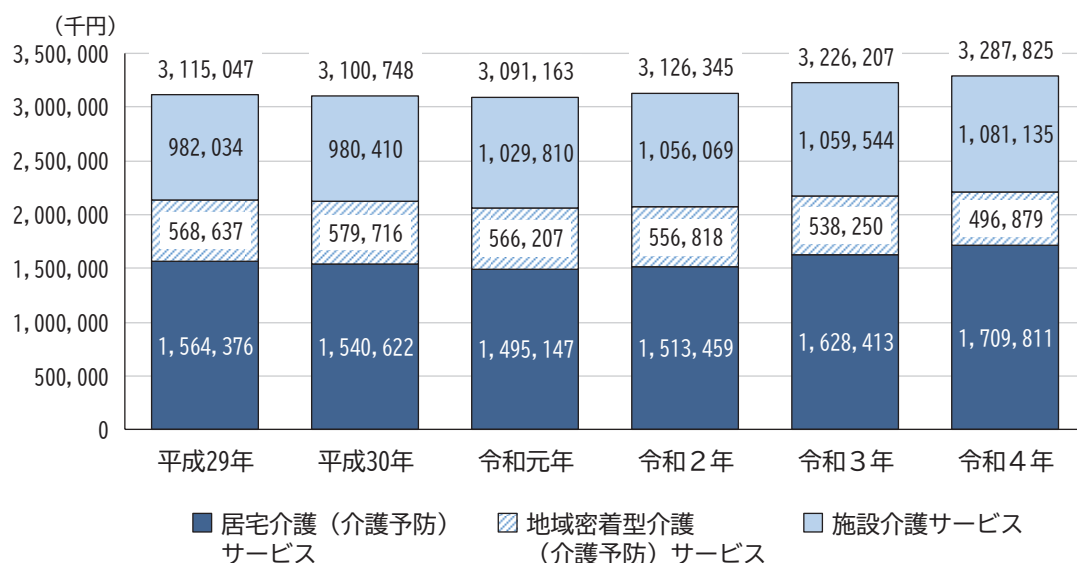


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年のみ「介護保険事業状況報告」3月～2月月報）

2) 介護保険サービス別給付費の推移

平成29年以降、介護保険サービスの給付費は増減が続いており、平成29年から令和4年にかけて、約1億7千万円の増加となっています。

介護保険サービス別給付費の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年のみ「介護保険事業状況報告」5月～4月月報）

介護保険サービス別受給者数の推移（要介護等認定）

単位：千円

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅（介護予防）サービス						
要支援1	988	829	934	908	926	1,095
要支援2	1,420	1,602	1,644	1,849	1,839	2,002
要介護1	3,322	3,239	3,230	3,233	3,445	3,477
要介護2	3,066	3,152	2,812	2,856	3,210	2,944
要介護3	2,108	2,340	2,328	2,388	2,518	2,672
要介護4	2,031	1,933	1,722	1,846	2,142	2,279
要介護5	964	964	837	885	988	1,182
計	13,899	14,059	13,507	13,965	15,068	15,651
地域密着型介護（介護予防）サービス						
要支援1	41	28	20	17	35	23
要支援2	41	13	18	18	40	77
要介護1	957	895	828	745	796	970
要介護2	1,099	968	916	890	828	710
要介護3	753	919	787	792	868	862
要介護4	719	636	680	719	605	553
要介護5	409	456	403	397	354	394
計	4,019	3,915	3,652	3,578	3,526	3,589
施設介護サービス						
要支援1	0	0	0	0	0	0
要支援2	0	0	0	0	0	0
要介護1	53	57	72	64	69	63
要介護2	240	220	285	307	271	212
要介護3	827	802	751	712	830	826
要介護4	1,388	1,319	1,469	1,603	1,661	1,836
要介護5	1,392	1,443	1,379	1,289	1,143	1,137
計	3,900	3,841	3,956	3,975	3,974	4,074
合計	21,818	21,815	21,115	21,518	22,568	23,314

※同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、受給者総数とは一致しません。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」3月～2月月報）

介護保険サービス別給付費の推移（サービス種類）

単位：千円

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護（介護予防）サービス						
訪問介護	185,892	172,710	165,341	197,709	249,953	310,739
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
訪問看護	30,903	29,800	34,565	39,353	56,573	75,905
訪問リハビリテーション	565	761	1,257	1,321	2,287	1,730
居宅療養管理指導	2,897	1,165	1,257	1,396	3,464	6,018
通所介護	500,324	507,457	482,738	490,364	492,883	495,497
通所リハビリテーション	360,316	344,205	343,290	323,412	349,032	320,507
短期入所生活介護	69,090	74,378	74,236	56,508	34,746	35,922
短期入所療養介護（老健）	32,194	32,101	29,601	29,394	37,565	35,606
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	80,819	76,790	70,901	77,511	82,663	91,195
特定福祉用具購入費	3,558	2,750	3,418	4,155	4,620	4,638
住宅改修費	7,825	5,165	6,360	5,386	7,098	6,623
特定施設入居者生活介護	118,994	116,109	116,954	119,721	121,092	133,575
地域密着型介護（介護予防）サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	290,426	272,782	235,375	224,829	232,468	225,062
認知症対応型通所介護	54,222	53,686	53,606	61,155	64,024	63,344
小規模多機能型居宅介護	104,865	106,762	116,308	103,346	96,431	90,962
認知症対応型共同生活介護	77,087	99,221	111,853	116,781	116,717	117,511
地域密着型特定施設入居者生活介護	42,038	47,265	49,064	50,708	28,611	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設介護サービス						
介護老人福祉施設	514,930	510,098	539,820	556,012	554,480	553,672
介護老人保健施設	461,787	465,936	485,372	495,428	500,577	521,721
介護医療院	0	0	0	0	2,226	5,742
介護療養型医療施設	5,317	4,375	4,619	4,628	2,261	0
居宅介護支援	170,999	177,231	165,229	167,228	186,439	191,857
合計	3,115,047	3,100,748	3,091,163	3,126,345	3,226,207	3,287,825

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」5月～4月月報）

(6) 介護サービス別給付費の計画値と実績値

1) 介護サービス給付費

第8期計画期間のうち、令和3年度と令和4年度の2年間にわたり、給付費の計画対比が100%を超えているサービスは、「居宅療養管理指導」、「短期入所療養介護（老健）」、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「介護老人保健施設」となっています。

介護サービス給付費の合計は、令和3年度では計画値に対して98.4%、令和4年度では計画値に対して101.0%となっています。

介護サービス別給付費の計画値と実績値

単位：千円

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比(%)	計画値	実績値	計画対比(%)
居宅サービス						
訪問介護	198,360	197,709	99.7	203,907	310,746	152.4
訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
訪問看護	35,313	33,725	95.5	35,901	63,588	177.1
訪問リハビリテーション	1,501	1,198	79.8	1,501	232	15.5
居宅療養管理指導	1,104	1,305	118.2	1,105	5,453	493.5
通所介護	498,141	490,373	98.4	515,538	495,487	96.1
通所リハビリテーション	302,996	288,241	95.1	313,075	284,969	91.0
短期入所生活介護	86,731	55,501	64.0	88,634	35,129	39.6
短期入所療養介護（老健）	26,499	29,370	110.8	27,565	35,605	129.2
短期入所療養介護（病院等）	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	—	0	0	—
福祉用具貸与	70,072	67,779	96.7	72,840	81,837	112.4
特定福祉用具購入費	3,940	2,975	75.5	3,940	3,354	85.1
住宅改修費	6,104	2,943	48.2	6,104	4,241	69.5
特定施設入居者生活介護	114,792	119,721	104.3	119,520	133,575	111.8
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	229,310	224,826	98.0	238,555	225,067	94.3
認知症対応型通所介護	51,955	61,001	117.4	53,880	63,250	117.4
小規模多機能型居宅介護	97,976	101,492	103.6	104,360	84,833	81.3
認知症対応型共同生活介護	116,039	116,781	100.6	116,104	117,511	101.2
地域密着型特定施設入居者生活介護	51,228	50,708	99.0	51,257	0	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
施設サービス						
介護老人福祉施設	555,820	556,012	100.0	556,129	553,672	99.6
介護老人保健施設	492,549	495,428	100.6	492,822	521,721	105.9
介護医療院	0	0	—	0	5,742	—
介護療養型医療施設	4,692	4,628	98.6	4,694	0	0.0
居宅介護支援	160,600	155,371	96.7	165,530	179,558	108.5
合計	3,105,722	3,057,088	98.4	3,172,961	3,205,572	101.0

※給付費は年間累計の金額、計画比は少数第二位を四捨五入し計算しています。

資料：見える化システム

2) 介護予防サービス給付費

第8期計画期間のうち、令和3年度、令和4年度の2年間にわたり、給付費の計画対比が100%を超えているものは、「介護予防通所リハビリテーション」、「介護予防短期入所生活介護」、「特定介護予防福祉用具購入費」、「介護予防住宅改修」、「介護予防支援」となっています。

介護予防給付費の合計は、令和3年度では計画値に対して101.8%、令和4年度では計画値に対して117.0%となっています。

介護予防サービス別給付費の計画値と実績値

単位：千円

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比(%)	計画値	実績値	計画対比(%)
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	6,855	5,628	82.1	7,450	12,316	165.3
介護予防訪問リハビリテーション	0	123	-	0	1,497	-
介護予防居宅療養管理指導	0	91	-	0	565	-
介護予防通所リハビリテーション	32,663	35,171	107.7	33,833	35,535	105.0
介護予防短期入所生活介護	702	1,006	143.4	702	792	112.8
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	25	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	9,585	9,730	101.5	9,815	9,357	95.3
特定介護予防福祉用具購入費	1,016	1,180	116.1	1,016	1,284	126.4
介護予防住宅改修	1,913	2,443	127.7	1,913	2,382	124.5
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	151	-	0	94	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,589	1,854	51.6	3,591	6,129	170.7
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	-	0	0	-
介護予防支援	11,735	11,855	101.0	11,956	12,296	102.8
合計	68,058	69,257	101.8	70,276	82,246	117.0

※給付費は年間累計の金額、計画比は少数第二位を四捨五入し計算しています。

資料：見える化システム

3) 総給付費

第8期計画期間のうち、令和3年度、令和4年度の2年間にわたり、総給付費の計画対比が100%を超えているものは、「施設サービス」となっています。

総給付費の合計は、令和3年度では計画値に対して98.5%、令和4年度では計画値に対して101.4%となっています。

総給付費の計画値と実績値

単位：千円

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比(%)	計画値	実績値	計画対比(%)
総給付費						
在宅サービス	1,838,660	1,783,067	97.0	1,902,711	1,955,597	102.8
居住系サービス	282,059	287,210	101.8	286,881	251,086	87.5
施設サービス	1,053,061	1,056,068	100.3	1,053,645	1,081,135	102.6
合計	3,173,780	3,126,344	98.5	3,243,237	3,287,818	101.4

※給付費は年間累計の金額、計画比は少数第二位を四捨五入し計算しています。

資料：見える化システム

4) 地域支援事業費

令和3年度、令和4年度ともに地域支援事業費の計画対比は100%を下回っています。

地域支援事業費の合計は、令和3年度では計画値に対して83.8%、令和4年度では計画値に対して72.3%となっています。

地域支援事業費の計画値と実績値

単位：千円

区分	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	計画対比(%)	計画値	実績値	計画対比(%)
地域支援事業費						
介護予防・日常生活支援総合事業費	137,208	120,437	87.8	139,347	110,248	79.1
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	84,975	70,450	82.9	87,158	61,616	70.7
包括的支援事業(社会保障充実分)	16,259	8,999	55.4	21,259	7,278	34.2
合計	238,442	199,887	83.8	247,764	179,142	72.3

※事業費は年間累計の金額、計画比は少数第二位を四捨五入し計算しています。

資料:見える化システム

第8期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自宅待機・外出控え、マスクの着用などの「新しい生活様式」の普及や介護サービス等の利用控え、医療機関や介護施設等での感染症対策やそれに伴うコストの増加など、高齢者の日々の生活やサービス提供において、非常に大きな影響がありました。

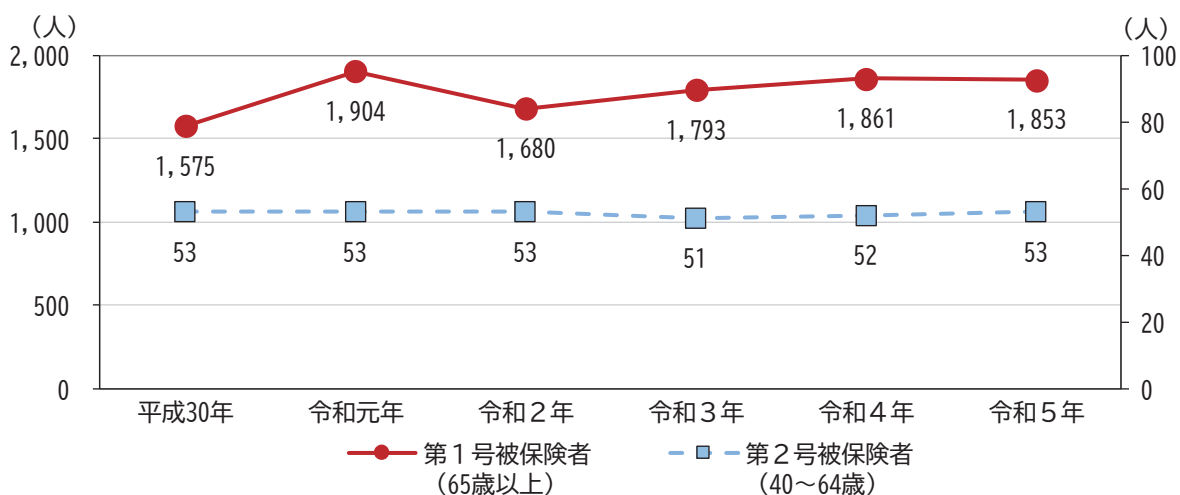
そのため、一部のサービスでは当初の利用見込みから乖離した実績となっているものがあります。

(7) 認知症高齢者等の推移

1) 認知症高齢者等の推移

令和5年3月末日時点の65歳以上高齢者（第1号被保険者）数は11,635人、認知症高齢者数は1,853人、認知症高齢者率（65歳以上高齢者に占める認知症高齢者の割合）は15.9%となっています。一方で、40～64歳（第2号被保険者）人口は16,844人、若年性認知症有病者数は53人、若年性認知症有病率（40～64歳人口に占める認知症の割合）は0.3%となっています。

認知症高齢者等の推移

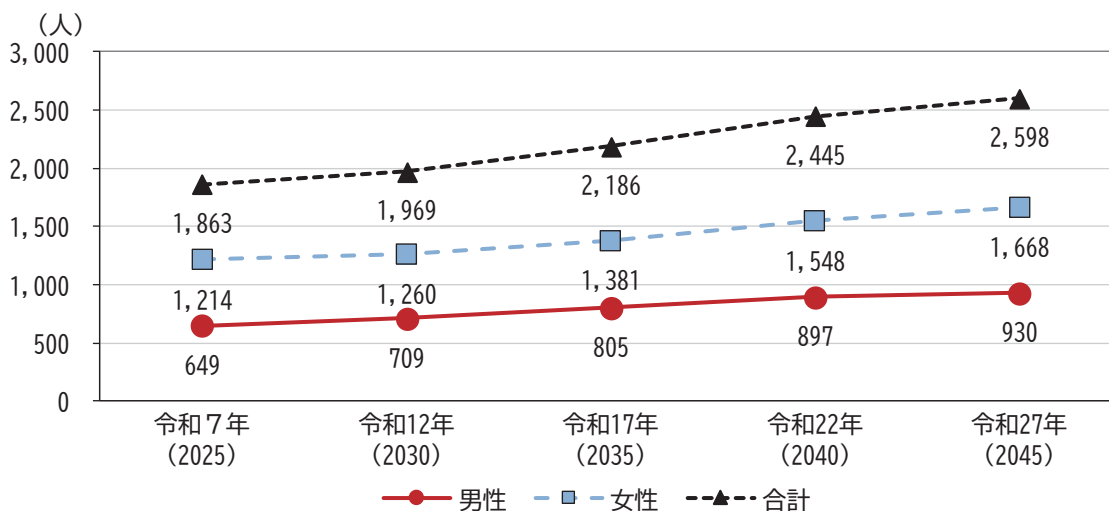


資料: 認知症高齢者の日常生活自立度調査(各年3月末)

2) 認知症高齢者数の推計

令和元年から令和5年（各年9月末）の本市の人口を基に、将来の認知症高齢者数（第1号被保険者数）を推計すると、令和27年には2,598人となる見込みです。

認知症高齢者数の推移



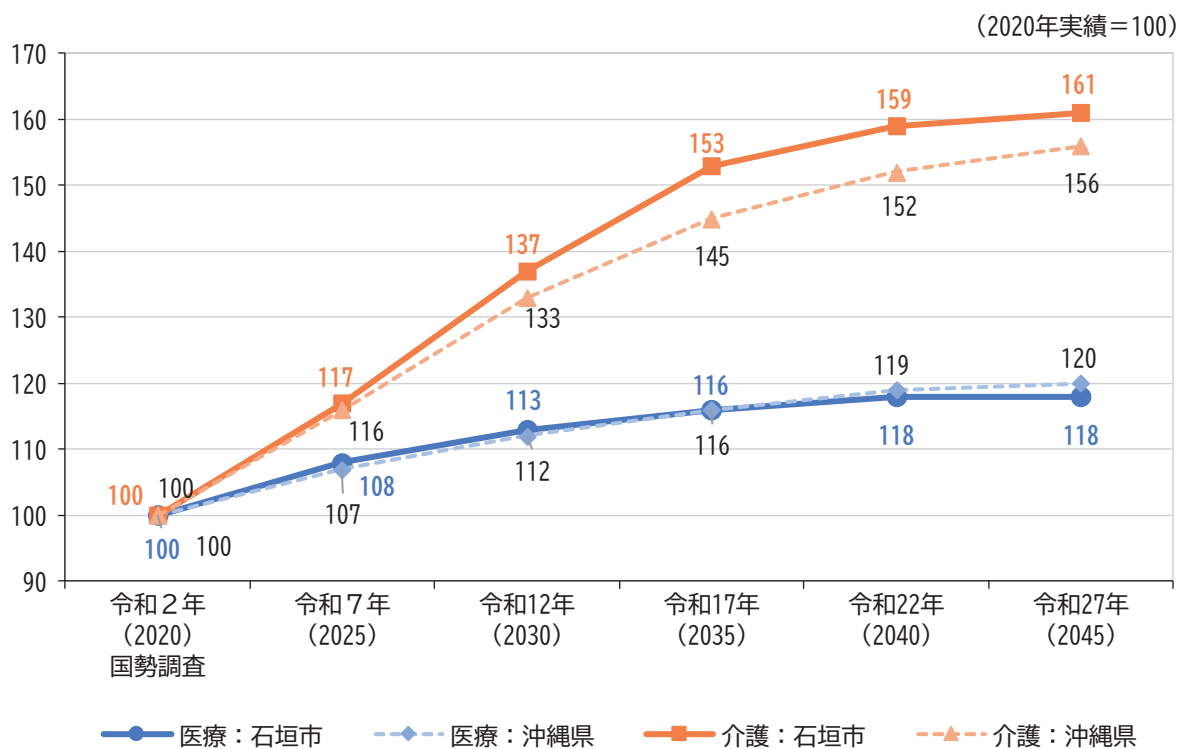
資料: 日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究(平成26年度厚生労働省科学研究費補助金特別研究事業九州大学 二宮教授)

(8) 医療・介護ニーズの予測

1) 医療・介護ニーズの予測指数

日本医師会が算出した医療介護需要予測によると、医療ニーズ、介護ニーズともに令和7年以降、継続して増加する見込みであり、沖縄県の医療と介護ニーズと同水準で推移しています。令和2年実績と令和27年予測を比較すると、介護ニーズは約1.6倍、医療ニーズは約1.2倍となる見込みです。

医療介護需要予測指数の推移



資料：日本医師会 地域医療情報システム

2 高齢者等実態調査からみえる石垣市の現状と課題

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、施策の方向性やその目標を定める基礎資料として活用するため、高齢者の生活や介護の実態に関する調査を実施しました。

(2) 調査の概要

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査の 主な目的	要介護状態につながるリスクの高い高齢者の割合や、介護予防の推進などのために必要な社会資源を把握する	地域包括ケアシステムの構築や、介護離職を防ぐには、どのようなサービスなどが必要か検討する
調査対象	石垣市在住で介護認定を受けていない65歳以上の高齢者	在宅で生活する介護認定の更新・変更申請を行った要支援・要介護者
調査方法	郵送・Webアンケートにて調査	係員による聞き取り調査
調査期間	令和5年1月30日～2月22日	令和4年10月1日～令和5年2月22日
有効 回収数	配布数2,500件 回収数1,011件 回収率40.4%	配布数181件 回収数181件 回収率100%

	在宅生活改善調査	居所変更実態調査	介護人材実態調査
調査の 主な目的	現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の「人数、理由、必要な支援・サービス」などを把握する	過去1年間で施設・居住系サービスから居所を変更した方の「人数、理由」を把握する	介護人材の「性別、年齢構成、資格保有状況、過去1年間の採用・離職の状況、サービス提供の実態」などを把握する
調査対象	石垣市内の全ての訪問系サービス事業所	石垣市内の全ての施設・居住系サービス事業所	石垣市内の全ての訪問系サービス事業所、施設・居住系サービス事業所、通所系サービス事業所
調査方法	メールによる調査		
調査期間	令和4年10月1日～令和5年2月22日		
有効 回収数	配布数21件 回収数12件 回収率57.1%	配布数15件 回収数8件 回収率53.3%	配布数107件 回収数37件 回収率34.6%

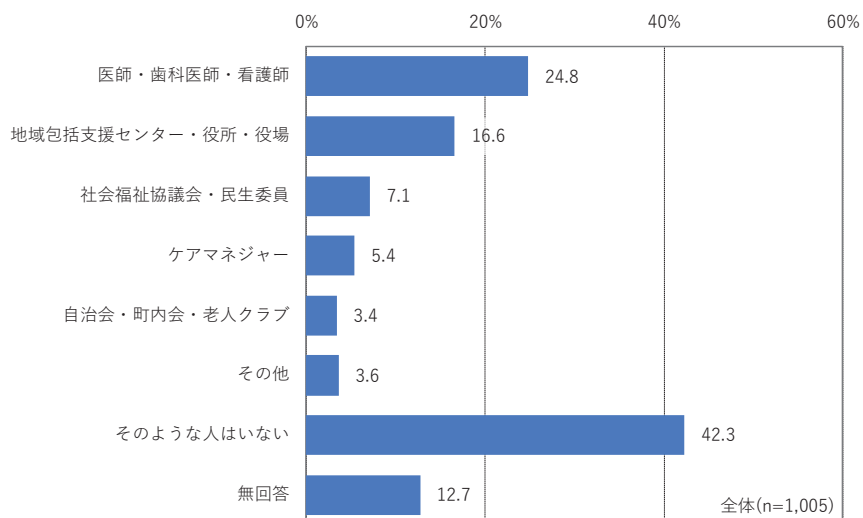
(3) 調査結果の概要と課題

1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

①地域包括支援センターの体制充実

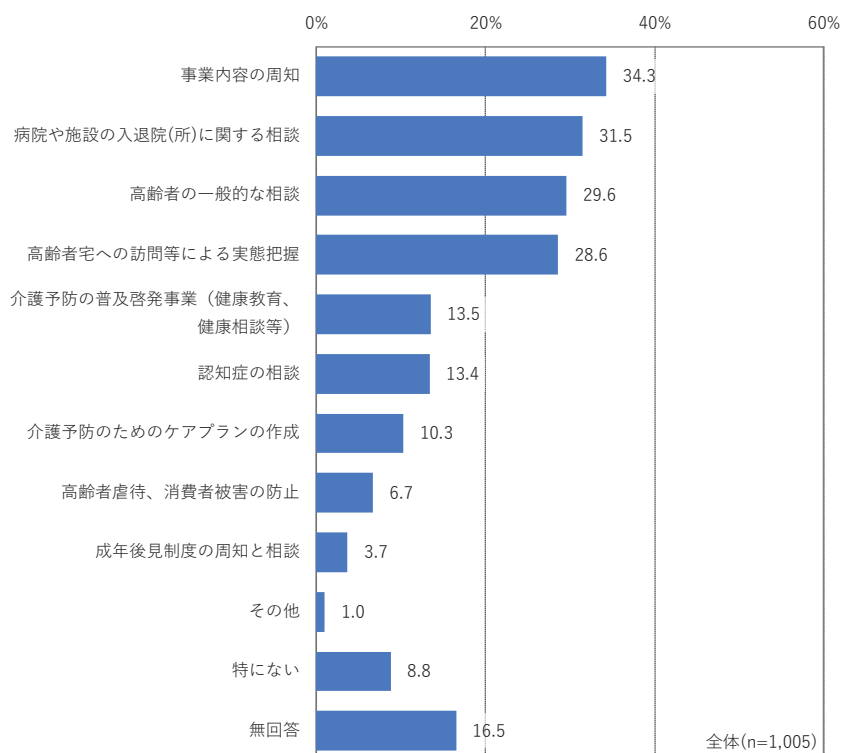
家族や友人・知人以外で何かあったときの相談相手

家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない (42.3%)」と回答した方が最も多く、次いで、「医師・歯科医師・看護師 (24.8%)」、「地域包括支援センター・役所・役場 (16.6%)」と続いています。



地域包括支援センターに力を入れてほしい事業

力を入れてほしい事業について、「事業内容の周知 (34.3%)」と回答した方が最も多く、次いで、「病院や施設の入退院(所)に関する相談 (31.5%)」、「高齢者の一般的な相談 (29.6%)」と続いています。



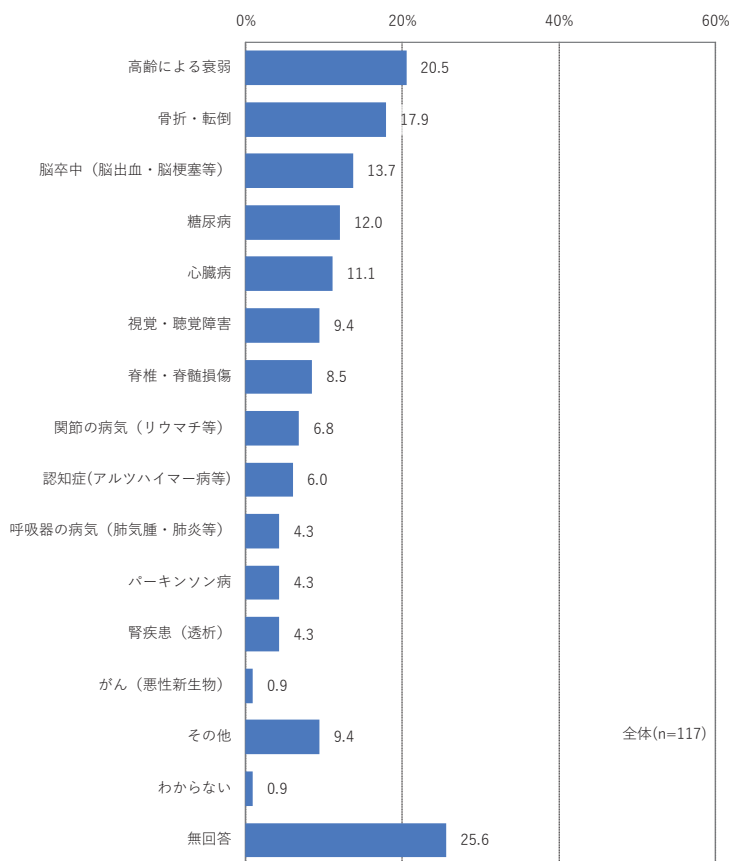
【課題】

家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手として、「そのような人はいない」と回答した方の割合が最も多く約42%、一方で、「地域包括支援センター・役所・役場」と回答した方の割合は約16%、また、地域包括支援センターに力を入れてほしい事業として「事業内容の周知」、「病院や施設の入退院（所）に関する相談」、「高齢者の一般的な相談」がそれぞれ約30%です。地域生活課題について、総合的に相談に応じられる包括的な支援体制の整備と、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化が必要といえます。

②介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護・介助が必要になった主な原因

介護・介助が必要になった主な原因として、「高齢による衰弱（20.5%）」が最も多く、次いで、「骨折・転倒（17.9%）」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）（13.7%）」と続いています。



【課題】

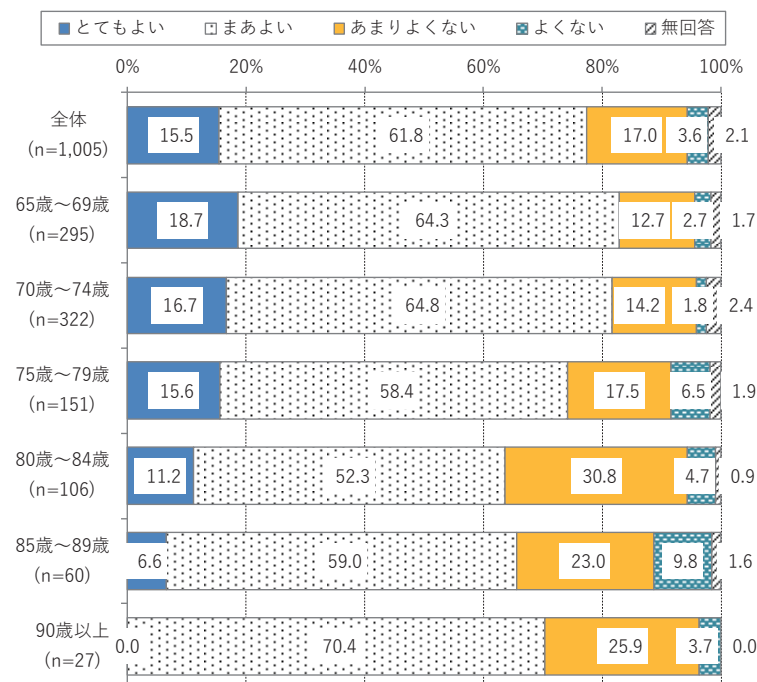
介護・介助が必要になった主な原因として「高齢による衰弱」と「骨折・転倒」が多くなっています。これらは、要介護状態となる直接のきっかけになることから、高齢化による筋力の衰え、歩行速度の低下、活動量の低下、疲労、体重減少等のいわゆる「フレイル」症状の抑制、または、転倒予防や運動器の機能向上に資する事業の充実を図る必要があります。

③自立支援・重度化防止に向けた取組

健康状態

現在の健康状態をたずねると、全体の77.3%の方は「健康状態はよい（「とてもよい」と「まあよい」を含む）」と回答しています。一方で、全体の20.6%の方は「健康状態はよくない（「よくない」と「あまりよくない」を含む）」と回答しています。

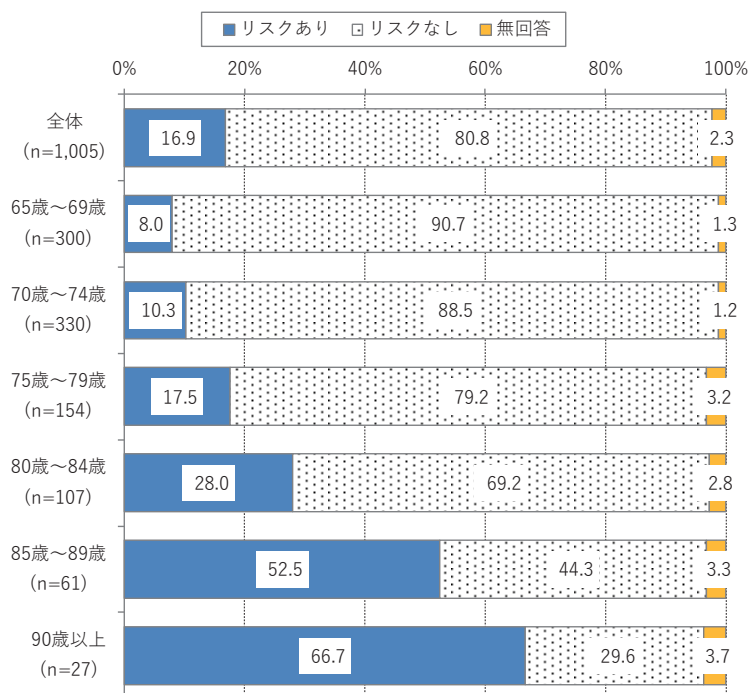
また、年齢階層別では、「健康状態はよい」と回答された割合は年齢層が上がるにつれて低くなる傾向にあります。



運動器の機能低下

運動器の機能低下は、全体の16.9%がリスク該当者となっています。

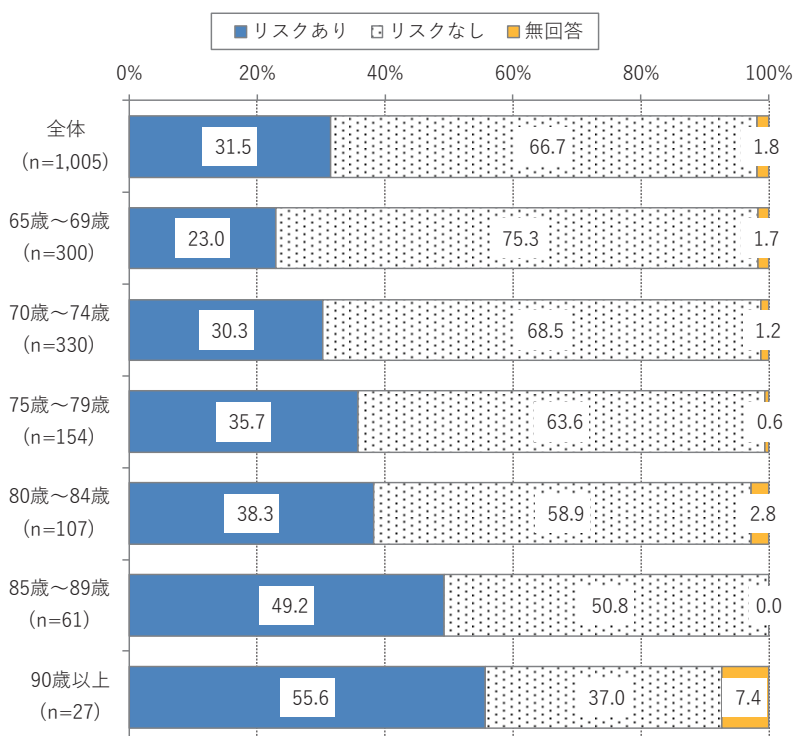
年齢階層別では、年齢が上がるにつれてリスク該当者の割合が高くなり、85歳上では50%を超えています。



転倒リスク

転倒リスクは、全体の31.5%がリスク該当者となっています。

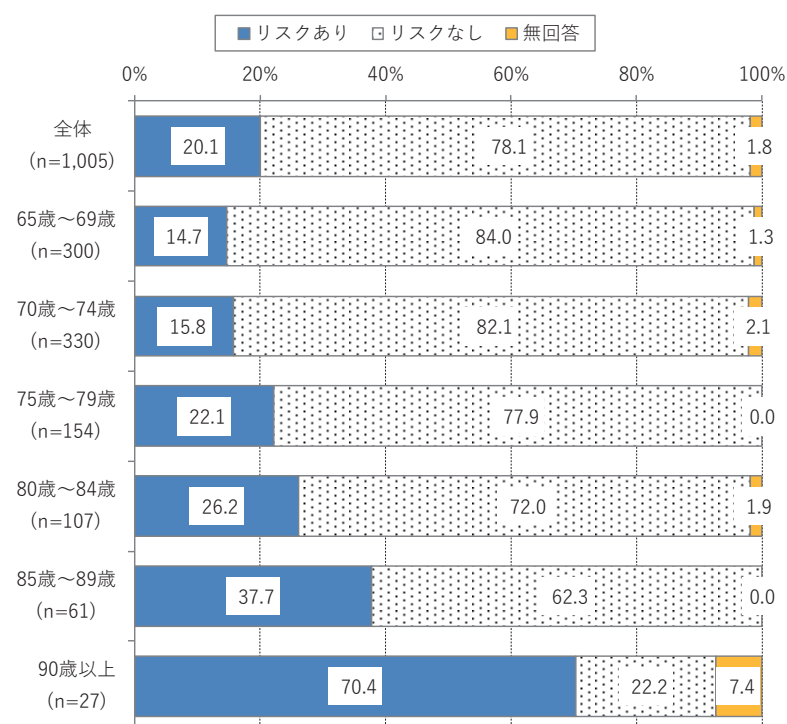
年齢階層別では、年齢が上がるにつれリスク該当者の割合が高くなり、85歳上では約50%を超えています。



閉じこもりリスク

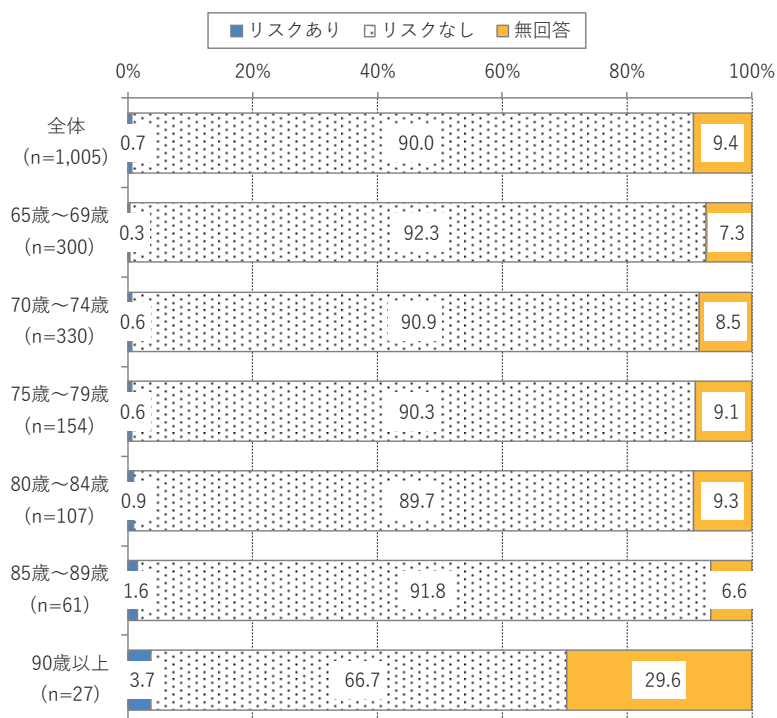
閉じこもり傾向は、全体の20.1%がリスク該当者となっています。

年齢階層別では、年齢が上がるにつれリスク該当者の割合が高くなり、90歳上では70.4%となっています。



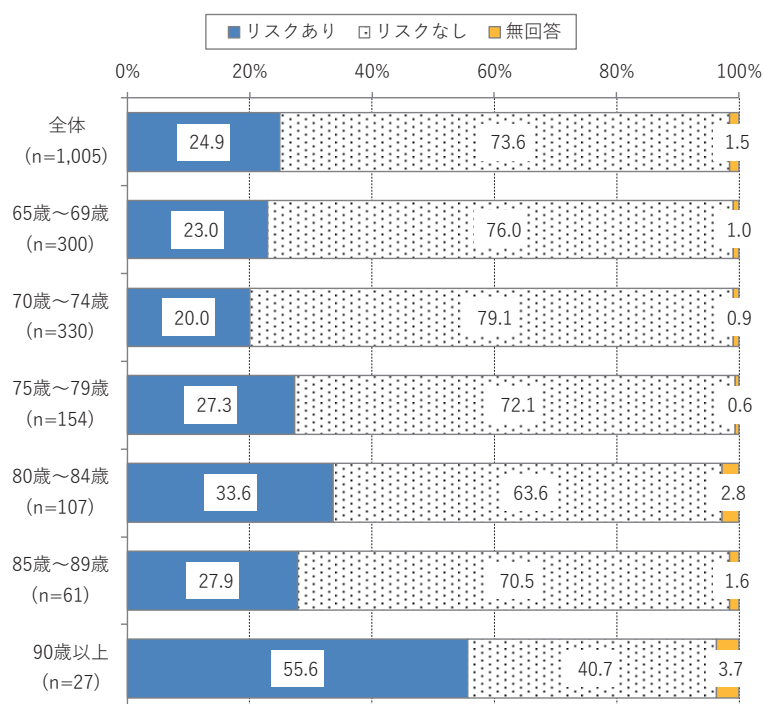
低栄養の傾向

低栄養の傾向は、全体の0.7%がリスク該当者となっています。
 年齢階層別では、年齢が上がるにつれリスク該当者の割合が高くなっています。



口腔機能の低下

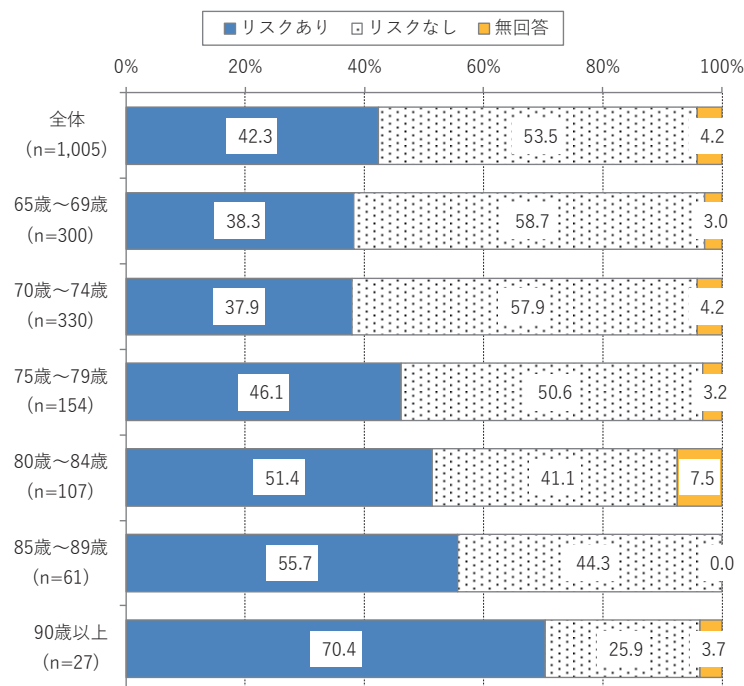
口腔機能の低下は、全体の24.9%がリスク該当者となっています。
 年齢階層別では、年齢が上がるにつれリスク該当者の割合が高くなり、90歳上では50%を超えています。



認知機能の低下

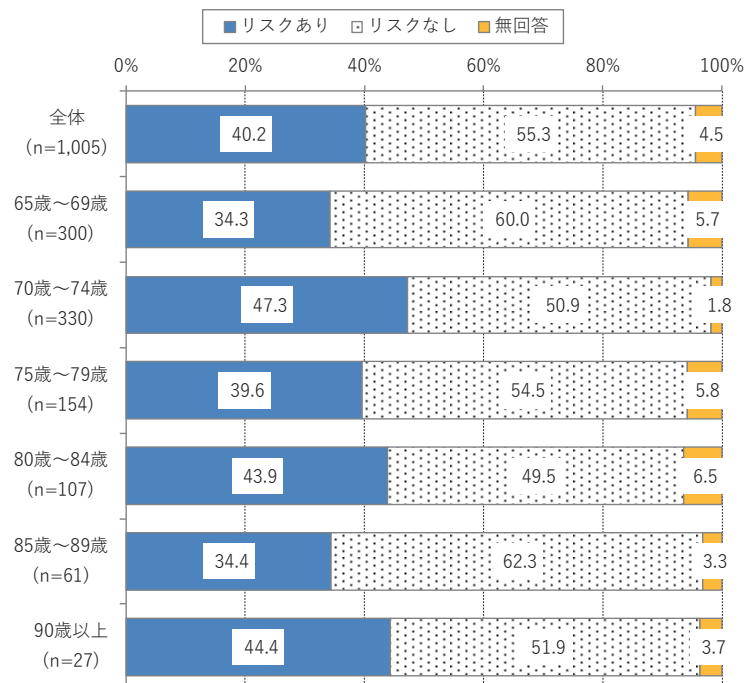
認知機能の低下は、全体の42.3%がリスク該当者となっています。

年齢階層別では、年齢が上がるにつれリスク該当者の割合が高くなり、80歳上では50%を超え、90歳以上では70.4%となっています。



うつ傾向

うつ傾向は、全体の40.2%がリスク該当者、年齢階層別での傾向はみられません。



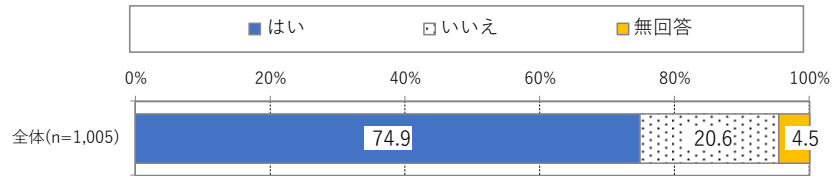
【課題】

どのリスク判定項目でも、年齢が高くなるにつれてリスク該当者の割合が高くなる傾向があります。特に、運動器の機能低下や転倒リスクは、フレイル状態を助長する可能性が高いため、重度化防止のための介護予防や健康増進活動、地域における社会参加促進等の取組が重要です。

④健康づくりの推進

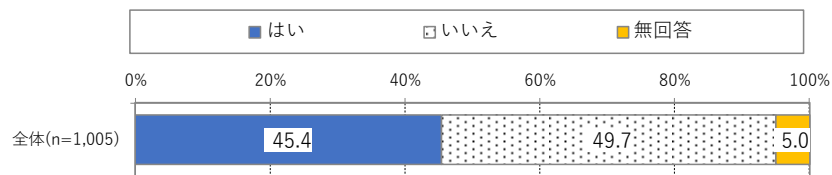
健康診断の受診状況

健康診断の受診について、「年1回以上受診している」と回答した方は全体の74.9%、一方で「受診していない」と回答した方は20.6%となっています。



歯科検診・歯科医院の受診状況

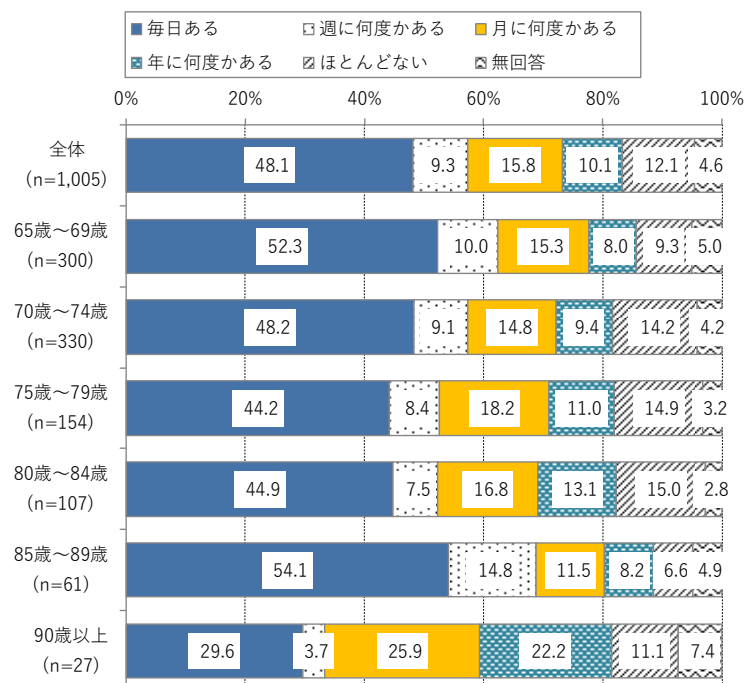
歯科検診・歯科医院の受診について、「年1回以上受診している」と回答した方は全体の45.4%、一方で、「受診していない」と回答した方は49.7%となっています。



孤食の状況

食事をとる機会、全体で「毎日ある(48.1%)」と回答した方が最も多く、次いで、「月に何度がある(15.8%)」、「ほとんどない(12.1%)」と続いています。

年齢階層別では、「ほとんどない」と回答した方が一定程度います。



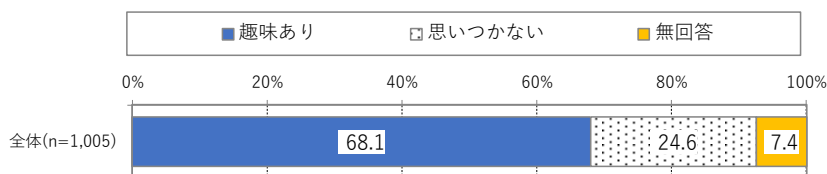
【課題】

健康診断の受診率は74.9%、歯科検診・歯科医院の受診率は45.4%となっております。高齢期を健康で生き活きと過ごすためにも、早期発見、早期治療は欠かせませんので、各種健康診査や特定保健指導の更なる充実を図る必要があります。また、孤食の状況について、年齢階層別では、年齢があがるにつれて孤食の傾向が高くなっています。「孤食」は栄養バランスが崩れる要因になりやすいだけでなく、「うつ」のリスクを高める要因にもなることから、食生活改善等の取組を検討する必要があります。

⑤生きがい・社会参加の促進

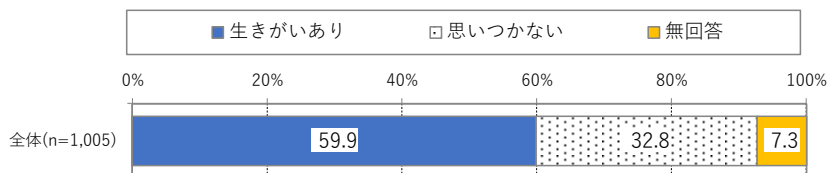
趣味の有無

趣味について、全体では「趣味あり」が68.1%、「思いつかない」が24.6%となっております。



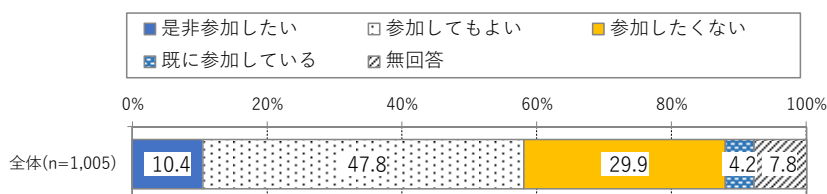
生きがいの有無

生きがいについて、全体では「生きがいあり」が59.9%、「思いつかない」が32.8%となっております。



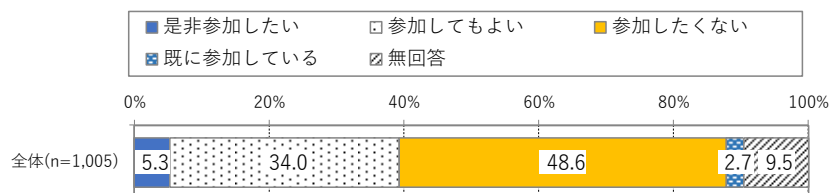
地域づくりへの参加意向（参加者として）

地域づくりへの参加意向（参加者として）について、58.2%の方が「参加してもよい（「是非参加したい」と「参加してもよい」）」と回答しています。一方で、29.9%の方が「参加したくない」と回答しています。



地域づくりへの参加意向（企画・運営として）

地域づくりへの参加意向（企画・運営として）について、39.3%の方が「参加してもよい（「是非参加したい」と「参加してもよい）」と回答しています。一方で、48.6%の方が「参加したくない」と回答しています。



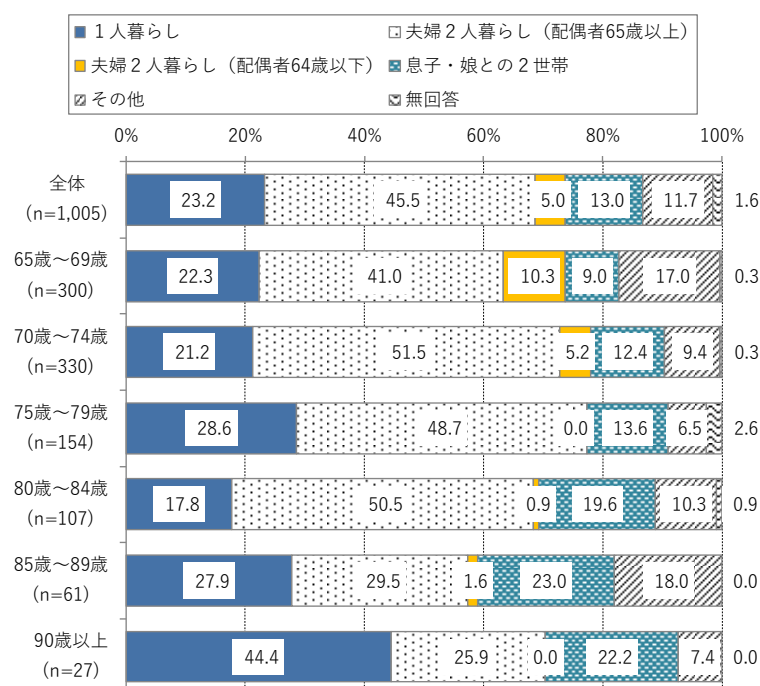
【課題】

「趣味なし」、「生きがいなし」と回答した方は3割前後、地域づくりへの参加意向（参加者として）について「参加したくない」と回答した方は約3割、地域づくりへの参加意向（企画・運営として）について「参加したくない」と回答した方は約5割います。高齢者がいつまでも生き生きとした生活を送るためには、生きがいづくりに向けた取組の推進、また、社会参加への意識啓発や社会参加機会の充実に力を入れる必要があります。

⑥見守り・支え合いに関する体制整備

家族構成

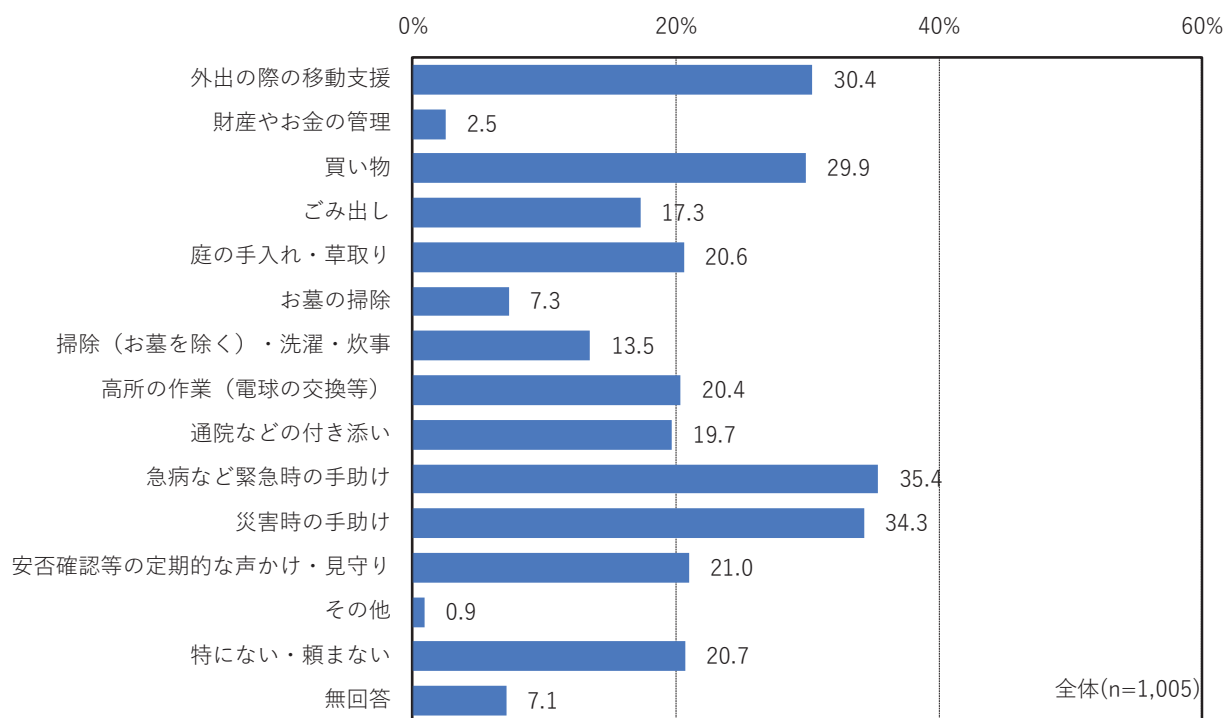
現在の家族構成は、全体で「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）（45.5%）」が最も多く、次いで、「1人暮らし（23.2%）」、「息子・娘との2世帯（13.0%）」と続いています。また、年齢階層別では、90歳以上の「1人暮らし」世帯が44.4%となっています。



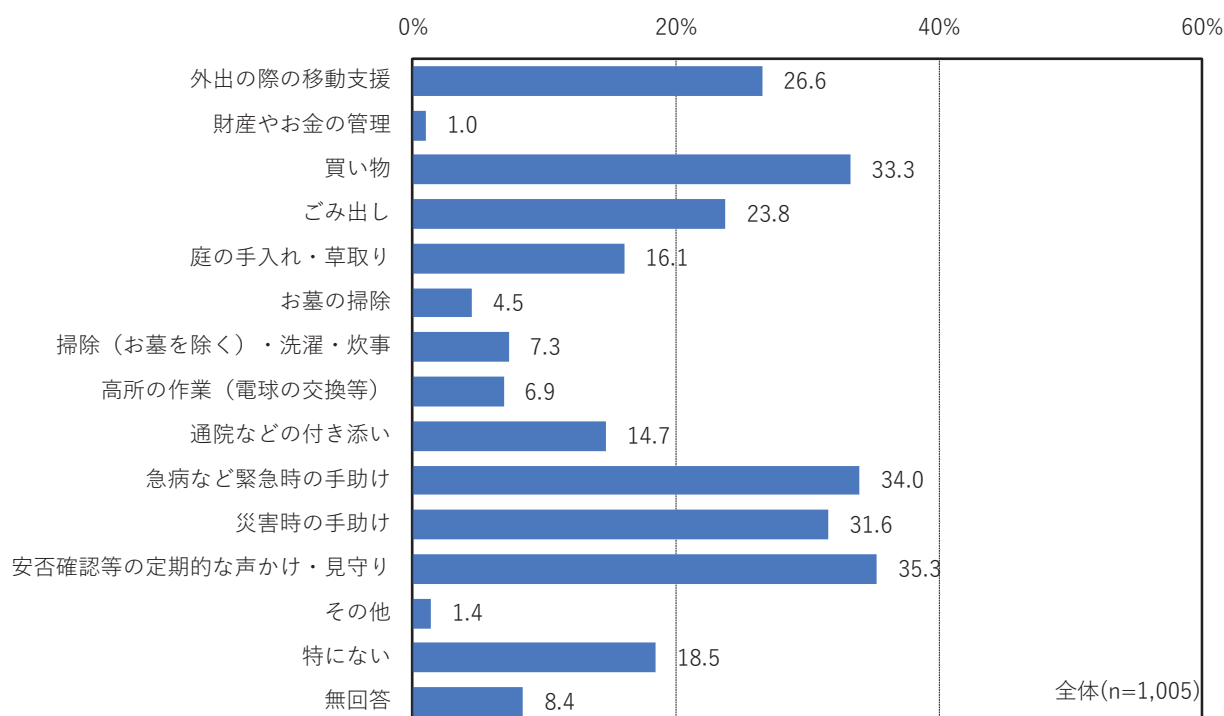
地域における支え合い活動

地域の人に求める支援について、全体では「急病など緊急時の手助け」が35.4%で最も高く、次いで「災害時の手助け」が34.3%、「外出の際の移動支援」が30.4%と続いています。一方で、地域の人にできる支援について、全体では「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が35.3%で最も高く、次いで「急病など緊急時の手助け」が34.0%、「買い物」が33.3%と続いています。

【地域の人に求める支援】



【地域の人にできる支援】



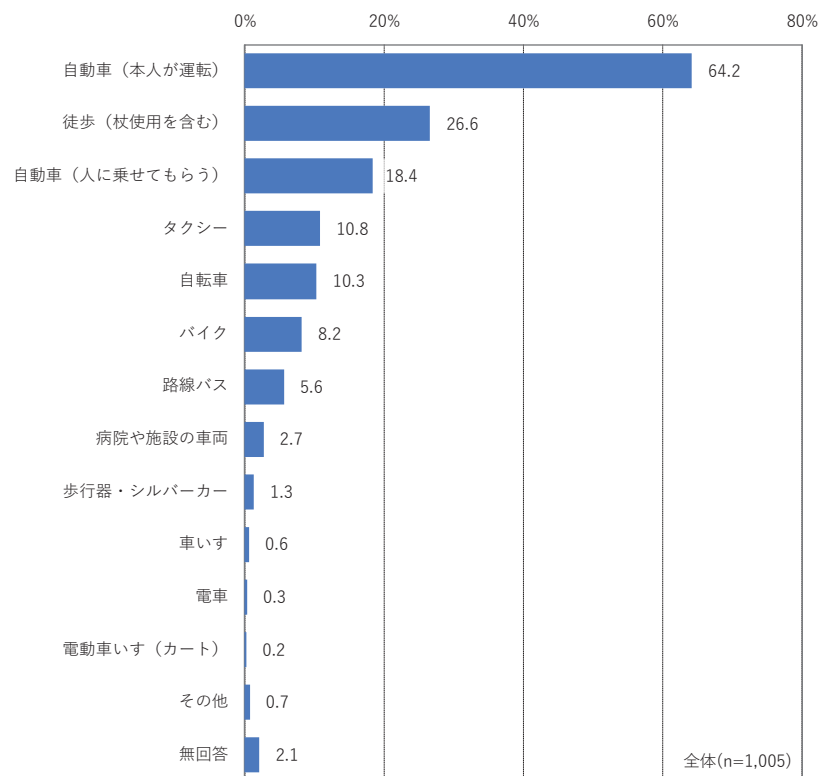
【課題】

全体では、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし」世帯が約7割以上を占めており、高齢者のみ世帯が増加している現状からも「声かけや見守り」に対するニーズはさらに高くなることが考えられます。地域福祉施策と連携して、身近な地域における声かけや見守りの意識を高める取組が重要です。

⑦移動交通環境の整備

外出する際の移動手段

外出する際の移動手段は、「自動車（本人が運転）（64.2%）」が最も多く、次いで、「徒歩（杖使用を含む）（26.6%）」、「自動車（人に乗せてもらう）（18.4%）」と続いています。



【課題】

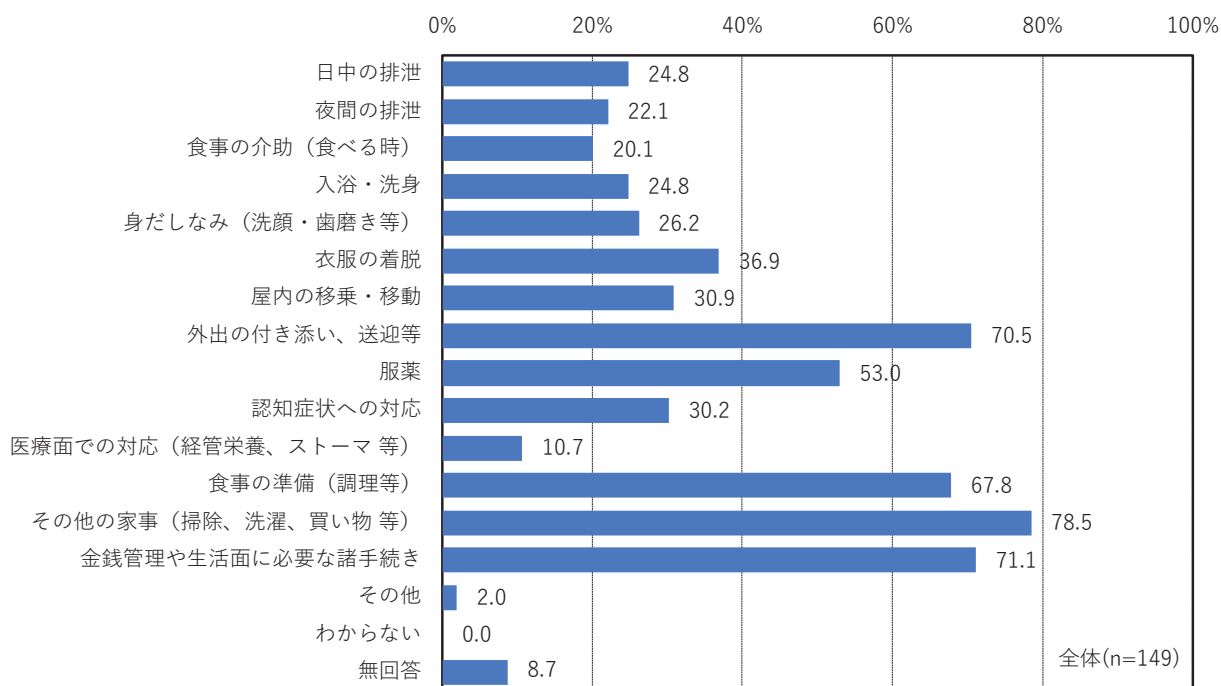
外出する際の移動手段は「自動車（自動車）」が6割を超えています。将来的に自分で運転する機会が減ったり、自分で運転することができなくなったり、外出頻度が減少する高齢者が増える可能性があります。公共交通機関の充実には限界があるため、今後も移動手段について検討していく必要があります。

2) 在宅介護実態調査

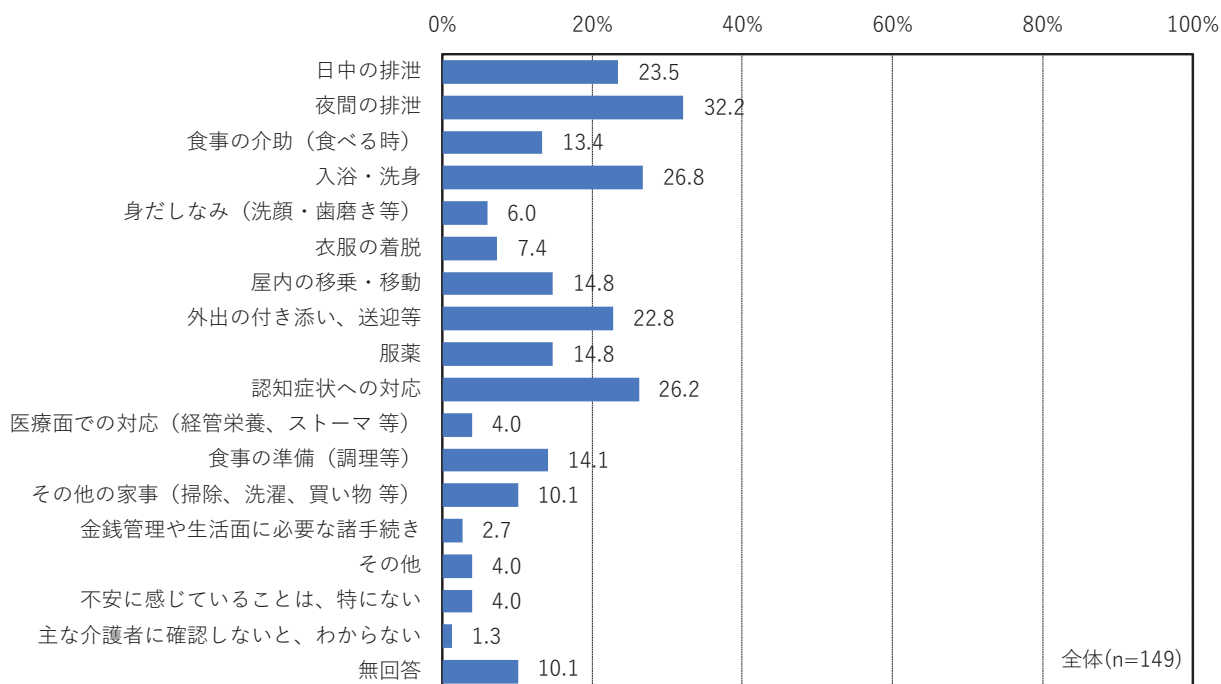
①生活支援体制整備の充実

主な介護者が行っている介護等について、全体では「その他の家事」が78.5%で最も高く、次いで「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が71.1%、「外出の付き添い、送迎等」が70.5%と続いています。一方で、主な介護者が不安に感じる介護等について、全体では「夜間の排泄」が32.2%で最も高く、次いで「入浴・洗身」が26.8%、「認知症状への対応」が26.2%と続いています。

【主な介護者が行っている介護等】



【主な介護者が不安に感じる介護等】



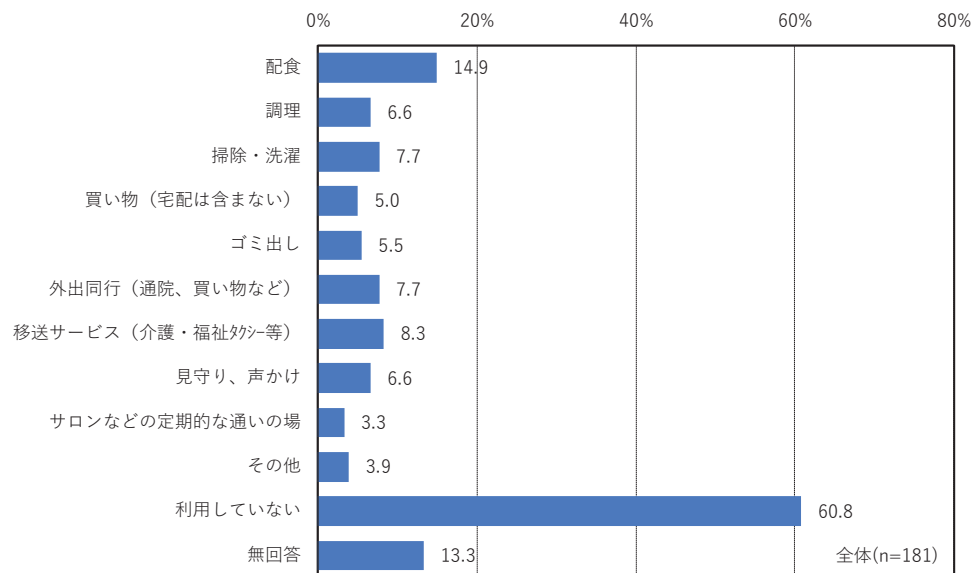
【課題】

主な介護者が行っている介護で、不安に感じる介護等は、「日中・夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」などがあります。益々、高齢化が加速し、介護者の不安と負担が増すと考えられるため、高齢者と家族介護支援者への生活支援を充実する必要があります。

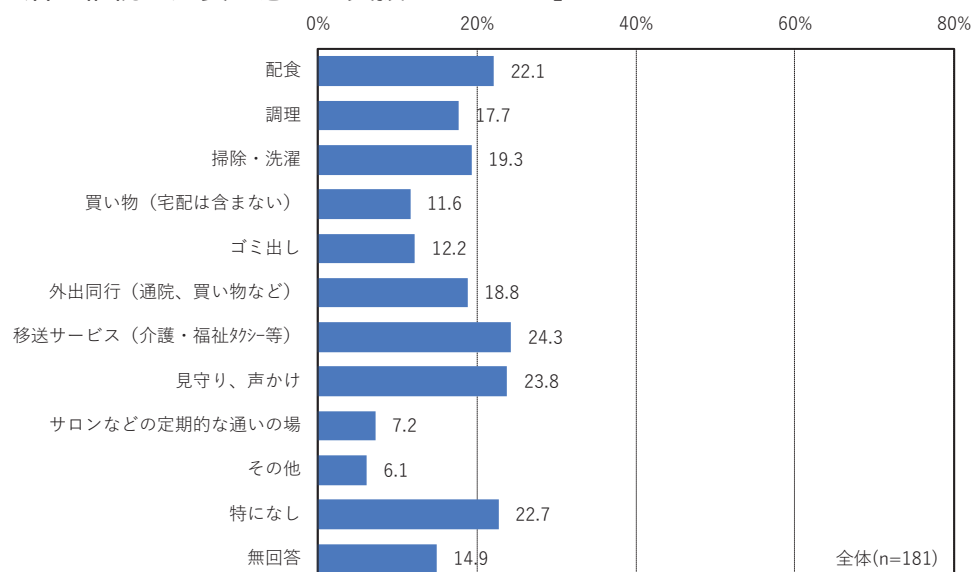
②保険外の支援・サービス

現在、利用している保険外の支援・サービスについて、全体では「配食」が14.9%で最も高く、次いで「移送サービス」が8.3%、「掃除・洗濯」と「外出同行」がともに7.7%と続いています。一方で、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、全体では「移送サービス」が最も高く、次いで「見守り、声かけ」が23.8%、「配食」が22.1%と続いています。また、「特になし」が22.7%となっています。

【利用している保険外の支援・サービス】



【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】



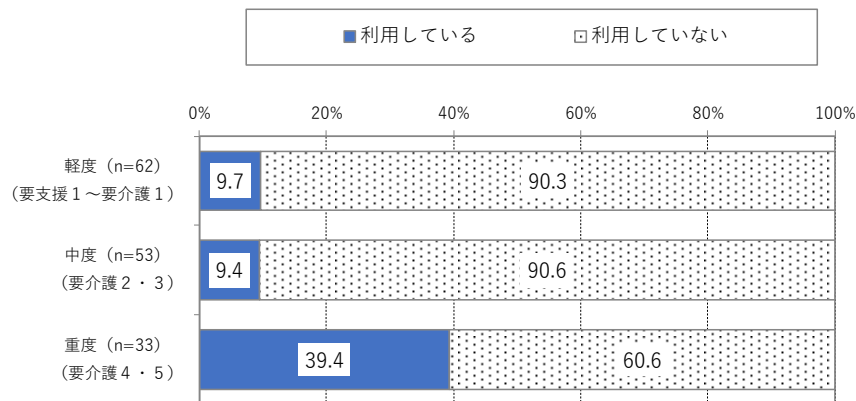
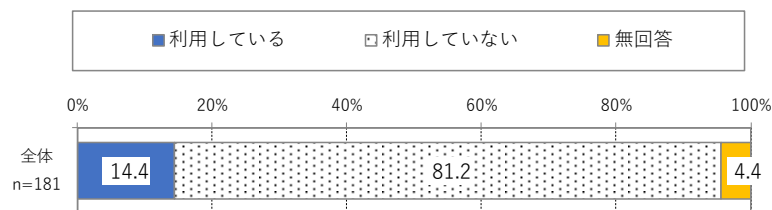
【課題】

在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（利用意向）に対し、利用している保険外の支援・サービス（利用実態）の乖離が特に大きかったのは、「移送サービス（差16.0%）」と「見守り・声かけ（差17.2%）」です。在宅生活の継続のため、今後さらに生活支援体制整備事業の推進と充実が必要となります。

③在宅医療・介護連携の強化

訪問診療の利用状況について、全体では「利用している」が14.4%、「利用していない」が81.2%となっています。

要介護度別にみると、軽度・中度では利用状況は低く、重度では39.4%と利用状況が高くなっています。



【課題】

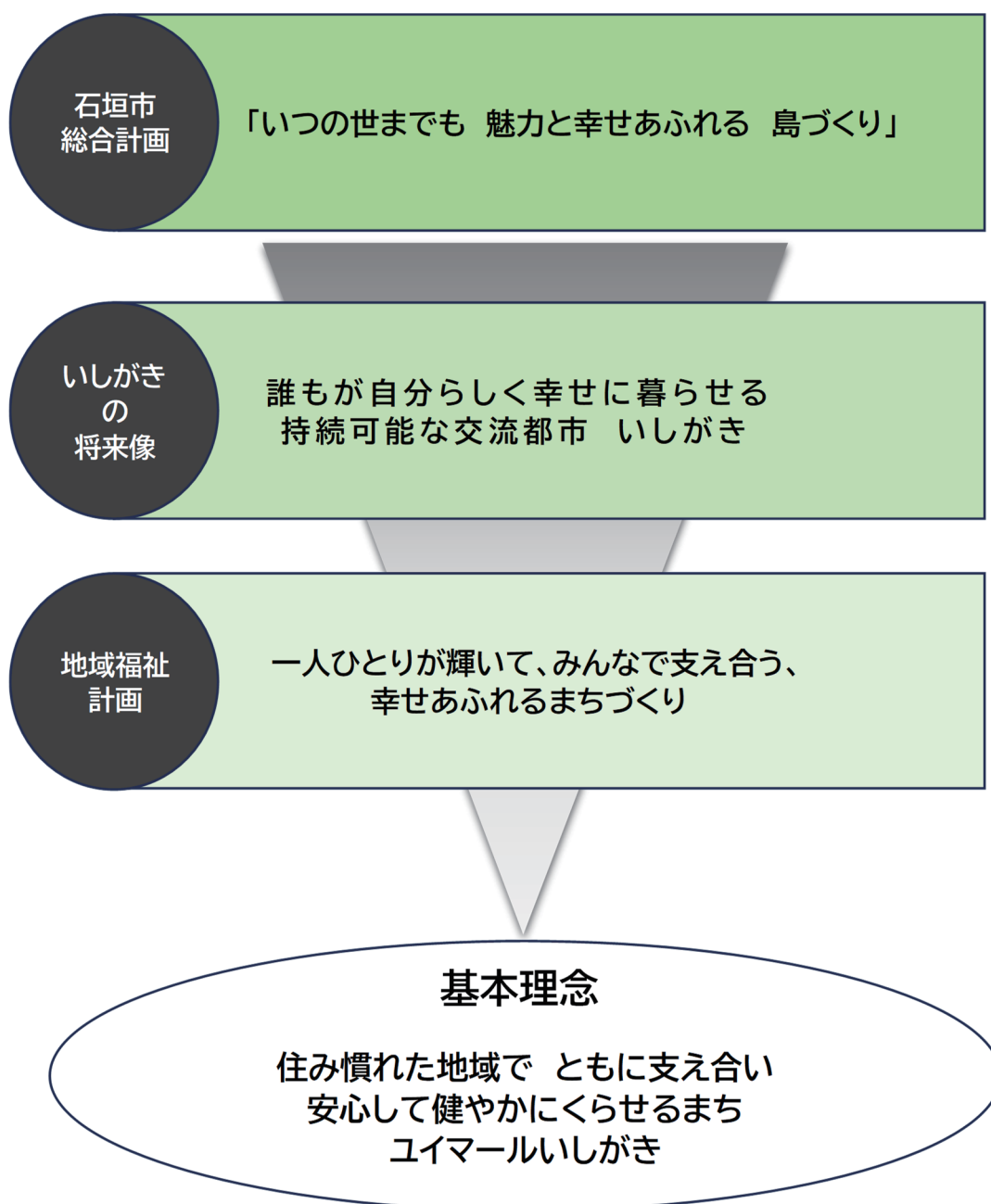
訪問診療の利用状況は全体として低いものの、要介護度別にみると、重度の方で利用状況の割合が高くなっています。今後は、医療と介護の両方のニーズを持つ在宅療養者が増加する可能性があることから、在宅医療のニーズに対応できる在宅医療・介護連携体制の充実が重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、お互いに支え合いながら安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、多様な施策を推進してきました。

「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念に基づき、高齢者が今後とも健康で、生き生きと、社会の一員として生きがいを持ち、多様な主体や高齢者自身が見守られる活動等によって安心して暮らせる共生社会を実現するため、計画の基本理念を以下のように定めます。



2 基本方針

本計画の基本理念の実現に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業に関する施策を、以下の3つの基本方針に基づき展開していきます。

基本方針1

高齢者が健康で生き活きと暮らせるまち

高齢者が健康で生き活きと暮らすことができるよう、すべての市民を対象とした健康づくりや生きがいづくり事業及び介護予防事業の推進と、取組の核となる地域包括支援センターの体制充実を進めていきます。

また、国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、市民一人ひとりが認知症に関する理解を深め、共に支え合いながら「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、通いの場の拡大など「予防」のための取組を進めていきます。

基本方針2

誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち

地域の中で、市民一人ひとりがお互いを尊重し、共に支え合うことのできる地域共生社会の実現に向け、支え合いの活動の推進に関する意識の醸成や、人材育成、体制の整備を目指します。高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で暮らすことができるように、在宅生活の継続を支援するための福祉サービスを展開します。併せて、地域での生活を継続できるよう、住まいをはじめとした生活環境の整備について、バリアフリーの視点のもとに推進していきます。

基本方針3

誰もが安心・安全に暮らせるまち

地域の中で、市民一人ひとりがお互いを尊重し、共に支え合うことのできる地域共生社会の実現に向け、支え合いの活動の推進に関する意識の醸成や、人材育成、体制の整備を目指します。

また、近年多発する自然災害等発生時における避難体制の整備や犯罪被害の防止に向けた取組を進め、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

また、介護保険事業の適正な運用のため、事業の点検や課題の検証を行います。更に、介護人材の確保に向けた取組について、国や県と連携しながら進めていきます。

3 施策体系

基本理念

住み慣れた地域で ともに支え合い 安心して健やかにくらするまち ユイマールいしがき



基本方針

- 1 高齢者が健康で生き活きと暮らせるまち
- 2 誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち
- 3 誰もが安心・安全に暮らせるまち

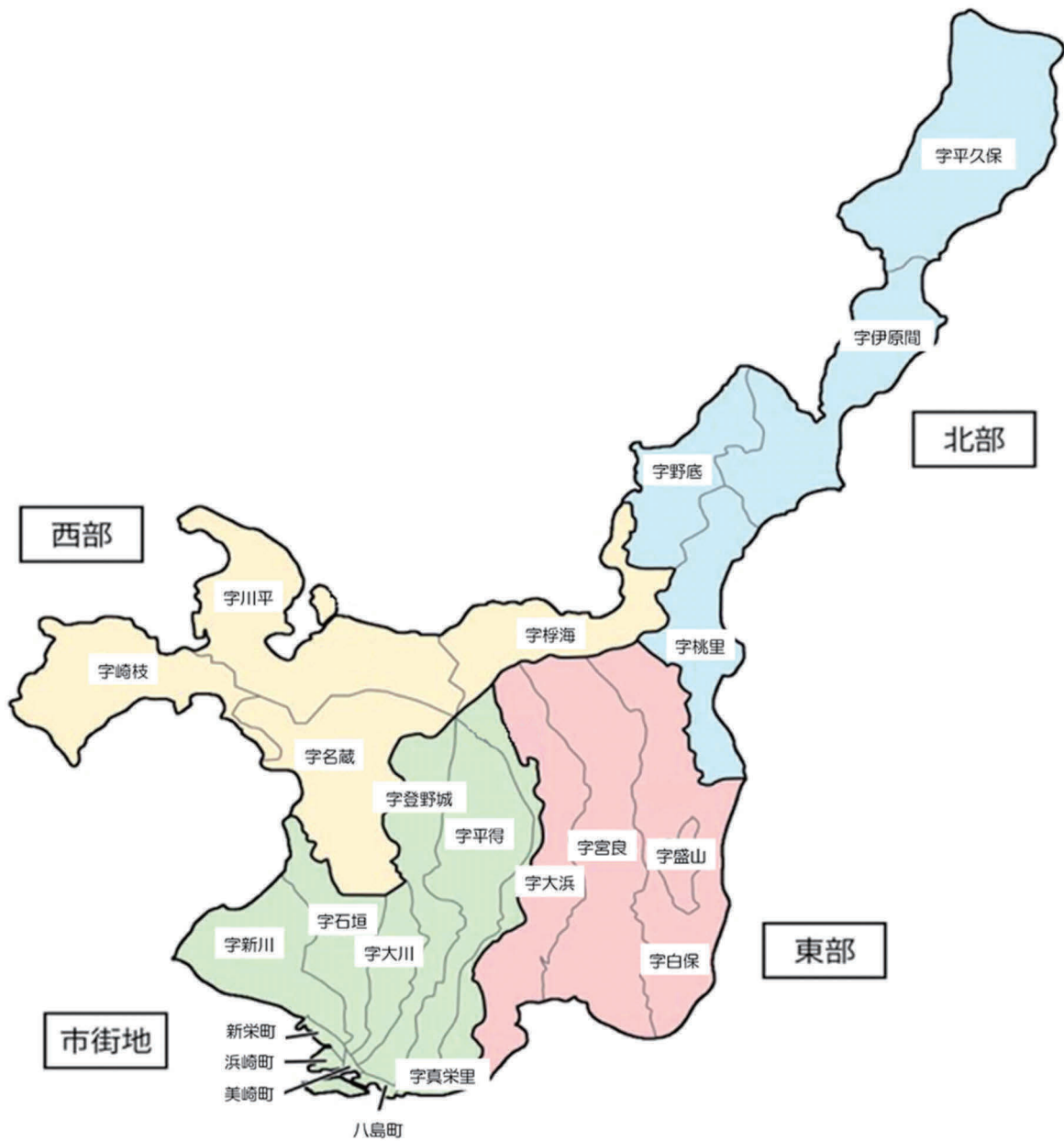
<p>17 <small>パートナーシップ 目標を達成しよう</small></p> <p>基本施策1</p> <p>総合的な相談支援体制の強化</p>	<p>3 <small>すべての人に 健康と福祉を</small></p> <p>基本施策2</p> <p>介護予防事業の推進</p>	<p>8 <small>誰もがいき いき健康を</small></p> <p>基本施策3</p> <p>健康と生きがいづくりの推進</p>
<p>【個別施策】</p> <p>1-1 地域包括支援センターの体制充実 1-2 在宅医療・介護連携の強化 1-3 地域ケア会議の推進 1-4 生活支援体制整備の推進 1-5 権利擁護・虐待防止</p>	<p>【個別施策】</p> <p>2-1 介護予防・生活支援サービス事業の充実 2-2 自立支援・重度化防止に向けた取組</p>	<p>【個別施策】</p> <p>3-1 健康づくりの推進 3-2 生きがい・社会参加の促進</p>
<p>4 <small>暮らしの豊かさを みんなに</small></p> <p>基本施策4</p> <p>地域における支え合い活動の推進</p>	<p>10 <small>人々の暮らしを支える 社会をつくる</small></p> <p>基本施策5</p> <p>認知症施策の推進</p>	<p>1 <small>健康を つくる</small></p> <p>基本施策6</p> <p>各種生活支援事業の充実</p>
<p>【個別施策】</p> <p>4-1 見守り・支え合いに関する体制整備 4-2 地域活動団体等の活性化支援</p>	<p>【個別施策】</p> <p>5-1 支援体制の充実 5-2 普及啓発の推進</p>	<p>【個別施策】</p> <p>6-1 福祉サービスの充実</p>
<p>11 <small>住み慣れたまちを つくる</small></p> <p>基本施策7</p> <p>居住環境の充実と バリアフリーのまちづくり</p>	<p>9 <small>暮らしの安全と安心を つくる</small></p> <p>基本施策8</p> <p>防犯・防災対策の充実</p>	<p>5 <small>高齢者や障害者 を支援しよう</small></p> <p>基本施策9</p> <p>介護保険サービスの 適切な運用と制度の円滑な実施</p>
<p>【個別施策】</p> <p>7-1 高齢者に配慮した住まいの支援 7-2 人にやさしいまちづくりの推進</p>	<p>【個別施策】</p> <p>8-1 防犯対策の充実 8-2 防災対策の充実 8-3 感染症対策の実施</p>	<p>【個別施策】</p> <p>9-1 介護給付の適正化 9-2 介護人材の確保および 介護サービスの質向上 9-3 介護サービス提供環境の充実</p>

4 日常生活圏域について

高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域において、自立した生活を継続していくことができるように、身近な生活エリアを単位とした日常生活圏域を設定することとされています。

日常生活圏域は、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会条件を総合的に勘案して定めることとされています。

本市においては、第8期計画に引き続き上位計画である地域福祉計画に基づき、市全域を一つの日常生活圏域として設定します。



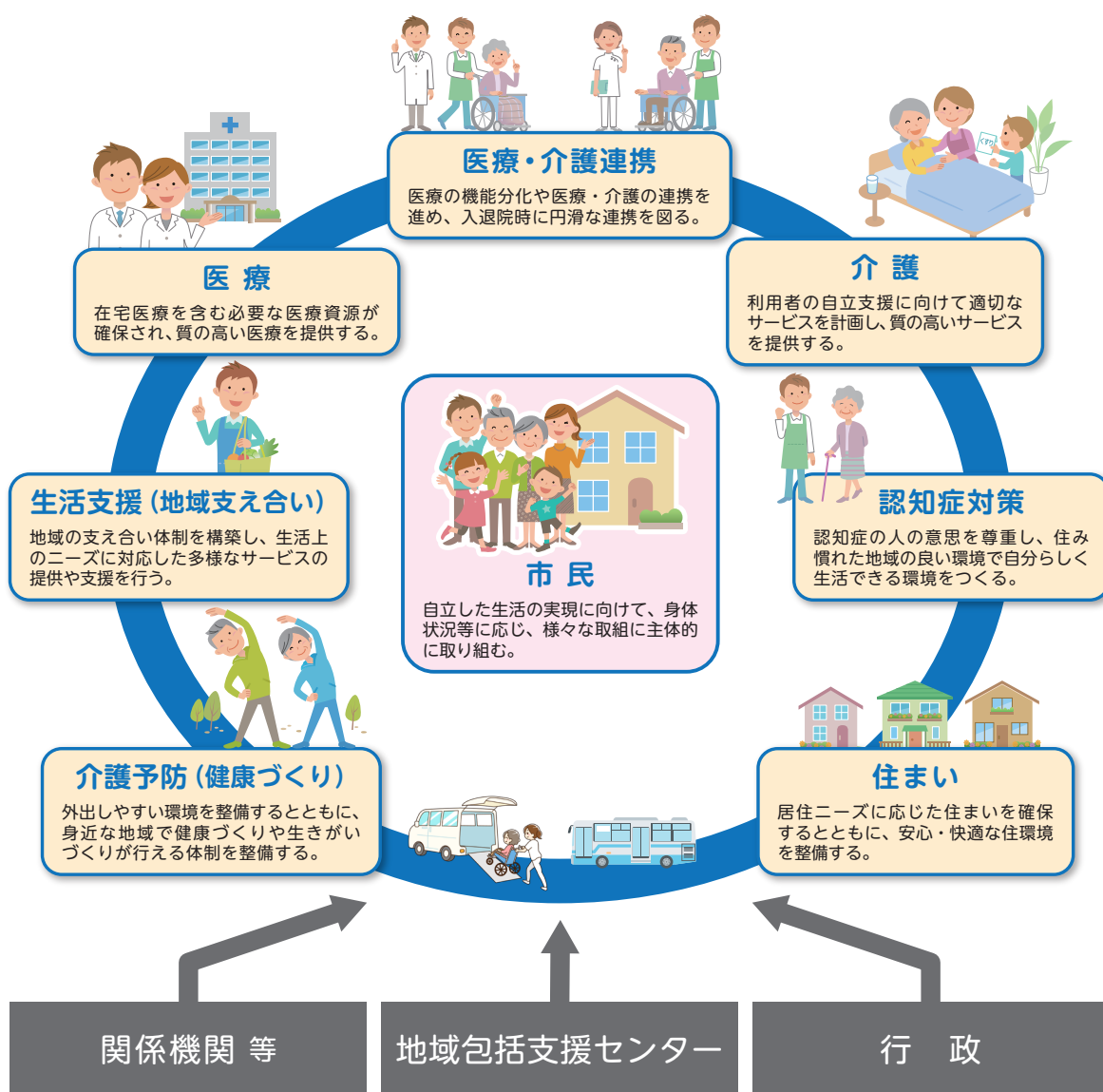
5 地域包括ケアシステムの目指す姿

地域包括ケアシステムは、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」の5つの分野が相互に連携しながら、高齢者の生活を支えていくシステムです。

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい日常生活を営むことができるようにするため、高齢者の生活全体を支え続けるネットワークを作り、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。また、こうした取組を高齢者に限定することなく、子どもや障がい者、生活に困窮する人等、全世帯を対象として包括的に取り組むことで、「地域共生社会」への実現へとつなげます。

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

公的サービス・支援と市民の主体的な取組の効果的な組み合わせにより
地域包括ケアシステムの構築を目指す



第4章 個別施策の推進

基本施策1 総合的な相談支援体制の強化

重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるのが地域包括ケアシステムです。

高齢者を中心として進められてきた地域包括ケアシステムは、地域住民が求める支援ニーズが複雑化・複合化してきたことを受け、今後、高齢者だけでなく子どもや障がい者などを対象として「地域共生社会」の実現に向けた進化が求められています。そのため属性を問わない1. 相談支援、2. 参加支援、3. 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備も求められています。

地域包括ケアシステムの構築・強化に向けて、地域包括支援センターがその中核的な機関となり、関係機関とのネットワークの構築や、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実、相談事業の充実などに取り組みます。

さらに、地域包括支援センターが担う役割と業務量に応じた専門職の適正配置を図り、円滑な運営の継続に努めます。

高齢者に関する様々な相談に対し、迅速かつ適切に対応できる専門職員の資質向上を図るとともに、認知症支援推進員、生活支援コーディネーター、相談協力員、医療・介護に関わる専門職等との連携を強化し、必要な人を必要な支援、サービスにつなげていくことのできる体制の構築を進めます。

個別施策1-1 地域包括支援センターの体制充実

地域包括支援センターは、介護保険等の公的サービスの利用支援や、多様な主体と連携するとともに地域にある資源を効果的に活用して、住み慣れた地域で高齢者を支えるための地域包括ケアシステムを構築する中核的な機関として、地域支援事業を実施しています。

介護予防事業をはじめ、多職種連携による高齢者の個別課題の解決等、高齢化の進行に伴う様々な事項に適切に対応できるケアマネジメント支援を行うため、今後一層の充実を図ります。

[具体的事業]

- (1) ワンストップ相談体制の構築
- (2) 地域包括支援センターにおける専門職員の適正配置
- (3) 相談協力員の育成と活動支援
- (4) 業務効率化に向けたルール作りや ICT 機器等を活用した業務負担軽減の検討

[主な推進事業]

(1) ワンストップ相談体制の構築	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>高齢者が抱える生活課題や困りごとに対して、地域包括支援センターと関係機関等との連携強化を図りつつ総合的に受入れ、適切な支援につなぐ体制を整えます。現在、ワンストップ相談体制として3職種（社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師）による対応を行っています。</p> <p>現在は、3職種、認知症地域支援推進員・看護師・生活支援コーディネーター等により相談支援への対応を行っています。また、他機関の専門職との連携により、相談支援を実施しています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>人口規模に応じた専門職（3職種）の配置を行います。また、総合相談窓口については、継続して周知・広報を進めていきます。</p> <p>相談内容が多岐にわたる中で、専門職の配置は必須です。外部機関の専門職との連携強化により、多様な相談内容へ対応していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	件	延4,494件	延3,787件	増加	増加	増加	増加

個別施策1－2 在宅医療・介護連携の強化

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

そのため、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

[具体的事業]

<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の医療・介護の資源の把握 (2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援 (5) 医療・介護関係者の研修 (6) 地域住民への普及啓発 (7) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 (9) 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備 (10) かかりつけ医機能をふまえた介護・医療の連携強化
--

[主な推進事業]

(1) 地域の医療・介護の資源の把握	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>地域の医療機関、介護事業所等の所在地・連絡先・機能等を把握し、医療・介護関係者向けの資源マップ・リスト作成し、ホームページ上でも更新します。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>3年に一度の情報の更新を継続していきます。</p>		

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>医療・介護関係者等が参画する会議「在宅医療・介護連携推進協議会」を開催し、在宅医療・介護連携の現状と課題の抽出、対応策の検討を行います。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>石垣市の現状と課題の抽出、対応策を検討するために作業部会を2つ設置し、それぞれ年に2回開催します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携推進協議会の開催	回	2	2	2	2	2	2

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>地域の医療・介護関係者の協力を得ながら切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築に取り組みます。</p> <p>現在、入退院時における情報について、医療機関と介護支援専門員等の協力にて石垣市の情報共有の実態を把握し、独自の入退院時情報共有ルール・ツールを運用しています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>入退院時情報共有ルール・ツールの運用状況を定期的に確認していく必要があります。運用状況により課題を明確にし、検討を行っていきます。</p>		

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 情報共有の手順等を定めた入退院時情報共有ルール・ツールを活用し、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援します。 現在、協議会の作業部会である情報共有部会を年2回開催しています。</p> <p>【今後の方針】 入退院時情報共有ルール・ツールにおいて、運用状況を確認していきます。また、情報共有部会において、ルール・ツールの見直し、検討を行っていきます。 感染症等についても情報共有を行い、関係機関との連携を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
情報共有部会(在宅医療・介護連携推進協議会の作業部会)の開催	回	1	2	2	2	2	2

(5) 医療・介護関係者の研修	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 研修企画・普及啓発部会において多職種研修を定期的に開催し、顔の見える関係づくりを深めるとともに、知識・技能向上に向けた研修会等を開催し、介護人材等のスキルアップを図ります。</p> <p>【今後の方針】 研修企画・普及啓発部会において、参加者の意向等もふまえたテーマを決め、多職種での研修会を開催していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療・介護関係者の研修会	回	0	0	実施	2	2	2

(6) 地域住民への普及啓発	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 在宅医療・介護をテーマにした講演会や研修会等を、市民向けに実施していきます。</p> <p>【今後の方針】 在宅医療・介護に関する市民向け講演会等を引き続き開催していきます。</p>		

個別施策1-3 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、多様な主体の連携によって、住み慣れた地域で高齢者を支える地域包括ケアシステムを構築していくために必要な地域課題を解決し、地域独自の見守り・支え合いの成果を積み上げていく場となっています。

今後とも、介護サービス事業所、医療関係者、リハビリテーション専門職、地域住民等が連携することで、多様な地域課題や困難事例を解決するために必要な地域資源の活用や、施策のあり方を検討する場として、地域ケア会議を推進します。

[具体的事業]

- | |
|------------------------------------|
| (1) 地域ケア個別会議の開催
(2) 地域ケア推進会議の開催 |
|------------------------------------|

[主な推進事業]

(1) 地域ケア個別会議の開催	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 介護支援専門員による個別ケースに対応した自立支援に資するケアマネジメントの実施に向けた、多職種による個別ケア会議の充実を図ります。 各職能団体が参加できるよう開催日を定例化し、実施しています。</p> <p>【今後の方針】 個別の課題から地域の課題の抽出を行い、課題解決に向け、地域ケア推進会議にて検討していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議の開催	回	年11回	年5回	1回/月	6	6	6

個別施策1-4 生活支援体制整備の充実

生活支援体制整備とは、高齢者をはじめとするすべての人が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、民間企業やNPO、ボランティアや地域住民をはじめとした多様な主体が連携しながら、地域における支援の担い手やサービスの開発を行い、高齢者等の社会参加及び生活支援・介護予防の充実を推進することを目的として、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を行う事業です。

本市では、生活・介護予防サービス提供体制の充実に向け、生活支援コーディネーターの複数配置を検討します。また、協議体の設置・運営について、より身近な地域で多様な生活支援サービスを展開していくために、小地域での協議体の設置について検討していきます。

[具体的事業]

- | |
|-----------------------|
| (1) 生活支援コーディネーターの複数配置 |
| (2) 協議体の設置・運営の充実 |

[主な推進事業]

(1) 生活支援コーディネーターの複数配置	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 高齢者のより身近な地域において必要な支援を適切に受けられるように、地域福祉計画の生活圏域等との整合性（日常生活圏域の複数設定）を図りつつ、生活支援コーディネーターの複数配置について検討します。</p> <p>集いの場や関係機関等へ出向き、住民の声や地域資源の把握等情報収集を行い、「石垣市シニアのお役立ち情報」の更新を実施しています。</p> <p>【今後の方針】 「生活支援コーディネーター」についての周知が不足しています。今後、地域住民や、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、関係機関への周知を強化していきます。</p> <p>高齢者のより身近な地域において、ニーズと地域資源の把握、地域の支え合い等を推進していくため、生活支援コーディネーターを複数配置するよう検討します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーターの配置	人	1	1	3	2	2	2

個別施策1-5 権利擁護・虐待防止

高齢化が進む中、今後も認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の数は増加していくものと考えられ、自身での意思決定が困難となった場合の権利擁護の取組が重要となっています。

また、要介護者の増加とともに家族介護者も増加し、介護の孤立化、介護疲れなどから起きる虐待も、大きな問題となっています。

今後はこうした課題を受け、高齢者の権利擁護と虐待防止のための取組を進めていきます。

[具体的事業]

- | |
|--|
| (1) 権利擁護等相談・支援体制の整備推進
(2) 成年後見制度の利用促進
(3) 日常生活自立支援事業の利用促進
(4) 高齢者虐待対応マニュアルの活用
(5) 高齢者虐待防止ネットワークの構築 |
|--|

[主な推進事業]

(1) 権利擁護等相談・支援体制の整備推進	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 高齢者の権利擁護関連機関との連携により、権利擁護関連の相談対応の充実に向けた取組を進めます。 関係者、関係機関からの相談に対しては、総合相談チームの多職種で対応しています。</p> <p>【今後の方針】 高齢者虐待（養介護施設従事者等による高齢者虐待）に関する研修を、高齢者関連施設従事者向けに継続して実施していきます。 一般市民向けに高齢者虐待に関する講演等を行い、虐待の早期発見、相談支援に関する普及啓発を行います。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者虐待に関する研修会開催※	回	0	0	2回/年	2	2	2

※高齢者関連施設従事者向け

(2) 成年後見制度の利用促進	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>判断能力が低下した認知症高齢者等の権利を擁護する観点から、成年後見制度の利用に対する普及啓発活動を推進しています。総合相談の中で、成年後見制度の利用が必要と思われる場合は、社会福祉士を中心に制度の説明と事業の案内を行っています。</p> <p>市長申立が必要なケースでは、優先順位を検討し、順次審判請求会議を実施しています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>関係者や関係機関に向け、成年後見制度利用の手順、成年後見人等の役割など、「成年後見制度」の普及啓発を行います。</p> <p>また、成年後見制度利用促進に向け、福祉総務課を中心に成年後見制度利用促進体制検討会議及び作業部会にて、中核機関の設置について検討を進めています。</p>		

(3) 日常生活自立支援事業の利用促進	担当課	社会福祉協議会
<p>【取組内容と課題】</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて、福祉サービスの利用援助、書類等預かりサービス、金銭管理支援を行います。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>事業の整備を進めると共に、利用待機者の改善及び新規希望者の対応、生活支援員の育成を推進します。また、より判断力が落ちた対象者については、成年後見制度への移行促進を図り、利用者の自立に向けた支援体制の整備を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活自立支援事業利用者数	人	53	61	60	65	70	75

(4) 高齢者虐待対応マニュアルの活用	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>令和2年度に作成した高齢者虐待対応マニュアルを活用し、高齢者の虐待事例等に迅速かつ適切に対応していきます。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>関係機関へ周知し、より活用しやすいように、制度の改正や変更がある時などに更新を行います。</p>		

基本施策2 介護予防事業の推進

高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、また何らかの介護が必要になっても、その重度化を防ぎ、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防事業を推進します。

近年の人口動態によると、75歳以上の高齢者が増加し、高齢化率も上昇しています。同時に要介護認定者が増加しており、今後もさらに増加することが見込まれます。世帯に着目すると、要介護状態につながるリスク該当者は一人暮らしの高齢者に多いですが、一人暮らしの高齢者世帯数は増加の一途を辿っています。

日常生活圏域ニーズ調査結果をみると、要介護状態につながるリスクのうち、認知機能の低下、うつ傾向、転倒リスクに該当する人が多く、介護が必要になった主な原因は、高齢による衰弱や骨折・転倒が多くなっていることから、閉じこもり防止や交流等を目的とした高齢者の居場所は、今後も求められています。

このような中、本市では、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の個別の状況に応じた効果的・効率的な介護予防サービスの提供に取り組んでいます。

今後も、個人情報の取扱を配慮したデータを活用しながら、PDCAサイクルに沿って介護予防サービスの提供体制づくりに取り組むとともに、保険者機能強化推進交付金等の活用も含めて、施策を充実・推進させ、介護予防の普及・啓発については、引き続き効果的な情報提供を図っていきます。

個別施策2-1 介護予防・生活支援サービス事業の充実

介護予防・生活支援サービス事業は、従来の介護保険における、介護予防サービスの訪問介護や通所介護と同様のサービスに加えて、NPO法人や民間事業者、ボランティアを含めた多様な担い手による訪問サービス、通所サービス及びその他の生活支援サービスを提供するものです。

本市の実情を踏まえ、多様な生活支援ニーズに対応できるよう充実を図ります。

[具体的事業]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問型サービス・通所型サービス (2) 介護支援専門員への支援 (3) その他生活支援サービス (4) 介護予防ケアマネジメント |
|---|

[主な推進事業]

- | | | |
|---|-----|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 訪問型サービス（第1号訪問事業） ② 通所型サービス（第1号通所事業） | 担当課 | 介護長寿課 |
|---|-----|-------|

【取組内容と課題】

訪問型サービスは、現行の訪問介護相当の訪問型サービスを実施しています。

通所型サービスは、現行の通所介護相当の通所型サービスと、通所型サービスB（住民主体）を実施しています。

【今後の方針】

生活支援コーディネーターを中心にニーズを把握し、訪問型サービスの多様なサービス等について、今後の事業展開を検討していきます。

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型サービス利用者数	人	1,535	1,559	増加	増加	増加	増加
通所型サービス利用者数	人	1,635	1,638	増加	増加	増加	増加

(2) 介護予防・生活支援サービス事業 ③ 介護支援専門員への支援	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>介護支援専門員等の質の向上を図る観点から、自立支援型を重視した介護予防ケアマネジメントの実施に向けた研修会を開催します。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント実施のための研修会を実施します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護支援専門員への支援（研修会）	回	0	0	1~2回/年	1	1	1

個別施策2-2 自立支援・重度化防止に向けた取組

一般介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」それぞれの要素にバランスよく働きかけるなど、機能回復訓練等の対象者へのアプローチも含め、生活機能全体を向上させる生活環境の調整や地域づくり等、高齢者の暮らしの改善となる支援サービスの提供に向けて取り組めます。

[具体的事業]

<ul style="list-style-type: none"> (1) 介護予防把握事業 (2) 介護予防普及啓発事業 (3) 地域介護予防活動支援事業 (4) 地域リハビリテーション活動支援事業 (5) 一般介護予防事業評価事業

[主な推進事業]

(1) 介護予防把握事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 専門職を配置し、地域住民、生活支援コーディネーター、相談協力員、民生委員・児童委員等と連携し、要支援高齢者の把握及び介護予防活動を展開します。 要支援高齢者について、地域の民生委員、ボランティア等による情報収集を行っています。</p> <p>【今後の方針】 総合事業でのチェックリストや、高齢者実態把握調査より、要支援高齢者の把握及び介護予防活動につなげていきます。保健部門が実施している保健事業での高齢者の情報共有を行い、介護予防につなげます。また、地域の関係機関との連携を図ります。</p>		

(2) 介護予防普及啓発事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 介護予防事業の普及に向け、福寿料理教室・シニアカフェを実施しています。 また、いきいきパンフレット等を配布し、介護予防事業の普及を図ります。 さらに、理学療法士による運動を中心に、歯科衛生士・看護師・保健師・栄養士・作業療法士・薬剤師等の専門職によるミニ講話を取り入れたチャレンジプラスアップ教室を実施しています。</p> <p>【今後の方針】 高齢者の生きがいづくり推進事業として、活動の継続を支援します。 また、リハビリ専門職を中心に、各種専門職が関わることのできる内容の介護予防教室を実施します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チャレンジプラスアップ教室	回	16 延143人	24 延219人	実施	24	24	24
福寿料理教室※1・シニアカフェ	回	5	3	実施	5	5	5

※1 福寿料理教室・シニアカフェは食生活改善員による料理教室

(3) 地域介護予防活動支援事業

担当課

介護長寿課

【取組内容と課題】

「いきいき百歳体操」を通じた「通いの場」の普及・拡大に向け、地域住民を主体とした運営がスムーズに行えるよう引き続き、立ち上げ支援・継続、サポーター支援等を行っていきます。また、効果や達成感を評価し各地区で共有できるよう取り組みます。

生きがい対応型デイサービス事業として、石垣市社会福祉協議会に委託し、ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者に対し、月に1回各地区の公民館等にて、趣味活動や日常動作訓練等などを行っています。

【今後の方針】

現在の通いの場としての「いきいき百歳体操」の継続支援と地域拡大を図ります。また、その他の通いの場の情報収集を進めます。

また通いの場を活用し、専門職による健康相談・健康教育を行い、フレイル予防の普及啓発に努めます。関係課との連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。

生きがい対応型デイサービス事業は、今後も継続して石垣市社会福祉協議会に委託し、1人暮らし、閉じこもりがちな高齢者を生きがい対応型デイサービスへつなげ、健康で豊かな暮らしを送れるよう支援します。

また、高齢者の通いの場の少ない地域へ開催範囲を広げる等、今後の継続のあり方について委託先と検討していきます。

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき百歳体操実施会場	箇所	30	30	30	31	32	33
生きがい対応型デイサービス事業参加者数	人	902人 (197日開催)	918人 (191日開催)	増加	900	900	900

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業

担当課

介護長寿課

【取組内容と課題】

医療機関、通所・訪問サービスや地域ケア会議、サービス担当者会議、公民館等の住民主体の通いの場等で実施する介護予防活動のより効果的な総合支援活動を展開するため、リハビリテーション専門職との連携・協力体制の構築に向け取り組みます。

【今後の方針】

住民主体の通いの場へのリハビリ専門職派遣を継続して実施します。

地域ケア個別会議でのリハビリ専門職派遣を推進します。

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリ専門職等と連携活動回数	回	30	29	増加	33	34	35

基本施策3 健康と生きがいづくりの推進

市民一人一人がそれぞれのライフステージに応じて、日頃から介護予防に取り組むことが重要です。特に、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病は、日々の健康づくりによって防ぐことができます。疾病にかからないように食生活や運動習慣をはじめとした望ましい生活習慣を身につける（一次予防）とともに、できるだけ早く疾患を発見する（二次予防）ことが求められます。

生活習慣病対策と介護予防の連携の観点から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、身近で効果的な健康づくりと介護予防の取組を進めます。

また、高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持った生活を送ることができるよう、健康づくりのための事業と、生きがいづくりに向けた様々な地域活動の活性化と高齢者の参加促進、就労支援などの取組を進めていきます。

個別施策3-1 健康づくりの推進

「健康いしがき21」に基づき、高齢期においても健康な心と体を保持していくことができるよう、生活習慣病対策や健康寿命の延伸を念頭に、地域ぐるみの健康づくり施策に取り組めます。

[具体的事業]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 健康相談事業 (2) 各種健康診査、がん検診、予防接種等 (3) 食生活改善推進事業 |
|--|

[主な推進事業]

(1) 健康相談事業	担当課	健康福祉センター
<p>【取組内容と課題】 健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行います。市役所や漁港など、市内5か所で定期的に健康相談を実施しています。実施場所によっては利用者が少ないため、健康相談を受けた者の人数・年齢・相談内容等を分析し、実施方法の改善に努めます。</p> <p>【今後の方針】 事業の周知に努めるとともに、相談内容の多様化等に対応できるよう、他の健康増進事業や保健事業との連携を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康相談件数(延)	件	524	510	232	355	355	355

(2) 各種健康診査（特定健診、特定保健指導を含む）、がん検診、予防接種等	担当課	健康福祉センター
<p>【取組内容と課題】 高齢期を健康で生き活きと過ごすことができるよう、生活習慣病予防に重点をおき、新たな基準に基づく各種健康診査や特定保健指導の充実を図っています。また、各種がん検診や予防接種の受診率、接種率の向上に取り組んでいます。</p> <p>【今後の方針】 健康診査については、集団健診の実施時期を夏と秋の2回に増やすこと、がん検診においては、集団健診と個別健診の両方を行うことにより、対象者の利便性の向上に努めます。</p> <p>予防接種については、高齢者肺炎球菌接種率が低いため、広報いしがき・市政情報コーナー及び各種健康診査等を活用し周知を行います。また、関係機関の接種を促す活動について、連携を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健診受診率	%	42.3	33.9	60.0	60.0	60.0	60.0
特定保健指導率	%	60.3	43.1	60.0	60.0	60.0	60.0
肺がん検診受診率 ※1	%	4.6	0.1	50.0	50.0	50.0	50.0
胃がん検診受診率 ※1	%	3.3	1.6	50.0	50.0	50.0	50.0
子宮頸がん検診受診率 ※1	%	13.2	11.7	50.0	50.0	50.0	50.0
大腸がん検診受診率 ※1	%	4.1	0.1	50.0	50.0	50.0	50.0
乳がん検診受診率 ※1	%	12.6	11.2	50.0	50.0	50.0	50.0
インフルエンザ予防接種率	%	54.7	48.7	68.0	60.0	60.0	60.0
肺炎球菌予防接種率	%	32.1	26.0	30.0	21.2	26.6	27.7

※1 各がん検診の実績値は、市で実施したがん検診の受診率となります。又、計画値、目標値又は見込値については国の目指す受診率となります。

(3) 食生活改善推進事業	担当課	健康福祉センター
<p>【取組内容と課題】 高齢者の食生活に必要な事項と対策に関する教室や、食生活改善推進員による講話、調理実習等を行っています。 低栄養・ロコモティブシンドローム・認知症予防を課題に挙げて、事業を実施していきます。</p> <p>【今後の方針】 昨今の社会活動の再開に伴う市民のライフスタイル、食環境の変化を考慮し、課題解決に向け食育活動を展開していきます。多くの市民に参加を呼びかけ目標参加数を600人とします。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
食生活改善推進事業参加者数（延）	人	279	585	200	600	600	600

個別施策3-2 生きがい・社会参加の促進

高齢者がいつまでも生き生きとした生活を送るためには、生きがいづくりの推進も必要となります。

本市では、高齢者の地域における生きがいづくりに向けた取組として、生涯学習事業やスポーツ活動のための環境整備、また、サロンやデイサービスなど「通いの場」の提供を行っています。このほか、社会参加の視点から就労支援を実施しており、今後もこれらの取組を進めていきます。

[具体的事業]

- (1) 敬老慰安事業（敬老慶祝訪問、生年祝式典）
- (2) 地域ふれあいサロン事業
- (3) 就労環境の充実
- (4) 生涯学習環境の充実
- (5) 高齢者社会参加機会の充実
- (6) 老人福祉センターの活用

[主な推進事業]

(1) 敬老慰安事業（敬老慶祝訪問、生年祝式典）	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 敬老慶祝訪問は、敬老の日にあわせ、各家庭・施設をまわり、市長より頌状並びに記念品を贈呈しています。 生年祝式典は、旧正月の日にあわせ、市民会館にて108歳、97歳、85歳を迎えた方へ、市長より頌状並びに記念品を贈呈し、その他余興等を行い祝いの式典を開催しています。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続して実施します。</p>		

(2) 地域ふれあいサロン事業	担当課	社会福祉協議会
<p>【取組内容と課題】 各地域においてボランティアや民生委員の協力の下、ふれあいサロン活動（高齢者のレクリエーション活動、文化活動等）を展開しています。</p> <p>【今後の方針】 高齢者や障がい者、子育て世代等、地域で孤立しがちな方が気軽に集い交流する活動の場の提供と助成を行い、孤立防止を進めます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ふれあいサロン事業参加者数	人	580	460	500	600	700	800

(3) 就労環境の充実	担当課	商工振興課
<p>【取組内容と課題】 高齢者が就業を通して社会参加ができるように、石垣市シルバー人材センターによる就業機会の提供と会員数の拡大に取り組んでいます。 また、ハローワーク八重山と連携し、求職の情報提供や説明会等を実施していますが、会員数は減少傾向となっています。</p> <p>【今後の方針】 今後も引き続き、石垣市シルバー人材センターの会員数の拡大に取り組みます。 また、ハローワーク八重山と連携し、シニア向けの企業説明会等を実施します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数	人	385	375	405	400	400	400

(4) 生涯学習環境の充実	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 石垣市老人クラブ連合会に委託し、趣味のクラブを開催しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、趣味のクラブ開催休止や時間短縮等があり、利用者減となりました。今なお外出控えを継続している高齢者へのアプローチを図ります。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、石垣市老人クラブ連合会に委託し石垣市の高齢者の生きがい、趣味活動の推進を行い、老人クラブ会員の増員や活動内容の充実を行っていきます。 また、老人福祉センターが、石垣市の高齢者の生きがいと健康づくりの推進拠点となるよう、委託先と連携していきます。併せて、より多くの市民が活用できるよう、周知広報を行います。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人福祉センターの利用者数	人	8,428	11,124	継続	17,000	17,000	17,000

(5) 高齢者社会参加機会の充実	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 石垣市老人クラブ連合会、八重山老人クラブ連合会に「高齢者の生きがいと推進事業」を委託し、八重山地区の高齢者のスポーツ大会や、各種イベントに取り組んでいます。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、八重山老人クラブ連合会、石垣老人クラブ連合会に委託し、高齢者のスポーツ大会等イベントを開催していきます。</p>		

基本施策4 地域における支え合い活動の推進

本市では、みんなで力を合わせお互いの生活を支える共生社会の創設（共助のまちづくり）という視点で、「新たな支え合い」の仕組みづくりに向け取り組んでいます。

今後も自助・互助・共助体制の構築により、見守り・支え合い支援ネットワークの構築に必要な社会資源を把握し、関係機関との調整協議の上、ネットワークの構築を目指します。

また、地域単位での見守り体制を構築し、見守り活動を展開します。

個別施策4-1 見守り・支え合いに関する体制整備

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等、支援を必要とする高齢者を地域全体で見守り、支える体制づくりを構築するため、自治会を中心に実施される地域福祉ネットワーク推進会議における活動と、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、認知症支援推進員等と連携した支え合いの地域づくりに取り組みます。

[具体的事業]

- (1) 地域福祉をリードする人材の育成
- (2) ボランティアの育成と活動支援
- (3) ボランティアポイント制度
- (4) 市民活動をサポートする人材の育成
- (5) 協議体の設置・運営の充実

[主な推進事業]

(1) 地域福祉をリードする人材の育成	担当課	社会福祉協議会
<p>【取組内容と課題】 地域福祉ネットワーク活動を通して、身近な地域で高齢者の見守りや生活支援、世代間交流等の開催、企画に協力して頂くボランティアを育成し、活動の推進を図ります。</p> <p>【今後の方針】 ボランティア学習の機会づくりや関係団体等と連携した人材の育成に務めます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値（令和5年度は計画値）			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ボランティア登録者（箇所）	人	305	182	170	180	190	200
地域福祉ネットワーク推進員	人	9	16	未定	45	50	65

(2) ボランティアの育成と活動支援	担当課	社会福祉協議会
<p>【取組内容と課題】 高齢者と子どもや若者等、世代間交流を通じて高齢者を支える意識の醸成を図りつつ、ボランティアの育成とボランティア活動の支援を行います。</p> <p>現在、地域の小学校や幼稚園、保育園等と協力し、高齢者を対象とした世代間交流会を開催しています。活動を通じて、声を交わしたり、朝の登校中に地域の高齢者が正門で挨拶運動をしたりと日常的な交流につながっています。</p> <p>【今後の方針】 ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、市民向けのボランティア研修会の開催やボランティア体験への参加促進を図ります。</p>		

(3) 介護ボランティアポイント制度	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 調査研究を実施していますが、より石垣市の地域事情に即した制度設計を行うため、更に調査研究を重ね実施していく必要があります。</p> <p>【今後の方針】 高齢者がボランティア活動を通じ、地域貢献や社会参加をすることにより、生きがいづくりや介護予防につながることを目的としています。</p> <p>高齢者にボランティア活動を行っていただき、その活動に応じポイントを付与する制度で、引き続き調査研究を重ね、実施に向け検討してまいります。</p>		

個別施策4-2 地域活動団体等の活性化支援

自治会、老人クラブ、婦人会、青年会等の地域団体が、今後も地域の支え合い活動の担い手となり、関係機関と連携した活動に取り組んでいくことができるように、団体活動に対する助成の継続的な実施、活動に対する情報提供、各種団体相互の連携支援に努めます。

[具体的事業]

- | |
|------------------------------------|
| (1) 地域活動団体等の活性化支援
(2) 老人クラブ活動支援 |
|------------------------------------|

[主な推進事業]

(1) 地域活動団体等の活性化支援	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 高齢者の支え合い活動等に関わる情報提供を行うとともに、社会福祉協議会と連携した研修会の開催や運営助成金の交付を図る等、地域活動団体の活性化を支援します。 現在、石垣市老人福祉センターを中心として、市内の各单位老人クラブに対し補助金を交付し、地域の活性化を図っています。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、市内の各单位老人クラブに補助金を交付し、地域の活性化を図っていきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
単位老人クラブ数	ヶ	33	33	継続	34	35	36

基本施策5 認知症施策の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果において、高齢者の各種リスク要因の中で認知症状の占める割合は高くなっています。また、在宅介護実態調査の結果では、介護者が不安に思う介護の内容として認知症状への対応の割合が高くなっています。これらの結果からは、今後認知症高齢者の数は増加していくことが予想され、本人及び介護者に対する支援はより重要になっていくものと考えられます。

国の認知症施策大綱では、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」の取組を進めていくとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めていくこととされており、本市においても、これらの取組を進めていきます。

個別施策5-1 支援体制の充実

認知症になった場合でも、住み慣れた地域で個人の尊厳が守られながら暮らしていくことができるよう、地域の中で認知症の方及びその家族の方々を支援する人員や支援体制・相談体制の整備や、地域の方との交流ができる通いの場などの整備についても進めていきます。

[具体的事業]

- (1) 認知症に対する相談体制の充実・認知症地域支援推進員の設置
- (2) 認知症家族介護者への支援
- (3) 認知症初期集中支援チーム設置
- (4) 地域における支援体制の整備

[主な推進事業]

(1) 認知症に対する相談体制の充実・認知症地域支援推進員の設置	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 地域包括支援センターが総合相談窓口として、認知症に対する相談に対応しています。実施にあたり、認知症の人ができる限り住みなれた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域機関との連携を図り、認知症の人やその家族を支援する相談につなげていきます。</p> <p>【今後の方針】 認知症地域支援推進員の業務が多岐に渡ることや、認知症専門医療機関が少ないため、医療との連携が難しい状況です。事業内容が増加する中、認知症地域支援推進員2名の予算を計上していますが、専門職の確保が困難な状況にあります。今後も適正配置に向け、取り組んでいきます。 また、認知症専門医が少なく、医療との連携が課題となっています。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症地域支援推進員の設置	人	1	1	3	2	2	2

(2) 認知症家族介護者への支援	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 認知症の人を介護している家族に対し、介護負担の解消や在宅介護の継続に向けた介護給付サービスや生活支援サービス体制の整備を行い、多様なニーズに柔軟に対応する支援を行います。</p> <p>家族会やキャラバン・メイトの協力を得て、市役所内や市立図書館でのパネル展示等の実施、認知症家族介護教室を開催しています。</p> <p>また、住み慣れた身近な地域において、認知症の人やその家族が気軽に相談する場や情報交換、コミュニケーションを図る場として「認知症カフェ」の設置・運営に取り組んでいます。</p>		
<p>【今後の方針】 世界アルツハイマー月間については、家族会やキャラバン・メイトとの連携でイベントを開催します。また、認知症家族介護教室について、継続して開催します。</p> <p>認知症カフェは、現在2か所で実施しています。今後、認知症カフェが地域にさらに増えるよう運営支援の方法を検討していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ設置数	箇所	2	2	2	3	3	3

(3) 認知症初期集中支援チーム設置	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 複数の専門職が、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断及び早期対応に向けた支援を集中的に行います。</p> <p>平成28年度に立上げ、平成29年から活動（地域包括支援センター内で実施）しています。チーム員は、専門医・社会福祉士・看護師により構成されます。</p>		
<p>【今後の方針】 認知症初期集中支援チームの受託先がないため、直営地域包括支援センター内での対応になり、総合相談での対応と重なりやすい状況にあります。</p> <p>専門医が少なく、早期診断・早期対応についても課題があり、今後の解決に向けた検討を行います。</p>		

個別施策5-2 普及啓発の推進

地域の中で認知症の方々との共生を進めるため、認知症に関する理解促進と、知識の普及啓発を進めていきます。

[具体的事業]

- | |
|---|
| (1) 認知症予防講演会の開催
(2) 認知症サポーター養成講座の開催
(3) 認知症キャラバン事務局設置 |
|---|

[主な推進事業]

(1) 認知症予防講演会の開催	担当課	介護長寿課
【取組内容と課題】 認知症予防の知識の普及啓発を目的として、市民向け講演会を開催します。		
【今後の方針】 あらゆる場面で認知症についての普及啓発ができるように、工夫していく必要があります。		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防講演会の開催	回	0	0	2	2	2	2

(2) 認知症サポーター養成講座の開催	担当課	介護長寿課
【取組内容と課題】 認知症については、正しく理解し、偏見を持たず、認知症や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。認知症サポーターとは、特別なことをやる人ではなく、認知症を理解した、認知症の人の「応援者」です。		
【今後の方針】 サポーター養成講座についての広報を行います。また、窓口対応のある職種については、講座開催について積極的に働きかけを行います。 養成講座については、キャラバン・メイトが中心に実施できるよう支援していきます。		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の開催	回	6	6	実績	7	7	7

基本施策6 各種生活支援事業の充実

高齢になっても、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの推進とともに、移動、外出などの活動を支援する体制整備を進めます。

また、介護家族に対しても、在宅介護の継続を支援するための情報提供や慰労事業について取り組んでいきます。

個別施策6-1 福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるように、高齢者一人ひとりの生活利便性の向上に向けた支援施策を充実していきます。

[具体的事業]

- (1) 軽度生活支援事業
- (2) 食の自立支援事業
- (3) 高齢者等外出支援事業
- (4) 移動支援サービスの充実
- (5) 家族介護教室の開催
- (6) 介護用品支給事業
- (7) 老人日常生活給付事業
- (8) 緊急通報システム事業
- (9) 家族介護慰労事業

[主な推進事業]

(1) 軽度生活支援事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 ひとり暮らし高齢者が在宅で自立した生活を継続して行くことができるように、簡易な生活支援を図ります。 現在委託しているシルバー人材センターのほかに、担い手の拡充として、障害者就労支援事業所へ委託を行い、ひとり暮らし高齢者が利用しやすいサービスを進めています。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、委託先との連携によりサービスの充実を図り、利用者増に向け、広報活動を行っていきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
軽度生活支援事業利用者数	人	28	35	増員	40	40	40

(2) 食の自立支援事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 単身や高齢者のみの世帯で、本人及び身寄りで自炊ができない方の食生活の改善を図るため、市内在住の非課税世帯高齢者について、石垣市社会福祉協議会・他2社に委託し、配食サービスを実施しています。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、石垣市社会福祉協議会・他2社に委託し、食の自立支援を行います。 また、ニーズに応えられるサービスが届くよう、土日祝祭日等の配食サービスについて、委託先の拡充を含め、検討します。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
食の自立支援事業 配食数	食	16,833	19,638	継続	20,000	20,000	20,000

(3) 高齢者等外出支援事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 石垣市社会福祉協議会に委託し、車椅子対応福祉車両にて、外出の困難な高齢者に外出の支援を行っています。</p> <p>【今後の方針】 今後も継続し、石垣市社会福祉協議会に委託し、高齢者の外出を支援していきます。 また、年々増加する利用者のニーズに対応するため、車両の増設を含めた対応策を検討します。このほか社会運送協議会を開催し、公共交通機関との調整を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者等外出支援事業	人	2,180	2,324	2,120	2,500	2,500	2,500

(4) 移動支援サービスの充実	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 石垣市シルバーパス事業については、対象者を拡充するため、定額の費用負担のシルバーパス事業から、実績に基づく費用負担となる高齢者バスチケット事業に移行（令和4年11月1日より）し、シルバーパス事業の3倍超の利用申請が行われています。 石垣市老人クラブ連合会の趣味のクラブについては、利用者が無料で利用できる福祉バス運行事業に補助金を支給しています。</p> <p>【今後の方針】 バスチケット事業では、手書きのチケットであるため、利用者には毎回の手間を与えています。交通系ICカード類の導入に併せ、当該事業も対応していけるよう、調整を図ります。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバーパス事業利用者数	人	446	336	バスケット事業へ移行のため終了	—	—	—
高齢者バスケット事業利用登録者数	人		683	1,080	1,100	1,150	1,200

(5) 家族介護教室の開催	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 高齢者のいる家族を中心に講師を招き、介護教室を実施しています。</p> <p>【今後の方針】 家族介護支援事業として、介護者同士の交流の場とした開催や、介護者の健康管理を目的とした事業の展開も検討しています。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護教室の開催	回	1	1 (2日間)	実施	3	3	3

(6) 介護用品支給事業	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 要介護4以上の在宅高齢者及び家族介護者（市民税非課税世帯）に、介護用品を支給する事業です。 申請に基づき、対象高齢者と家族に紙おむつ等の購入費を一部支給しています。</p> <p>【今後の方針】 今後の国の動向を鑑み、また他市の状況も参考に、事業を実施していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護用品支給事業利用者数	人	33	28	実施	30	30	30

基本施策7 居住環境の充実とバリアフリーのまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を継続できるよう、生活ニーズに応じた住まいを適切に選択できるよう、住まいの種類や特徴に関する情報提供を行うとともに、既存の住宅のバリアフリー化に取り組みます。そのほか移動を含む様々な生活環境の利便性向上やバリアフリー化に取り組み、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

個別施策7-1 高齢者に配慮した住まいの支援

高齢者の在宅生活の継続を支援するための住宅改修や、誰もが安心して暮らすことができるよう居住環境のバリアフリーに向けた事業の充実を図ります。

[具体的事業]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅のバリアフリー化の促進 (2) 公営住宅等におけるバリアフリー化の推進 |
|--|

[主な推進事業]

(1) 住宅のバリアフリー化の促進	担当課	福祉総務課
<p>【取組内容と課題】 石垣市福祉のまち条例等に基づき、高齢者の状況等に応じ住宅における生活利便性の向上を図るためバリアフリー化を促進します。</p> <p>【今後の方針】 全ての人にとってやさしい石垣市になるという認識に立ち、安全かつ快適に生活できる環境基盤を整備し、豊かで潤いのある住みよい福祉のまちに近づくために、啓発と事業推進を図ります。</p>		
(2) 公営住宅等におけるバリアフリー化の推進	担当課	都市建設課
<p>【取組内容と課題】 市営住宅等において、高齢者の身体状況に応じた居住環境を整えるため、既存市営住宅等の建て替え時期に応じたバリアフリー化の整備を推進します。 市営新川団地建て替えにおいて、80戸のうち3戸のバリアフリー対応整備を行いました。</p> <p>【今後の方針】 市営住宅の需要が高まる中で、それぞれの地域の持つ現状と課題などを把握した上で計画を立て、整備を行っていきます。</p>		

個別施策7-2 人にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安心・安全な日常生活を営むことができるよう、また多様な社会参加ができるように、石垣市福祉のまちづくり条例に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた人にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

[具体的事業]

- | |
|--|
| (1) 誰もが生活しやすい環境づくりの推進
(2) 移動交通環境の整備 |
|--|

[主な推進事業]

(1) 誰もが生活しやすい環境づくりの推進	担当課	福祉総務課
【取組内容と課題】 石垣市福祉のまちづくり条例に基づき、子どもから高齢者すべての市民が、安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた「生活環境のバリアフリー化」を推進します。 【今後の方針】 全ての人にとってやさしい石垣市になるという認識に立ち、安全かつ快適に生活できる環境基盤を整備し、豊かで潤いのある住みよい福祉のまちに近づくために啓発と推進を図ります。		
(2) 移動交通環境の整備	担当課	都市建設課
【取組内容と課題】 誰もが安全で利用しやすい、道路環境の整備を推進するとともに、高齢者の社会参加と生活利便性の向上を図るため移動交通環境の整備に向け検討を進めます。 現在進めている道路整備事業については、段差を少なくする設計など、石垣市移動円滑化のために必要な道路基準を定める条例に基づく整備に努めています。 【今後の方針】 道路整備を進めるにあたり、今後も高齢者、障がい者に寄り添った道路環境の整備を進めていきます。		

基本施策8 防犯・防災対策の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、事件や犯罪被害に巻き込まれないための防犯対策や、近年多発している台風、地震、津波等の自然災害に備えるとともに、支援を必要とする高齢者の把握と、迅速かつ適切な避難誘導體制の構築を含めた防災対策の充実を図ります。防災に関する啓発や防災訓練への参加促進など日頃からの防災意識の向上に取り組み、災害に強いまちづくりに努めます。

また、関係機関等が連携した感染症発生時の支援体制を構築します。

個別施策8-1 防犯対策の充実

高齢化社会が進行する中で、高齢者が被害者となる消費者トラブルが後を絶たず、その手口も複雑化しています。そのため地域警察や関係機関等が連携し、犯罪手口等に対する情報提供や、被害認識を高める啓発活動を推進していきます。

[具体的事業]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係機関と連携した防犯パトロールの強化 (2) 被害防止の啓発活動の推進 |
|---|

[主な推進事業]

(1) 関係機関と連携した防犯パトロールの強化	担当課	防災危機管理課
<p>【取組内容と課題】 自治会や関係機関と連携した防犯パトロールの強化やSNS、防犯メール等を活用した情報発信体制の充実に努めます。</p> <p>【今後の方針】 防犯情報を関係機関と共有し、市民へ積極的に発信し注意を促します。また、学校、地域、防犯関係団体等と協力し、犯罪の起きにくいまちづくりに取り組みます。</p>		
(2) 被害防止の啓発活動の推進	担当課	防災危機管理課
<p>【取組内容と課題】 関係機関等との連携により、犯罪手口等を掲載したパンフレットやチラシ、またSNS等を活用した啓発活動の一層の充実に努めます。</p> <p>【今後の方針】 八重山警察署や八重山地区防犯協会等と連携し、直近の犯罪手口の例や新手の犯罪の情報を広く発信し、犯罪被害の防止に努めます。</p>		

個別施策8-2 防災対策の充実

台風、地震、津波等の災害時において、支援を必要とする高齢者の安全で迅速な避難誘導体制を確立していくため、災害時要援護者支援対策の充実を図るとともに、自主防災組織と連携した避難支援体制の充実に努めます。

[具体的事業]

- (1) 要援護者台帳の登録・更新
- (2) 災害ボランティアの育成
- (3) 地域自主防災組織等の活動支援
- (4) 多様性に配慮した福祉避難所等の整備促進

[主な推進事業]

(1) 要援護者台帳の登録・更新	担当課	福祉総務課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>自力で避難することが困難な高齢者を対象とした、要援護者台帳への登録の周知と登録内容の更新・新規登録を推進しています。要援護者台帳については、毎年度データの更新を実施しています。</p> <p>今後は、台帳に登録される方の再調査や要援護者の避難等を支援する支援員の登録などを行っています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>要援護者台帳への登録者数においては、年々減少傾向にあります。これは、台帳登録者の高齢者の割合が高いため、登録する方より死亡または転居により削除された数が多いことが要因です。今後も、災害時に支援が必要な要援護者が適切な支援を受けられるよう、関係機関等と調整しながら制度の周知を図っていきます。</p>		

(2) 災害ボランティアの育成	担当課	福祉総務課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>「石垣市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、災害時ボランティア等の人材育成と関係機関等と連携した派遣調整等に対する支援体制の強化を推進しています。</p> <p>災害ボランティアについては、要援護者台帳登録の際に地域支援者等へ依頼しているため、登録者が少なければ、災害ボランティアの数も少なくなります。近年は、要援護者台帳への新規登録者が少ないため、災害ボランティアの数についても、横ばいとなっています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>要援護者に対する災害ボランティアだけでなく、避難所における避難者への支援が実施できるよう、関係機関と連携を図り、災害ボランティアについての周知や、人材育成ができるよう取り組みます。</p>		

(3) 地域自主防災組織等の活動支援	担当課	防災危機管理課
<p>【取組内容と課題】 避難行動支援者の避難支援や救命救助を行うことができるように、地域の実情に応じた防災訓練を通じた防災意識の向上と自主防災組織の育成と連携・強化を図っています。 消火栓操法大会や市民防災訓練等で、自主防災組織での活動を意識させると共に、防災倉庫内にある資機材の取り扱い訓練を実施する事で、日頃からの取組の重要性について再認識する事ができました。</p> <p>【今後の方針】 課題となっている組織の高齢化や人材不足については、「石垣市防災士の会」のメンバーが各地の自主防災会のリーダーや構成員を兼ねる仕組みを構築し、組織拡大強化に取り組みます。また、障がいのある人や高齢者など要支援者の避難支援体制構築の根拠となる「地区防災計画」の策定推進に取り組みます。</p>		

(4) 多様性に配慮した福祉避難所等の整備促進	担当課	福祉総務課
<p>【取組内容と課題】 災害時における災害時要援護者の避難場所の確保、避難生活に対する支援を図る観点から地域における福祉避難所の整備を進めます。 令和元年8月に福祉避難所兼ふれあい交流施設（結い心センター）が開所し、台風時などに避難所として活用されています。</p> <p>【今後の方針】 福祉避難所としての機能をより高めていくため、各分野の専門家、医療機関、介護事業者等とのネットワークを構築し、要援護者の受入にかかる体制強化に向けて取組を行います。 また、「高齢者」、「障がい者」、「妊産婦・乳幼児」などを含めた多様性に配慮した避難所の整備および衛生環境対策として必要な物資等の備蓄を図ります。</p>		

個別施策8-3 感染症対策の実施

感染症に対し抵抗力が低下している高齢者等のQOLを保持するため、感染症の発生段階に応じた感染対策を推進しています。

感染症対策についての周知啓発や関係機関と連携した支援体制の整備を進めます。

[具体的事業]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策に係る体制整備 (2) 介護事業所等に対する周知啓発 |
|--|

[主な推進事業]

<ul style="list-style-type: none"> (1) 感染症対策に関わる体制整備 (2) 介護事業所等に対する周知啓発 	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 感染症に対する抵抗力が低下している高齢者等に対し、感染症発生時には感染拡大防止のため、迅速に適切な対応ができるよう感染症対策についての周知啓発や関係機関との連携体制の整備を進めます。</p> <p>【今後の方針】 県や関係機関と連携し、感染拡大防止策の周知を図り、連携体制の整備を進めます。</p>		

基本施策9 介護保険サービスの適切な運用と制度の円滑な実施

介護保険制度が平成12年に創設されて以来、サービスの利用者やサービスの提供事業者数が増加し、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして定着してきましたが、今後要介護認定者がさらに増加することを見据えて、必要な時に必要なサービスが提供できるよう、提供体制の確保に努めていきます。

高齢になっても健康で自立した生活を送ることができるよう、また介護が必要になっても重度化を予防し、できる限り住み慣れた地域での生活を継続していただくことができるよう、介護保険事業を推進していきます。

個別施策9-1 介護給付の適正化

今後高齢化が進行し、介護保険サービスの需要が高まっていく中でも、介護保険制度の持続可能性を高め適切な給付を行うために、地域の介護特性を把握し、サービス給付の内容を点検、検証していきます。

このほか、経済的な理由で介護サービスの利用に不利益を被ることがないように、介護負担の軽減措置についても実施していきます。

令和6年度から、給付適正化の取組をより効果的、効率的に実施するため、主要5事業から3事業に再編され、適正化の一層推進を図ります。

[具体的事業]

- (1) 地域課題の検証と事業評価
- (2) 介護認定の適正化・審査の簡素化（主要事業）
- (3) ケアプラン等の点検（ケアプラン点検・住宅改修等の点検）（主要事業）
- (4) 医療情報との突合及び縦覧点検（主要事業）
- (5) 特定施設入所者介護サービス費の支給

[主な推進事業]

(1) 地域課題の検証と事業評価	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 地域ケア「見える化」システムを活用し、各種関係データ等からの課題抽出、分析を行うとともに、介護状態等の重度化防止や地域づくり等に対し、PDCAサイクルを導入した評価体制の構築に取り組みます。 「見える化」システムで、認定者、受給者、サービス別給付実績をモニタリングし、介護保険事業計画策定委員会において進捗状況を報告します。</p> <p>【今後の方針】 今後、「見える化」システムで、認定者、受給者、サービス別給付実績の経年変化の把握と計画値と実績値との乖離状況とその要因を分析し、介護保険事業計画策定委員会において進捗状況を報告します。</p>		

(2) 介護認定の適正化・審査の簡素化	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 要介護認定の申請に対し必要な認定を行うため、認定調査内容の点検や要介護認定適正化事業を活用し、適正な認定の実施に取り組みます。 現在、認定調査の全ての内容について、職員が全件点検を行っています。また、厚生労働省から提供される業務分析データを用いて、認定調査項目選択率の偏りがいないか確認を行っています。 このほか、調査員の資質の向上を図るため、認定調査員向けeラーニングシステムの活用を促しています。</p> <p>【今後の方針】 業務分析データを認定調査員と共有し、はずれ値を示す項目について、定義の確認や調査の方法を検討して平準化を図っていきます。 認定調査員の能力向上を目指し、eラーニングの進捗状況を定期的に確認し、取組を強化していきます。</p>		
(3) ケアプラン等の点検 I ケアプラン点検	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 介護保険サービスの必要性が明確にされているか検証、作成されたプランに対し専門的な立場でプランの点検を行い、個々の利用者に適したサービスが提供されるよう支援します。 現在、介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画について、事業者に資料提出を求め記載内容、サービスの過不足状況等の確認を行っています。また、実地指導時に居宅介護サービス計画の確認及び適正化システムを使用して疑義が生じるプランの抽出、点検を行っています。</p> <p>【今後の方針】 これまで取り組んできた事項について継続して取り組みます。また、今後も基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の作成に向けた支援及び評価を行っています。</p>		
(3) ケアプラン等の点検 II 住宅改修等の点検	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 事前に住宅改修が必要な理由や内容を点検、工事完了後に確認を行い、受給者の状況にそぐわない不適切、不要な改修がないように点検を行っています。 福祉用具について、受給者の身体の状態に応じて利用できるように、福祉用具購入の必要性や利用状況等の点検を実施しています。 また、福祉用具貸与については、ケアプラン点検等で利用後必要がなければ返却する等指導し、受給者の身体に応じた利用を進めています。</p> <p>【今後の方針】 住宅改修については、事前申請で判断の難しい案件が増えているため、改修工事を行うとする受給者宅の実態調査や工事見積書の点検、訪問調査等を行い、施行状況を点検していきます。 福祉用具購入については、引き続き福祉用具の必要性や利用状況等について点検することにより適切な利用に努め、貸与については、利用後必要がなければ返却する等指導し、受給者の身体の状態に応じた利用を進めます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修等の点検 (件数)	件	71	72	実施	75	75	75
福祉用具購入費 (件数)	件	156	158	実施	160	160	160

(4) 医療情報との突合及び縦覧点検	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>国民健康保険連合会（国保連）の介護給付システムから提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合して、請求誤りの早期発見やサービスの整合性、算定回数・日数等の点検を行います。</p> <p>国保連の介護給付システムより毎月送信されてくるデータを基に、医療突合については入院期間を確認し、サービス利用回数の実日数の誤りや請求の誤り等の点検を実施しています。また縦覧点検においては、同一の受給者の請求明細書を複数月にわたって並べた情報等を基に、加算の算定回数やサービスの整合性について点検を実施しています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>縦覧点検について、項目ごとに点検する際に時間を要するため、国保連と連携しながら点検の効率化を図り、特に有効性の高い帳票として「介護給付適正化の計画策定に関する指針」に示されている主要3項目（重複請求縦覧チェック一覧表・算定期間回数制限チェック一覧表・居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表）の実施月数の拡大を図っていきます。</p>		

(5) 特定施設入所者介護サービス費の支給	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>介護保険施設を利用する低所得者（住民税非課税世帯）の方を対象に、食事と居住費について、実際にかかった負担額と負担限度額の差額分を介護保険から支給します。</p> <p>感染拡大防止や申請者の負担軽減のため、申請者へ理解しやすいリーフレット・記載例の作成を行い、郵送での申請勧奨を行うとともに、申請期間の見直しを行いました。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>今後も申請者に分かりやすいリーフレットに改善し、スムーズな申請手続きを行える仕組みづくりを検討するとともに、申請を行う家族も高齢であることが多いため、日常的にサービス利用者やその家族と接する機会のある介護支援専門員に制度の周知を行い、申請手続きの支援について協力依頼を行います。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定施設入所者 介護サービス費の 支給 (件数)	件	694	543	実施	実施	実施	実施

個別施策9-2 介護人材の確保および介護サービスの質向上

高齢者の増加に伴い介護サービスに対するニーズが多様化する中、介護サービス事業所の職員や介護支援専門員の質の向上と人材確保が引き続き課題となっています。

介護相談員派遣事業を有効に活用し、利用者の相談やサービス事業者の橋渡しをしたり、介護支援専門員等連絡協議会を活用して、介護支援専門員に対する指導・助言を実施したりするなど、介護サービスの質の向上に引き続き取り組む必要があります。また、ヘルパーなどの不足により適切な時に適切なサービスを提供できないことがないよう介護人材を確保することが重要です。

[具体的事業]

- (1) 外国人人材を含む多様な介護人材の確保
- (2) 「島しょ地域介護人材確保対策事業」の利用促進
- (3) ケアマネジャーの資質・専門性の向上
- (4) 資格取得に向けた支援の検討

[主な推進事業]

(1) 外国人人材を含む多様な介護人材の確保	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 増加する介護ニーズに対応していくため、多様な人材の確保に努める必要があり、高校生を対象とした初任者研修や一般市民を対象にした入門的研修を実施します。</p> <p>【今後の方針】 新たな介護人材の確保に向け、介護に関する入門的研修の実施を推進していく。 また、外国人人材を含む多様な介護人材の確保に向け情報を収集し、介護福祉施設等への周知を図ります。</p>		
(2) 「島しょ地域介護人材確保対策事業」の利用促進	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】 平成29年度から県が実施している「島しょ地域介護人材確保対策事業」の事業所や市内外の有資格者等への周知を図り、人材確保に取り組めます。 令和元年度、令和2年度と支援メニューの拡充があり、申請方法等について県ホームページに掲載されていること等を、市内事業所へ周知しました。</p> <p>【今後の方針】 介護支援専門員の法定研修等について、沖縄本島での開催に長期間業務から離れることにより支障があるため、石垣市での開催等を含め要望していきます。また、沖縄県からの情報を、迅速に事業所へ周知していきます。</p>		
(3) ケアマネジャーの資質・専門性の向上	担当課	介護長寿課
<p>【今後の方針】 関係機関と連携し、ケアマネジャーの資質・専門性の向上に向けた研修等を検討します。</p>		

(4) 資格取得に向けた支援の検討	担当課	介護長寿課
<p>【今後の方針】</p> <p>資格取得に関わる受験費用や旅費の負担軽減のため、助成制度等を検討します。</p>		

個別施策9-3 介護サービス提供環境の充実

介護保険施設における安全管理体制および事故発生時の対応・事故発生時の防止措置など、介護現場の安全性の確保およびリスクマネジメントの強化が重要です。

国が行う給与も含めた処遇改善と併せて、介護職のイメージ向上や介護に取り組む家族が介護休業、介護休暇を取得しやすい職場環境の改善等に取り組む必要があります。

また、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善も重要です。

本市では、外国人介護人材の受け入れに関するサポート体制の整備と受け入れが円滑に進む取組が必要です。

[具体的事業]

<p>(1) 介護現場の安全性の確保</p> <p>(2) ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり</p> <p>(3) 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備</p> <p>(4) 相談・苦情処理体制の充実</p>

[主な推進事業]

(1) 介護現場の安全性の確保	担当課	介護長寿課
<p>【今後の方針】</p> <p>介護保険施設における安全管理体制および事故発生時の対応・事故発生時の防止措置など、介護現場の安全性の確保およびリスクマネジメントの強化が重要です。</p> <p>懸案事例を抱えている介護事業所に専門講師を派遣し、介護事故防止やリスクマネジメントに関する研修を行います。</p>		

(2) ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくり	担当課	介護長寿課
<p>【今後の方針】</p> <p>介護職員等が安心して働くことができるよう、関係機関等と連携し、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善に関する普及啓発等の取組を検討します。</p>		

(3) 介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備	担当課	介護長寿課
<p>【今後の方針】</p> <p>国が行う給与も含めた処遇改善と併せて、介護職のイメージ向上や介護に取り組む家族が介護休業、介護休暇を取得しやすい職場環境の改善等に取り組む必要があります。</p> <p>関係機関等と連携し、介護離職ゼロに向けた職場環境・労働環境の改善に関する普及啓発等の取組を検討します。</p>		

(4) 相談・苦情処理体制の充実	担当課	介護長寿課
<p>【取組内容と課題】</p> <p>関係各課や沖縄県国民健康保険団体連合会等との連携や、サービス事業者との情報の共有を図り、情報提供・相談体制を充実させ、介護保険制度の趣旨について市民理解の醸成を図り、相談や苦情に迅速かつ適切に対応することでサービスの質を確保できる体制づくりに向け取り組めます。</p> <p>苦情相談窓口については、日頃から相談しやすい環境になるよう配慮しています。</p> <p>相談や苦情等があった場合は、内容を懇切丁寧に聞き取るとともに、必要であれば、各関係機関へ確認・連絡・引継ぎ等の業務を行っており、年3回、国保連合会へ報告書を提出しています。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>引き続き各関係機関との連携や国保連合会への報告を行うことで、介護サービスの質の維持・苦情相談の適切な処理を実施していきます。</p>		

[事業の実績値と目標値又は見込値]

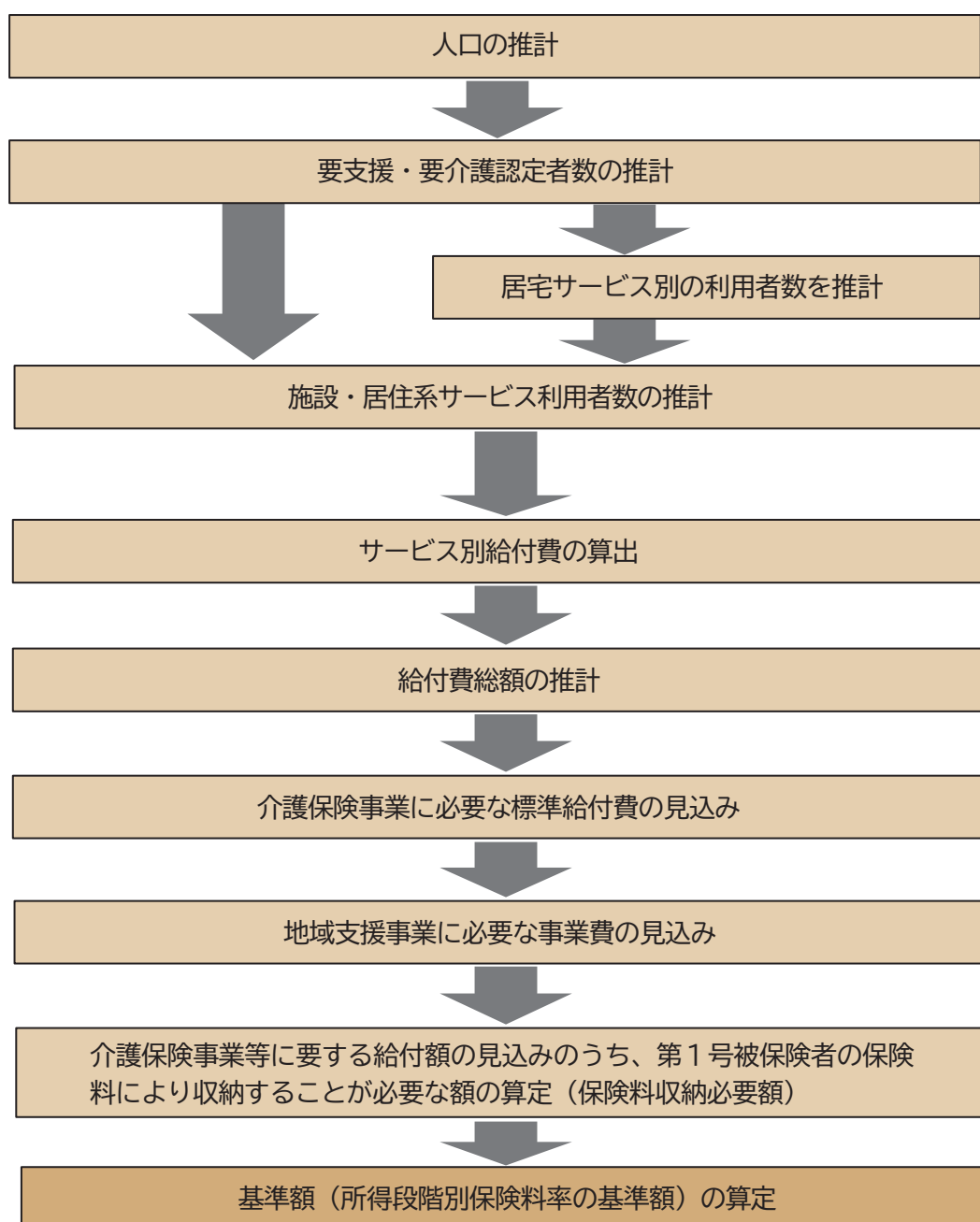
	単位	実績値 (令和5年度は計画値)			目標値又は見込値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談・苦情処理体制の充実 (件数)	件	8	10	実施	実施	実施	実施

第5章 介護保険事業量の推計

1 介護保険料算定の手順

第9期計画期間および中長期（令和12年、令和22年、令和27年）における介護保険事業の第1号被保険者の介護保険料基準額については、地域包括ケア「見える化」システムを利用し、以下の手順に沿って算出します。

総人口、被保険者数の推計値と第8期計画期間における認定者数、介護サービス利用者数等の実績値をもとにした認定者数、介護サービス利用者数等の推計を行い、第1号被保険者の介護保険料基準額を設定する流れとなっています。



2 人口推計

(1) 総人口の推計

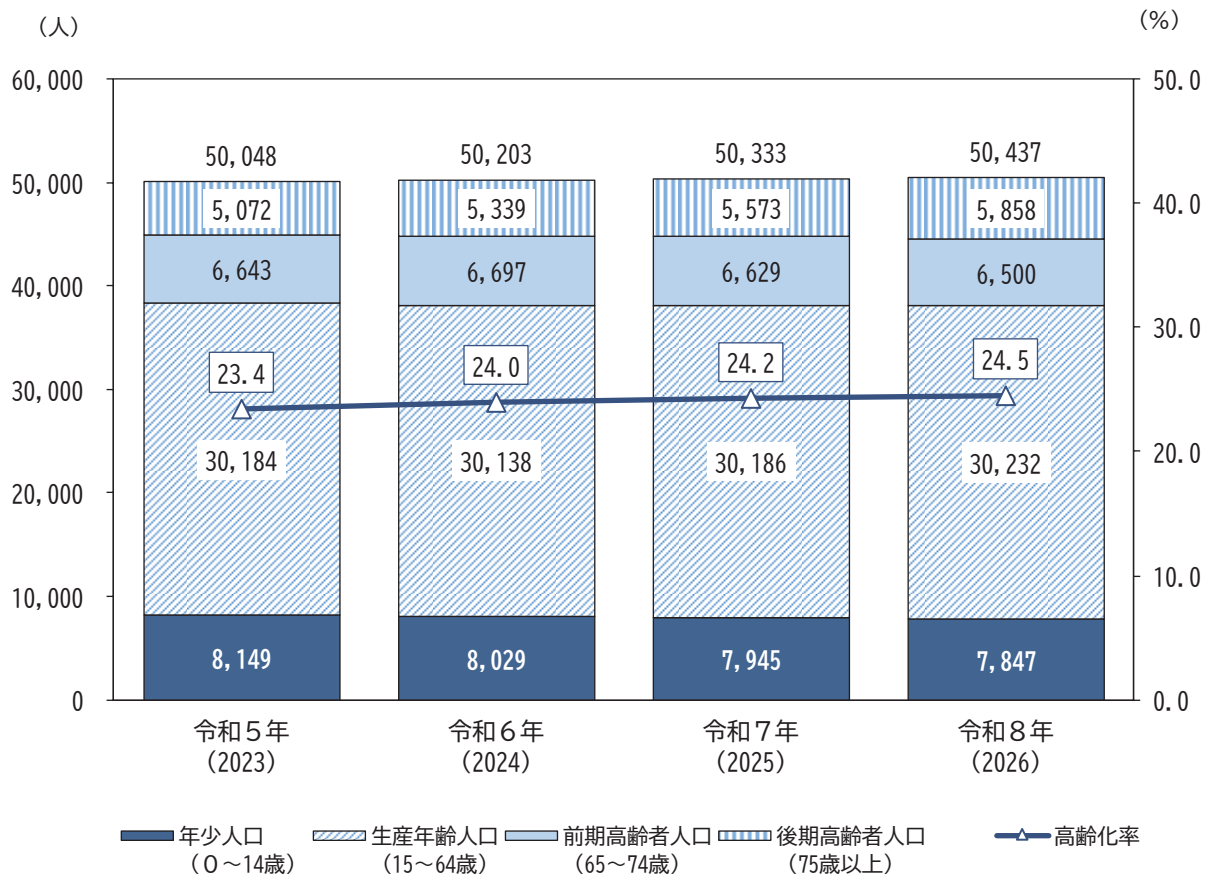
第8期計画で採用した人口推計と同様に、令和元年から令和5年の各9月末日の住民基本台帳の数値をもとに、コーホート変化率法で、年齢別に人口推計を行いました。

(コーホート変化率法とは、ある年次の性別・年齢別人口を基準として、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法です。)

その結果、総人口および高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は緩やかに増加を続け、令和8年は総人口50,437人、高齢化率24.5%になることが予想されます。

令和5年から令和8年にかけて、年少人口は緩やかに減少し、生産年齢人口は概ね横ばいとなっています。令和6年以降、前期高齢者人口は緩やかに減少している一方で、後期高齢者人口は増加で推移しています。

コーホート変化率法による人口推計



(2) 被保険者数の推計

コーホート変化率法で算出した人口推計値を基に、被保険者数を推計しました。

その結果、第1号被保険者数は、第9期計画の初年度である令和6年度から増加傾向で推移し、令和27年は14,460人になることが推計されています。

被保険者数の推計

(1) 男性

単位：人

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
第1号被保険者	5,544	5,703	5,781	5,840	6,034	6,180	6,417	6,647
65～69歳	1,814	1,812	1,738	1,659	1,449	1,469	1,723	1,880
70～74歳	1,614	1,626	1,658	1,635	1,552	1,280	1,285	1,509
75～79歳	821	985	1,135	1,333	1,450	1,357	1,098	1,086
80～84歳	647	624	570	525	900	1,139	1,055	849
85～89歳	434	427	439	439	396	647	808	738
90歳以上	214	229	241	249	287	288	448	585
第2号被保険者	8,912	8,919	8,996	9,088	9,332	9,511	9,537	9,640
総数	14,456	14,622	14,777	14,928	15,366	15,691	15,954	16,287

(2) 女性

単位：人

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
第1号被保険者	6,171	6,333	6,421	6,518	6,745	7,006	7,393	7,813
65～69歳	1,644	1,698	1,661	1,626	1,411	1,427	1,605	1,753
70～74歳	1,571	1,561	1,572	1,580	1,590	1,349	1,375	1,550
75～79歳	874	995	1,166	1,380	1,463	1,483	1,259	1,287
80～84歳	772	757	705	623	1,049	1,306	1,330	1,130
85～89歳	701	708	683	655	569	836	1,036	1,058
90歳以上	609	614	634	654	663	605	788	1,035
第2号被保険者	8,177	8,162	8,202	8,202	8,242	8,090	7,750	7,174
総数	14,348	14,495	14,623	14,720	14,987	15,096	15,143	14,987

(3) 合計

単位：人

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
第1号被保険者	11,715	12,036	12,202	12,358	12,779	13,186	13,810	14,460
65～69歳	3,458	3,510	3,399	3,285	2,860	2,896	3,328	3,633
70～74歳	3,185	3,187	3,230	3,215	3,142	2,629	2,660	3,059
75～79歳	1,695	1,980	2,301	2,713	2,913	2,840	2,357	2,373
80～84歳	1,419	1,381	1,275	1,148	1,949	2,445	2,385	1,979
85～89歳	1,135	1,135	1,122	1,094	965	1,483	1,844	1,796
90歳以上	823	843	875	903	950	893	1,236	1,620
第2号被保険者	17,089	17,081	17,198	17,290	17,574	17,601	17,287	16,814
総数	28,804	29,117	29,400	29,648	30,353	30,787	31,097	31,274

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

「見える化」システムによる本市の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和27年には令和6年の約1.5倍の3,030人となっています。

第9期計画期間中の認定率は概ね横ばいとなっており、それ以降上昇を続け、令和27年には21.0%となっています。

要支援・要介護認定者数の推計

単位：人、%

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
第1号被保険者数	12,036	12,202	12,358	12,779	13,186	13,810	14,460
第1号被保険者認定者数	1,985	2,011	2,025	2,194	2,466	2,832	3,030
要支援1	146	146	145	160	186	210	218
要支援2	302	302	302	334	382	424	440
要介護1	339	345	348	380	438	489	507
要介護2	319	325	329	350	394	456	489
要介護3	297	303	305	333	366	427	469
要介護4	358	365	369	393	435	516	566
要介護5	224	225	227	244	265	310	341
第2号被保険者認定者数	55	55	55	55	55	55	53
要支援1	8	8	8	8	8	8	9
要支援2	5	5	5	5	5	5	5
要介護1	8	8	8	8	8	8	7
要介護2	12	12	12	12	12	12	11
要介護3	6	6	6	6	6	6	6
要介護4	6	6	6	6	6	6	6
要介護5	10	10	10	10	10	10	9
認定者合計	2,040	2,066	2,080	2,249	2,521	2,887	3,083
要支援1	154	154	153	168	194	218	227
要支援2	307	307	307	339	387	429	445
要介護1	347	353	356	388	446	497	514
要介護2	331	337	341	362	406	468	500
要介護3	303	309	311	339	372	433	475
要介護4	364	371	375	399	441	522	572
要介護5	234	235	237	254	275	320	350
認定率 (第1号被保険者のみ)	16.5	16.5	16.4	17.2	18.7	20.5	21.0

3 サービス事業量の見込み

(1) 居宅サービス事業量の見込み

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

要介護1～5の方を対象とし、介護福祉士・ホームヘルパー等が居宅を訪問して、食事、排せつ、入浴などの「身体介護」や掃除、洗濯、調理などの「生活援助」を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

第9期計画期間は、令和3年度と令和4年度の実績を勘案し計画値を見込んでいます。

訪問介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回/月	6,546	8,684	8,940	8,332	7,985	7,473
	人/月	252	281	294	293	287	277

*小数点第一位を四捨五入し、以降も同様とする。

イ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、介護職員や看護職員が居宅を訪問し、移動入浴車などで浴槽を提供して入浴の介護を行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

ウ 訪問看護、介護予防訪問看護

在宅で療養している人に対して、かかりつけ医（主治医）の指示にもとづいて看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

第9期計画期間は、令和3年度と令和4年度の実績を勘案し計画値を見込んでいます。

訪問看護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回/月	152	248	361	239	239	239
	人/月	23	35	48	34	34	34
介護給付	回/月	763	1,009	1,074	1,012	1,031	1,031
	人/月	118	144	171	149	152	152

エ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

通院してリハビリテーションを受けることが困難な人のための訪問リハビリテーションです。医師の判断と指導のもとで、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが居宅を訪問し、機能訓練など短期集中的なリハビリテーションを行います。

訪問リハビリテーション		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回/月	22	39	14	39	39	39
	人/月	1	3	2	3	3	3
介護給付	回/月	38	6	0	24	24	24
	人/月	4	1	0	3	3	3

オ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

在宅で療養していて通院が困難な人に対して、かかりつけ医(主治医)などが居宅を訪問し、療養上の管理及び指導を行います。

居宅療養管理指導		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	3	4	11	5	5	5
介護給付	人/月	34	56	66	55	56	56

カ 通所介護

送迎つきの通所介護施設で、生活機能の維持又は向上を目指し、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行います。

通所介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回/月	5,291	5,231	5,448	5,714	5,774	5,805
	人/月	350	361	366	384	388	390

キ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のため理学療法、作業療法、それぞれ必要なリハビリテーションを行います。

通所リハビリテーション		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	87	83	81	96	95	95
介護給付	回/月	2,901	2,633	2,744	3,101	3,135	3,159
	人/月	251	238	250	273	276	278

ク 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所して、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、又家族の介護の負担軽減などを目的として、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

短期入所生活介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日/月	5	11	10	11	11	11
	人/月	1	2	2	2	2	2
介護給付	日/月	351	352	491	388	380	357
	人/月	42	51	74	51	50	47

ケ 短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設等に短期入所して、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、又家族の介護の負担軽減などを目的として、医療によるケアや介護及び機能訓練などを行います。

短期入所療養介護 （老健）		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日/月	2	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	296	270	288	316	316	324
	人/月	36	35	40	39	39	40

コ 短期入所療養介護（病院等）、介護予防短期入所療養介護（病院等）

診療所、病院などに短期間入所して、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、又家族の介護の負担軽減などを目的として、医療によるケアや介護及び機能訓練などを行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

サ 福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立支援や機能訓練に用いるため、また、介護者の負担を軽くするための福祉用具を貸与します。

福祉用具貸与		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	170	162	164	189	189	189
介護給付	人/月	597	611	632	647	656	661

シ 特定福祉用具購入費、介護予防特定福祉用具購入費

日常生活の自立を支援するために必要な福祉用具を、指定を受けた事業者から購入した場合、年間10万円を上限として支給されます。対象となる福祉用具は5種類です（①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分）。

特定福祉用具購入費		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	4	4	6	5	5	5
介護給付	人/月	9	9	10	11	11	12

ス 住宅改修費、介護予防住宅改修費

住宅改修費は、事前申請で承認を受け、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に対して20万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

住宅改修費		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	3	2	3	3	3	3
介護給付	人/月	4	4	5	4	4	4

セ 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームなどに入居している要介護者に、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練、療養上の支援を行います。

特定施設入居者生活介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	57	56	59	59	61	62

ソ 居宅介護支援、介護予防支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）が、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って介護サービスを提供する事業所等との連絡・調整などの支援を行います。

居宅介護支援		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	222	223	233	245	244	244
介護給付	人/月	890	923	965	962	975	982

(2) 地域密着型サービス事業量の見込み

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるために、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

イ 夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

ウ 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

認知症のある要介護者が、認知症対応型の通所介護施設等に送迎してもらい、入浴・排せつ、食事等の日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを日帰りで行います。

認知症対応型通所介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回/月	6	1	0	2	2	2
	人/月	1	0	0	1	1	1
介護給付	回/月	522	506	658	610	610	610
	人/月	43	41	50	50	50	50

エ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

通所サービスを中心に、訪問サービスや短期間の宿泊などを組み合わせて、介護や機能訓練などを行います。

小規模多機能型 居宅介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	5	8	7	9	9	9
介護給付	人/月	37	34	30	40	40	40

オ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要で、自宅では介護ができない要介護者が定員 29 人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

カ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く）について、その介護予防を目的として、その共同生活を営むべき住居において、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを行います。

認知症対応型 共同生活介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	39	39	44	44	44	45

キ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームに入居している要介護者に、当該施設の提供するサービス・入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などを行います。第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

ク 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護を組み合わせ提供するサービスで、通いサービスを中心に利用しながら宿泊サービスなどを行います。

本市においては、令和5年度時点での実績はありませんが、第9期事業計画期間において、事業参入意向などの状況を注視していきます。

ケ 地域密着型通所介護

要介護1～5の方を対象とし、食事・入浴・その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行います。

地域密着型通所介護		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回/月	2,281	2,226	2,134	2,437	2,464	2,479
	人/月	162	177	177	182	184	185

(3) 施設サービス事業量の見込み

ア 介護老人福祉施設

原則要介護3～5の方を対象とし、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方が対象の施設です。入浴・排せつ・食事など日常生活の介護、健康管理を行います。

新規施設 100 床の開所を令和8年度に見込んでいます。

介護老人福祉施設		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	181	184	183	183	183	233

イ 介護老人保健施設

症状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。

利用者の状態に合わせた施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、医学的管理のもとで、看護、リハビリテーション、食事・入浴・排せつといった日常生活上の介護などを併せて行います。

第9期計画期間は、令和5年度から現状維持で推移するものと見込んでいます。

介護老人保健施設		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	150	155	160	160	160	160

ウ 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

新規施設 48 床の開所を令和6年度に見込んでいます。

介護医療院		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	1	1	1	17	49	49

エ 介護療養型医療施設

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）です。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方に、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを行います。（令和5年度末廃止）

介護療養型医療施設		第8期実績値			第9期計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人/月	1	0	0			

4 給付費等の見込み

(1) サービス別給付費の見込み

1) 介護サービス種類別 給付費見込額

単位：千円

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
①居宅サービス							
訪問介護	303,659	292,160	274,402	301,476	346,005	424,444	473,351
訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問看護	64,790	66,075	66,075	69,588	73,069	79,983	86,969
訪問リハビリテーション	920	921	921	921	921	1,523	1,523
居宅療養管理指導	5,430	5,521	5,521	5,663	6,166	6,669	7,256
通所介護	546,947	553,383	556,561	583,121	620,218	676,180	732,846
通所リハビリテーション	339,229	343,769	346,453	361,382	385,436	421,705	455,152
短期入所生活介護	38,901	37,973	35,471	37,212	39,984	44,772	51,847
短期入所療養介護（老健）	42,268	42,321	43,478	46,859	47,686	50,956	57,477
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	85,257	86,491	87,136	90,061	95,488	104,012	113,596
特定福祉用具購入費	4,080	4,080	4,458	4,458	4,458	4,458	4,458
住宅改修費	4,107	4,107	4,107	4,107	4,107	5,324	6,107
特定施設入居者生活介護	144,599	149,576	152,416	161,968	178,357	208,536	227,764
②地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	249,344	252,461	254,112	264,041	283,440	308,196	334,358
認知症対応型通所介護	78,268	78,367	78,367	82,562	89,021	96,527	104,318
小規模多機能型居宅介護	103,732	103,864	103,864	110,544	115,850	129,082	139,019
認知症対応型共同生活介護	130,579	130,744	133,864	145,258	162,891	189,439	205,253
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
③施設サービス							
介護老人福祉施設	561,309	562,020	715,705	715,705	715,705	715,705	715,705
介護老人保健施設	547,142	547,834	547,834	612,489	674,080	787,014	862,255
介護医療院	73,435	212,239	212,239	212,239	212,239	212,239	212,239
介護療養型医療施設							
④居宅介護支援	188,997	191,860	193,283	201,127	215,536	234,567	253,993
合計	3,512,993	3,665,766	3,816,267	4,010,781	4,270,657	4,701,331	5,045,486

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

2) 介護予防サービス種類別 給付費見込額

単位：千円

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
①介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	12,113	12,128	12,128	13,196	14,263	15,331	16,398
介護予防訪問リハビリテーション	1,523	1,525	1,525	1,525	1,525	1,785	1,785
介護予防居宅療養管理指導	664	665	665	665	665	808	808
介護予防通所リハビリテーション	40,929	40,712	40,712	43,743	47,312	51,110	54,641
介護予防短期入所生活介護	787	788	788	788	788	788	788
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,920	10,920	10,920	11,675	12,651	13,738	14,553
特定介護予防福祉用具購入費	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635	2,297	2,297
介護予防住宅改修	3,410	3,410	3,410	4,514	4,514	4,514	4,514
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
②地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	251	252	252	252	252	252	252
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,937	6,946	6,946	6,946	7,811	8,257	9,122
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
③介護予防支援	13,704	13,665	13,665	14,728	15,961	17,250	18,313
合計	92,873	92,646	92,646	99,667	107,377	116,130	123,471

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(2) 地域支援事業費の見込み

1) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込額

単位：千円

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
訪問型サービス							
訪問介護相当サービス	33,398	33,901	34,152	34,948	35,595	36,298	37,477
通所型サービス							
通所介護相当サービス	36,113	36,582	36,816	37,827	38,528	39,289	40,565
通所型サービスB	500	500	500	638	703	720	706
介護予防ケアマネジメント	6,078	6,488	6,925	7,266	8,005	8,200	8,046
一般介護予防事業							
介護予防把握事業	3,496	3,496	3,496	4,461	4,915	5,035	4,940
介護予防普及啓発事業	12,111	12,111	12,111	15,453	17,025	17,438	17,112
地域介護予防活動支援事業	16,340	16,340	16,340	20,850	22,972	23,529	23,088
一般介護予防事業評価事業	3,485	3,485	3,485	4,447	4,899	5,018	4,924
地域リハビリテーション活動支援事業	120	120	120	153	169	173	170
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	556	556	556	709	781	800	785
合計	112,197	113,578	114,501	126,752	133,593	136,499	137,813

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の見込額

単位：千円

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営)	36,487	36,487	36,487	36,487	36,487	36,487	36,487
任意事業	29,546	29,546	29,546	29,546	29,546	29,546	29,546
合計	66,033	66,033	66,033	66,033	66,033	66,033	66,033

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

3) 包括的支援事業（社会保障充実分）の見込額

単位：千円

	本計画期間推計			長期推計（参考）			
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	令和27年度
在宅医療・介護連携推進事業	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738
生活支援体制整備事業	4,846	4,846	4,846	4,846	4,846	4,846	4,846
認知症初期集中支援推進事業	536	536	536	536	536	536	536
認知症地域支援・ケア向上事業	9,153	9,153	9,153	9,153	9,153	9,153	9,153
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0	0
地域ケア会議推進事業	454	454	454	454	454	454	454
合計	18,727	18,727	18,727	18,727	18,727	18,727	18,727

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(3) 標準給付費の見込み

標準給付見込額は、総給付費の3年間の合計と、特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）、高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の3年間の合計で積算されます。

また、地域支援事業費は、3年間の合計で5億9,455万7,102円を見込んでいます。

【標準給付費見込額】119億9,274万9,414円

=（総給付費（財政影響額調整後））112億7,319万1,000円

+（特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後））4億3,075万5,959円

+（高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後））2億6,296万1,850円

+（高額医療合算介護サービス費等給付額）1,371万17円

+（算定対象審査支払手数料）1,213万588円

※3年計（令和6年度～令和8年度）

【標準給付費の見込み】

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費（財政影響額調整後）	3,605,866	3,758,412	3,908,913	11,273,191
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	141,933	143,924	144,899	430,756
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	86,642	87,862	88,458	262,962
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,544	4,572	4,594	13,710
算定対象審査支払手数料	4,021	4,045	4,065	12,131
標準給付費見込額	3,843,006	3,998,815	4,150,929	11,992,749

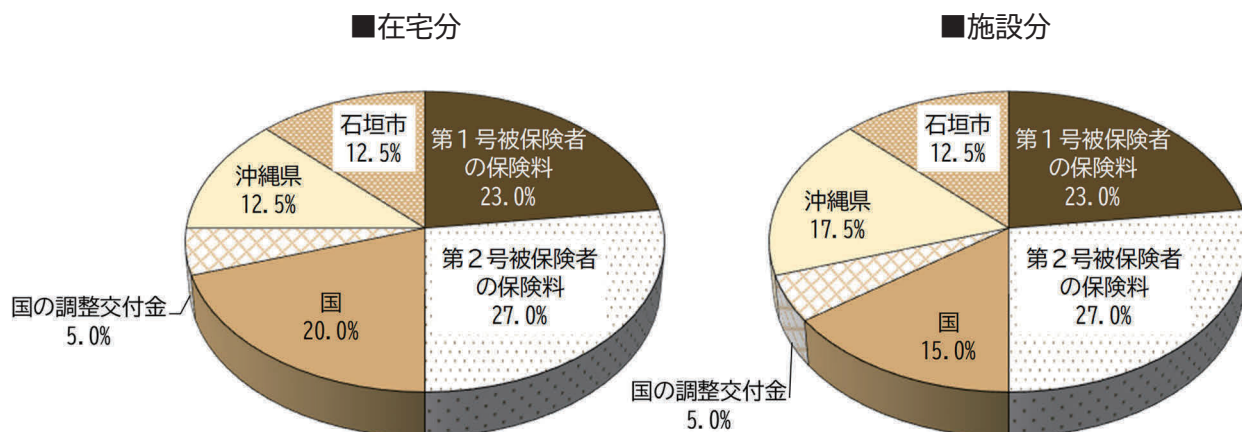
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

5 第9期計画期間中の介護保険料

(1) 費用負担の割合

ア 介護保険給付費の財源構成

介護保険の財源は国、県、市の負担金と第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で賄われています。

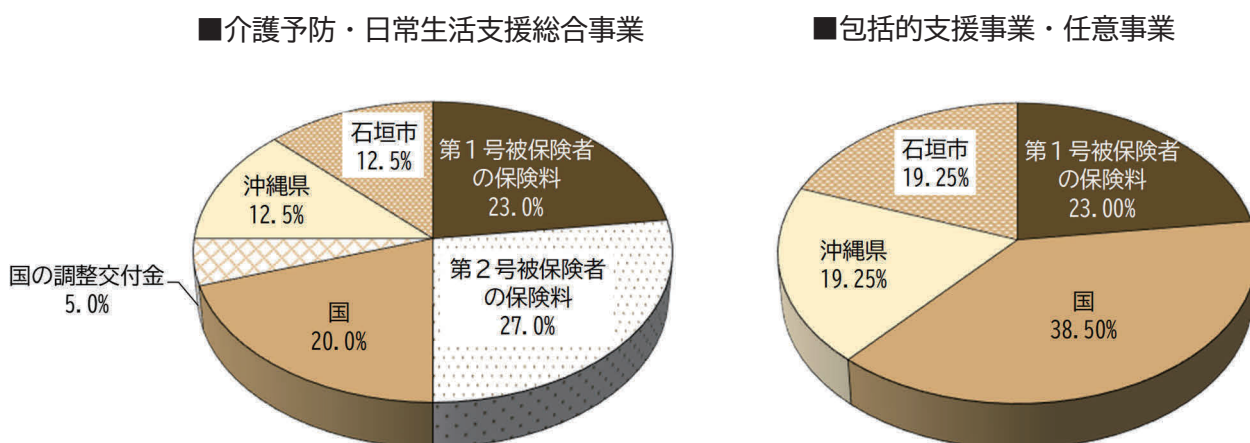


イ 地域支援事業費の財源構成

地域支援事業には、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」「任意事業」があります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源構成は、介護保険給付費と同様に半分を公費（国が25.0%、県が12.5%、市町村が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

「包括的支援事業」「任意事業」の財源構成は、公費（国が38.50%、県が19.25%、市町村が19.25%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.00%）で賄う仕組みとなっています。



(2) 第1号被保険者の保険料により収納することが必要な額
(保険料収納必要額)

介護保険総事業費から介護給付費準備基金取り崩し等を踏まえて、本計画期間における保険料収納必要額を見込みます。

【保険料収納必要額】

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	3,843,006	3,998,815	4,150,929	11,992,749
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B)	112,197	113,578	114,501	340,277
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費 (C)	66,033	66,033	66,033	198,099
包括的支援事業費 (社会保障充実分) (D)	18,727	18,727	18,727	56,181
介護保険総事業費 (E = A + B + C + D)	4,039,963	4,197,153	4,350,191	12,587,307
第1号被保険者負担分担相当額 (F = E × 23%)	929,191	965,345	1,000,544	2,895,080
調整交付金相当額 (G = (A + B × 5%))	197,760	205,620	213,272	616,651
調整交付金見込額 (H)	138,432	129,952	117,299	385,683
介護給付費準備基金取崩額 (I)	—	—	—	285,000
財政安定化基金取崩による交付額 (J)	—	—	—	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (K)	—	—	—	23,369
市町村特別給付費等 (L)	—	—	—	0
保険料収納必要額 (M = F + G - H - I + J - K + L)	—	—	—	2,817,679

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(3) 第9期保険料について

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階別に設定することとなっており、国が示す基準段階から、市町村の状況に応じて多段階化や保険料率の変更が可能となっています。

本市では、介護保険制度の持続可能性を確保し低所得者への負担軽減、被保険者の負担能力に応じた保険料負担の観点から、第9期介護保険事業計画では、国が示す13段階をさらに15段階とします。

月額保険料基準額： 6,880 円（年額 82,560 円）

【所得段階別保険料】

所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料額	
			月額（円）	年額（円）
第1段階	●生活保護の受給者 ●高齢福祉年金の受給者で本人及び世帯員全員が市民税非課税者 ●本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	0.455 (0.285)	3,130 (1,960)	37,560 (23,520)
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え、かつ120万円以下の人	0.685 (0.485)	4,712 (3,336)	56,544 (40,032)
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入が120万円を超える人	0.690 (0.685)	4,747 (4,712)	56,964 (56,544)
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額＋課税年金収入が80万円以下の人	0.900	6,192	74,304
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に課税者がいる人で合計所得金額＋課税年金収入が80万円を超える人	1.000	6,880	82,560
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.200	8,256	99,072
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.380	9,494	113,928
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.650	11,352	136,224
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.900	13,072	156,864
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	2.100	14,448	173,376
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.300	15,824	189,888
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.400	16,512	198,144
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.500	17,200	206,400
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.600	17,888	214,656
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の人	2.800	19,264	231,168

※第1段階から第3段階は低所得者保険料軽減のために公費が投入され（ ）書きになります。
※小数点以下切り捨てとしています。

【所得段階別人口の推計】

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
第1段階	3,731	31.0	3,783	31.0	3,832	31.0
第2段階	1,027	8.5	1,041	8.5	1,054	8.5
第3段階	767	6.4	778	6.4	788	6.4
第4段階	1,149	9.5	1,164	9.5	1,179	9.5
第5段階	804	6.7	815	6.7	825	6.7
第6段階	1,774	14.7	1,798	14.7	1,821	14.7
第7段階	1,527	12.7	1,548	12.7	1,568	12.7
第8段階	593	4.9	601	4.9	609	4.9
第9段階	213	1.8	216	1.8	218	1.8
第10段階	106	0.9	108	0.9	109	0.9
第11段階	64	0.5	65	0.5	66	0.5
第12段階	58	0.5	59	0.5	59	0.5
第13段階	27	0.2	27	0.2	28	0.2
第14段階	65	0.5	66	0.5	67	0.5
第15段階	131	1.1	133	1.1	135	1.1
計	12,036	100.0	12,202	100.0	12,358	100.0

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

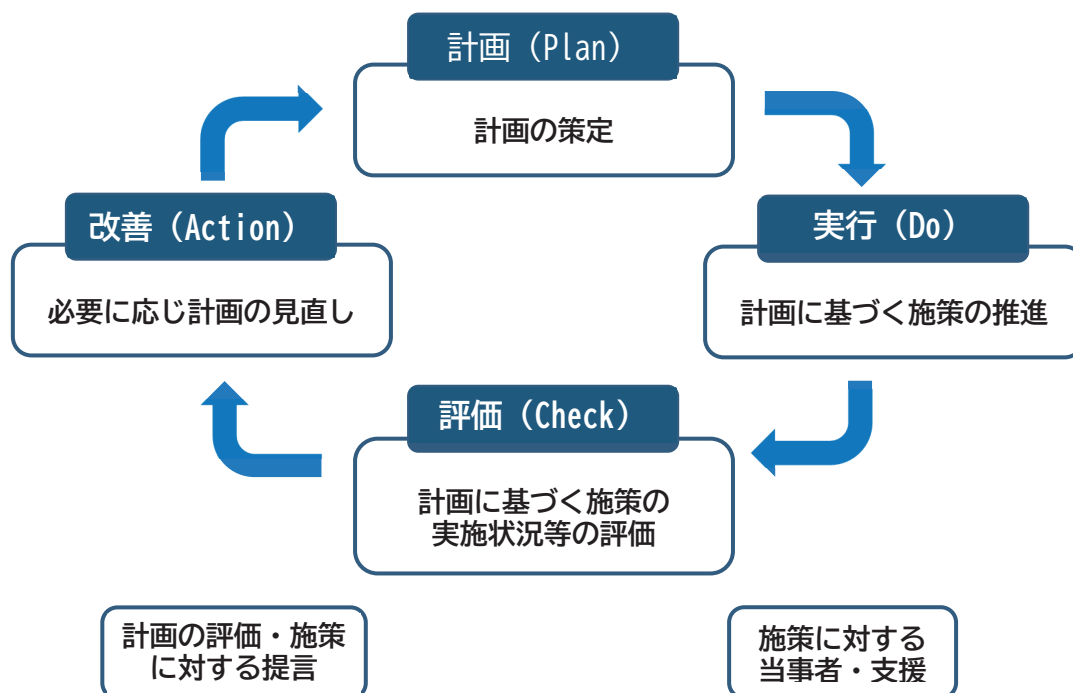
本計画に位置づけた高齢者保健福祉施策を円滑に推進していくためには、地域包括ケアシステムの深化・推進が、まちづくり全般に関わる課題であることを認識し、そのことが行政組織内のみならず市全体で広く共有される必要があります。

そのため、本計画の各施策が総合的・効果的に実施されるよう、また地域包括ケアシステムの拠点である地域包括支援センターを中心とした住民主体のまちづくりが円滑に進むよう、関係機関・団体・企業等との連携を一層強化し、計画の推進に努めます。

2 計画の進行管理および評価

本計画を実行性のあるものにするために、計画の進行状況を把握し、計画的に取り組を進めていくことが重要です。そのため、PDC Aサイクルに沿って目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。計画に基づき施策の実現が図られるよう、毎年度、事業の達成状況を把握し、進行管理を行います。また、目標量を設定している事業については、定量的な評価を行います。

また、取り巻く環境変化などに適切かつ迅速に対応するため、必要に応じて事業内容や事業手法の見直し、新たな事業の実施なども視野に入れた事業の評価・改善を行います。



資料編

1 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

○石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成17年7月1日

告示第77号

改正 平成23年4月22日告示第68号

(題名改称)

平成26年6月4日告示第115—1号

平成29年6月1日告示第101—2号

平成31年4月1日告示第82—1号

令和2年3月27日告示第74—1号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に資するため、石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(令2告示74—1・全改)

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、計画の策定に必要な事項及び計画の進捗状況について協議する。

(令2告示74—1・全改)

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験者
- (4) 被保険者
- (5) 市職員

(平23告示68・平26告示115—1・平29告示101—2・令2告示74—1・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 委嘱を受けた委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平29告示101—2・令2告示74—1・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第70号)別表に掲げる法又は条例による審議会等の委員に委嘱された者に準じて支払うものとする。

(平31告示82—1・追加)

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(平23告示68・一部改正、平31告示82—1・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

(平31告示82—1・旧第8条繰下)

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 石垣市高齢者保健福祉計画見直し策定委員会設置要綱(平成14年石垣市告示第115号)は、廃止する。

附 則(平成23年告示第68号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年告示第115—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年告示第101—2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年告示第82—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第74—1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員

区分	機関・団体名	氏名
保健医療関係者	八重山地区医師会	上原 秀政
保健医療関係者	沖縄県看護協会八重山地区	砂川 綾子
保健医療関係者	沖縄県理学療法士会協会八重山支部	西原 美樹
福祉関係者	八重山福祉事務所	中山 かおり
福祉関係者	石垣市社会福祉協議会	新田 健夫
		石垣 安志
福祉関係者	八重山厚生園	新城 佳一
福祉関係者	グループホーム イジユの花	宮良 政順
福祉関係者	沖縄県介護支援専門員協会八重山支部	金嶺 光江
福祉関係者	石垣市民生委員児童委員連絡協議会	崎原 喬
福祉関係者	八重山地区手をつなぐ育成会	山田 善博
学識経験者	石垣市人権擁護委員協議会	森永 用朗
被保険者	石垣市自治公民館連絡協議会	平田 勝男
被保険者	石垣市老人クラブ連合会	砂川 長紀
市職員	石垣市福祉部	南風野 哲彦
市職員	石垣市市民保健部	大城 智一郎

(順不同、敬称略)

会長 : 森永 用朗
副会長 : 南風野 哲彦

3 用語解説

用語	説明
あ行	
ICT（アイシーティー）	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。
一次予防	健康を増進して疾病の発病を予防すること。
NPO（エヌピーオー）	非営利団体（Non-Profit Organization）の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体等の市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社等の営利を目的としない団体。
か行	
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護者等がその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者で、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ実務研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者。
協議体	生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する組織。
居宅サービス	自宅で生活する人を対象とした介護保険の介護サービス全般のこと。
ケアプラン	要介護等認定者や家族の希望をとり入れて作成される介護利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画。介護保険は、本人のニーズに適応したサービスを効率的かつ計画的に提供する観点から介護サービス計画を作成してサービスを受給することを給付の基本としている。
ケアマネジメント	要介護等認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。
権利擁護	自らの意志を表示することが困難な認知症高齢者や知的障がい者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
コーホート変化率法	ある年次の性別・年齢別人口を基準として、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。
後期高齢者	高齢者のうち75歳以上の人。

用語	説明
後見人	⇒ 成年後見制度
高齢化率	総人口に占める65歳以上の高齢者の人口の割合。
高齢者	65歳以上の人。
さ行	
施設サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院に入所した要介護認定者に対して提供されるサービス。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人。
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。本人の判断能力などに応じて、家庭裁判所が「成年後見人」、「補佐人」、「補助人」を選任し、これらが本人の利益を考え、本人に代わって法律行為をしたり、本人が行う法律行為に同意したり、取り消したりすることによって本人を保護する。また、十分な判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が不十分になったときに備えて、あらかじめ代理人（任意後見人）に自らの財産管理などに関して代理権を付与する契約を交わすこともできる。
前期高齢者	高齢者のうち 65 歳以上 75 歳未満の人。
た行	
第1号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の住民。
第2号被保険者	介護保険制度における被保険者のうち、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
団塊ジュニア世代	昭和46年から昭和49年までに生まれた世代。
団塊の世代	昭和22年から昭和24年までに生まれた世代。

用語	説明
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、「医療、介護、福祉等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める」、「個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する」、「共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる」等を内容とする会議。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が切れ目なく提供されること。
地域密着型サービス	要介護等認定者が住み慣れた地域での生活を継続するために、平成18年4月に創設された予防給付及び介護給付サービス。地域密着型サービスの指定及び介護報酬の決定は、保険者が行う。
な行	
二次予防	早期発見と早期治療によって疾病が進行しないうちに治してしまうこと。
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために記憶や判断力の障がいなどが起こり、生活に支障が出ている状態。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加することができ、同じ境遇の人との悩みの共有や、地域の情報の交換、専門家と相談することを目的として集う場のこと。
認知症サポーター	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しい知識を身に付け、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のこと。
認知症地域支援推進員	地域住民から認知症に関する相談に応じたり、地域住民や専門職に対して認知症の対応力を向上できるよう働きかけたり、認知症の人やその家族が暮らしやすい地域となるように、地域のネットワークづくりに関わるなど、地域の実情に合わせて、日々活動する人のこと。

用語	説明
は行	
パブリックコメント	行政機関が計画等を策定するに当たって、事前に計画等の案を示し、その案について広く住民から意見や情報を募集するもの。
バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
PDCAサイクル	さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。
福祉避難所	大規模災害時に、通常の広域避難場所等において避難生活を続けることが困難な人を対象に、開設する避難所。
フレイル	日本老年医学会が提唱した、高齢期の「衰弱」などに代わる名称。健康な状態と要介護状態の中間で、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指す。
ボランティアポイント制度	高齢者が行うボランティア活動の実績に応じてポイントを付与し、当該評価ポイントを商品券等に交換し、これを当該高齢者に交付する制度。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者で、市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。
ら行	
ライフスタイル	衣食住、交際、娯楽等の生活の様式及び生活の行動や様式を形づくる考え方や習慣。

パールプランいしがき

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
(第9期:令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

石垣市 福祉部 福祉事務所 介護長寿課

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672
TEL:0980-82-7158 FAX:0980-83-5525

